

座候市兵衛も近日に出府候由に竹村にて話御座候が如何や愚意には松屋の方  
も市兵衛出向き候はゞ夫に喰ひつきけくやかましき事等も出来り可申歟又令  
弟の御上とても此節御悔悟の無之所にては市兵衛罷越し候とも致し方も有之  
まじく被存候左候はゞ離縁丈の所は市兵衛参り候迄も無之僕よりかけ合ひ候  
て事済み可申事と存候夫等は被仰下次第如何とも取計らひ可申候令弟の御事  
には嘸々御母様も御心配に可有御座と奉察候御序に宜しく奉希候其後暫御便  
も無之候に付今夕高田氏出立と承り此紙相認め候松屋の方も餘り延々に相成  
候てもいなものと存候に付如此に御座候尙御勘辨可被仰下候以上

慎 藏 兄

仲秋念五

修 理

尙々時氣折かく御厭ひ可被成候此一品加州表より到来候に任せ御目につ  
候御咲留可被下候以上

嘉永六年九  
月八日

〔四七三〕 山寺源大夫に贈る

歸山之義も  
段々御配慮  
被成下候所  
又々此表に  
罷在候事に  
相成候

(三晴は三  
村晴山)

中秋之華簡に問對書之首編御附し被遣候所けく御卷末より延達致し候乍去開  
違なく落手仕候義に御座候先以益御休安之御容子□慰之劇奉存候歸山之義も  
段々御配慮被成下候所又々此表に罷在候事に相成候義御怡被仰下厚誼之至感  
銘無罄奉存候但當今天下之形勢を察し候に行止の利害得失は何れとも難申乍  
然拙詩にも申述候通天意任せと存候義に御座候一方ならず御深切に蒙仰候條  
老母へも申聞せ候所深く難有がり宜しく御禮申上度申出候其親に薄く其師に  
薄きものゝ事被仰下小弟歸山之事杯は不承服之様子に申候よし此其奸邪たる  
所以と存候既に三晴の手より謀略を以て奪ひ候望月が内書之内にて此者主謀  
にて望月と小生との間を離間候事能く分り申候又御側御納戸日記にて上との  
御間を離間候も此者の仕業なる事明白の事に候右兩條を以てトし候に歸山之  
命の下り候も此者の同謀なる事は火を見るが如くと存じ申候但輕忽淺慮にて  
意外之事出来り夫等の密謀を成し候事不都合に相成候故又其表へ参り盟臺等  
に拜謁候へば厭然として其不善を掩ひ候事と被存候望月も海防之義御書下を  
以て被仰出候御趣意相守候に就ては小弟と致往來候ては嫌疑も有之候に付往



來を絶ち申度と申事三晴を以て斷有之候故小弟三晴へ申には外之にして公儀へ御忠節内之にして先公へ御孝道且萬一之事有之候ても猥りに御人數を不被失候等小弟愚蒙の建白には候へ共豎看横看殘る所も無之事と存じ候所其方略はけく御趣意に相觸れ此江戸立始り候以來遂に無之大變にても御人數被差出候様此表より申參り候に公方様御本丸御籠城に候はゞ御人數不差出等の不忠不智不義之次第結句御趣意に叶ひ候と申様には御在所の面々御咎等も無之剩へ小弟をば軍議役御免被仰付猶小弟と往來候ては嫌疑も候とて絶交等の斷近頃珍事にて候定て貴君迄申來り候内書可有之候へば夫を見せ賜り候様申候所けつして見せ吳候など申頼故見せ難しと三晴堅く拒み候に付是も縁邊などに引かれ候かとも察し又存外風並を見る男故望月などにあしく思はれぬ様などの考も有之候かとも存じ深く議論にも及ばず謀計を設けて其書を奪ひ一覽候所以て開いたる事どもにて全く伊野右衛門深美謀を合せ御書下と申ものを上に奉逼拵へ候て上を併せ奉り外公儀へ御不忠内先公へ御不孝に陥れ奉り候事にて其際に小生罷在候へば一言の議論も立たざる義故に上に御逢も無之様道を

塞ぎ上書迄も御取次致し候など申事に致し望月とも往來の無之様致し全く小弟をば別世界へはね落し候事と被存候乍去小弟始の存念には先暫く動靜を見候てとも角も謀を運し候はんと存じ候所其内書を奪ひ候翌日望月自身草堂迄出かけ參られ候には更に驚愕仕候禮儀廉恥を知らざるも大抵程の御座候事と存じ在宿は致し居り候へども存念有之面會不致趣を申斷歸し候事に御座候是は七月廿八日の事に御座候ひき御在所より出かけ候者にも彼れの如く此表に居候者も如此にては實に亞墨利加の事より御國內大變と存じ草稿入御覽候通手扣致し内外御役人列座之上御逢を奉願候義に御座候然る所是も形の如く阻られ候て志趣も貫かず残念の事に奉存候先一寸致し候ても右の次第に候を歸山の事かのもの不承服の様など申候は尤も惡むべき態と存じ候事に御座候赤門老へはよく早速に前後とも御報聞被成下候よし奉謝候如仰此人在職に候はばいかでか如此形勢に至り候はん誠に樞軸の場に於ては一人の邪正賢不肖國家の興衰安危に係り候事面り思ひ知り候事に御座候偕御次酌之兩絶難有奉存候乍憚面白く奉存候但御推獎を荷ひ候段は赧然之仕合に御座候彼の時節實に



川路司農之  
何某と申も  
の候

意外之事にて是も天意と存じ候へば暫く蟄伏甚妙と存じ候て一向に取飾らず  
口占仕候所詩教忠厚の意を得候など蒙仰不敢當奉存候扱問對書擬論文とも篤  
と拜見仕候所いづれも人の未だ言ひ得ざる所流石の御手筆と感歎不淺奉存候  
殊に彼里への御一通別して妙絶と敬服仕候尤も問對書中三四箇所御誤傳とも  
被存候所相見え候故愚存欄外へ認め置候水戸藤田もかねて御懇意にも候上此  
節専ら海防の義に付老公の御顧問にも備り候趣に付川路司農之臣下に宮崎何  
某と申もの候是は水戸浪人にて從來藤田等と無二入魂の様子に付是を以て川  
路司農へも一覽致させ其後を藤田へ轉じ候様申此者に相附し候義に御座候是  
も草堂にて兩三條讀過擊節歎服候ひき藤田も定て評語にても認め返し候事と  
被存候戻り次第完璧可仕候菅沼何か對策も御座候よし御手に入り候はゞ一寸  
御示及奉仰候此人中々本藩の人傑にて候何か名言も有之べくと被察候大艦御  
買上之義和蘭人へ被仰付候は實説に御座候八十門の石榴砲新鑄之事も無相違  
候但是は江川の手にて出來候よし當年中二十門とか申事に候櫻の馬場にて鑄  
立候よしの所今猶其場所の普請にて未だ一門も鑄立には不相成候是も誠に拙

大艦御買上  
之被仰付候  
へ實説に御  
座候  
八十門の石  
榴砲新鑄の  
事無相違  
候

海中臺場の  
事も奇怪な  
弟事などの  
念には少も  
叶ひ不申候

國力を如此  
に候ては被  
置候ては守

策の限りにて日を争ひ急に造り候ものを其場所よりして拵へ候と申は時變を  
知らずとも可申候日を争ひ製造候には吹場を持ち居候江戸中の鑄物師へ手分  
して申付川口の鑄物師等迄も及候はゞ彼の時節よりはもはや七八十門も出來  
に相成可申其出來立候ものより臺に居る砲隊の士卒を擇み操演致させ候はゞ  
いかばかり實用あるべく候あはれ本才の人と申もの無之浩歎之事ごもに御座  
候海中臺場の事も奇怪なる事にて小弟などの存念には少も叶ひ不申候水戸老  
公先御別條も無御座御様子に被窺候但思召通には何分參らぬかの趣に傳聞仕  
候如仰其以來御新令も人意に滿ざるが多く候養子の事出で候も植村氏に其實  
事御座候故とか聞え候乍去此御時節にも候へば其如何敷事有之候者を痛く御  
察當有之候はゞ夫にて衆人の戒警に相成可申夫を其儘に被成被差置紙上の御  
達しのみにて其弊を被救候はんと申はいつも御同様の故轍にて其御益は有御  
座まじく被存候何故に此御時節に至りても御目の明き候はぬ義か不思議の事  
に被存候和策を唱へ候者の事苦々敷と被仰遣御尤に奉存候乍去此爲體にて戰  
策を唱へ候も得たりとせざる様被存候免に角國力を如此にして被差置候ては



戰和とも  
難出來候  
奉存候様

小弟此節  
専ら力を  
説き候

英船参り  
候節答書  
之擬置御  
寫し被

文化度の  
論

守戰和とも難出來候様奉存候古人も守る事出來候て後に戰ひ戰ふ事出來候て後に和すと申候て守戰之事調はずして和し候ては和は乃ち降るにて國遂に亡るに至り候事漢土には歴々其證御座候かに被存候同力度徳同徳度義力の字を首に置候事最深意ある事と存候事に御座候假令聖賢にても列國を制伏し候程の國力無之候ては天下の君にはならざる事と被存候周文を稱し候ても大國其力を畏れ小國其徳に懐くと申候事に御座候依て小弟此節専ら力を説き候事に御座候水陸戰法録とか申ものゝ事被仰下候是は佐藤何某とか申者の著述之由にて此者は元來妄人にてたわひもなきものに候元より評論にも及ばず候事と存候阿州の集堂と申ものゝ事一向承り不申候將十年前長崎へ英船参り候節答書之擬作御寫し被置今更隔世の様被思食候由小弟は却ていかなる義を認めしか忘れ申候文化度の論文は能く出來候と被仰下候是は先々の林祭酒と申事に承り及び候愚意には猶十分ならず奉存候是等何分面言にあらざれば難盡候令郎も次第に御快方にて戸隠迄御登り何の御申分も無御座本日御歸宅候よし其分に候ては先御霍然と申ものなるべく候先は拜復迄申上候多忙中亂書御

海容可被成下候已上

懼堂盟臺卓皮

重九前一日認

啓 拜復

猶々前半は御覽後早速に御投火可被成下候時氣折角御愛重奉禱候以上

〔四七四〕 山寺源大夫に贈る

嘉永六年九月十日

八月二十七日之御手教拜見仕候御佳勝之條奉慶候然者本日□□及ばれ候白旗二本等の事は取るにも足らぬ妄言にて御座候此表にても其様の事申傳へ候もの御座候是等は其起る所を糾し妖言の典刑を正し度ものと申居候事に御座候儲御別紙五條之問目何分御對も出來かね候とて御廻し被遣手透に申上候様被仰下候に付一々浮簽に認め御問目返壁がてら掛御目候尙可然御論究所冀御座候

此度も縮地の術なしとて御遺憾之條被仰下候が既に前書にも御東遊之義御勸め申候御勇決にて御發軔御座候節は第一に御國家之御爲に可被成義も可有之



第二には御家學の兵道に付大に裨益可有之只今之世の形勢いか様のものに變じ候かも難計候其節盟臺など一方を御引受可被成御才略にて候を大小□訓練の業新しく御手がけ無御座候ては實に惜むべき事と奉存候是獨り盟臺を惜み候に無御座候天下の爲に惜み候義に御座候何とぞ一と御趣向有御座度奉存候扱過刻櫻田邸の風聞を承り候處何共憂患に堪へざる義に御座候其表にてももはや定て紛々之説可有御座候夫是に付候ても盟臺はいづれ御東遊御座候方と奉存候急々御工夫被遊候様奉存候過刻不穩風聞承候に付候ても右之義尙々御勸申上度此紙を認め候

御紙末駒込邸の事御座候に付一寸申上候が甚不滿に存じ候は此度の御出處に候御自分様より御求め候御氣味御座候ひしと申事に御座候夫故に御政事と海防とを二ツに分け老公其海防を掌り候御約束と申事に候海防の第一は人材に有之候人材の進退は御政事の樞軸に候然るをこれを分て二塗と被成候ては何事も出来申まじく楮々嘆はしき時節に存候事に御座候是等の義ますく御密祕に可被成下候餘在後音

懼堂盟臺

九月十日夜

啓 拜復

過日孔平に御附し候御前書未だ手に落す候趣申上候所四五日間有之慥拜接安心仕候御返事は別段申上候に付爰に復書不仕候

猶々追々御傳聞も御座候はん此表品川沖臺場新築の事に候所全くは江川氏の杜撰に出候と申事に候が外國の内に如此守禦を設け候海城と申も無之又原書中にも一切見え候はぬ處置にて興のさめ候事どもに御座候依て川路司農へも精々然るべからざる義を申福山侯御手許へも長岡侯御手許へも委細其説を申陳候事に御座候然る所何分救べからざる體にて是又浩歎□候江川元來固陋之上杜撰を好み且偏狹故に人言を聽き衆長を集め候事能はず全く用ひ候離堡の法を臆見を以て海上に移し候ものと被存候離堡は其中心より中心迄厓か百六七十間にて小銃の矢先を正し候て置候ものに候所此度其法を延候て距離を大にし候ては必ず打合候間に身方打も出来可申且其不便無窮候太平無事の時にて候だに空しく財用を糜し候は惜むべき事に候

新品川沖臺場  
新築の事に  
候はに  
江川氏の杜  
撰候と

江川元來固  
陋之上杜撰  
を好み且偏  
狹故に人言  
を聽き衆長  
を集め候事  
能はず



をまして艱難多事の際夥しき財費を被耗實用にも當らぬものを御普請御座候はけしからぬ事と存候あはれ大朝にも人材は無之と恐入候義に御座候以上

嘉永六年九月廿六日か

〔四七五〕 一場茂右衛門に贈る

御疲少しは御くつろぎ候か其後の様子いかにや極密御屋敷の方相探り候所上の思召も御なごみ被遊御和睦の形に相成候とか申事にて其御屋敷太守様新橋御屋敷へ御出御相談御座候趣に被仰進候所御和睦に相成事收り候に付御出被下候に不及候御挨拶且私共兩人罷出段々御厄介に罷成候御禮旁昨日小山田大夫其御屋敷へ出候と申事に御座候上の御憤御なごみ被遊候は馬場高山等の少しも口をきゝ候はんと申もの共親類預等に相成候に付ますゝ御獨立に成せられ御力に及ばざる所にてやむ事を得させられず其御次第に至り候事か不審の事ごもに御座候又薄々承候に今度上の御憤を起し候様御たきつけ申上候は全く内藏進が仕業にて被召上もの等に心付候へなど申候も内藏進より出候奸

(高山内藏進)

言にて聊か跡方も無之事故御側向一統もかれが奸を惡み候等の沙汰も御座候趣に候又内藏進何故に上の御憤を起し政府を傾け候はん等の奸計を企て候かと申に是は長谷川深美に使はれ候て深美を内に引入れ候半とての事と申様にも承り候此事果して實に相違も無之事に候へば内藏進智慮の足らざるより深美に誑され奸邪をよきものと心得平日新しく交り候よりは申ものゝ一方ならざる騒動を起し御君徳を煩はし大臣之急出府等屢に及び道中筋などにて何か異變の風説専ら有之候趣又私とても貴君御申聞け被成候次第にては實御國家の御大事と心得上の御一身の義をも甚危み奉存候より外に手段もなく候故其御屋敷太守様へ御一同嘆願候義御親類様とは申候へども御他藩へも御自國の體たらくを打出し候に至り候事容易ならざる事に御座候其容易ならざる次第に至り候も内藏進上を奉激御憤を起し候に始り候事に候へば内藏進罪狀殊に輕からざる事と存じ申候又果して内藏進を使ひ候は深美に相違も無之候へば是其主謀に付深美事は猶一層之重罪と存候此度假令上之思召御なごみ被遊候とても右等の奸邪事を用ひ無智のものを使ひ君側より事を起し候



様の義陸々御詮議も無之御典刑を不被正被差置候ては他日尙如何様の義御座候はんも難計候へば此折に右奸謀の根源を究め奸人の罪状を糾し御國家永く無事に御座候様其御屋敷太守様へ奉願度義と奉存候此義御同意に候や如何や思召可被仰下候借伊野志摩主水黨を結び國權を弄し公儀へ御不忠節に相成り御先代様へ御不孝道に相成候義を我意私計を以て取計らひ候義私此度まのあたり其證を握り居候義に付此度之御様子御和睦と相成候とも私其證を握り居候一條をば其御屋敷太守様御賢慮を以て是迄壅蔽に相成居候義共殿様之御耳に入り共々御相談にて不忠不義私曲の取計致し候もの、罪状御裁判に相成此容易ならざる御時節別して海防之義に付大鋒院様御以來御忠孝の御名家の御瑕瑾に不相成様仕度義と奉存候右之存念に付昨朝既に烏飼氏迄此程其御殿にて認め候別紙草案之通申越し候義に御座候御心得の爲右草案掛御目候猶思召も候はゞ可被仰下候將何ぞ御不自由の事候はゞ無御遠慮被仰遣候様致し度候其御方の様子御聞取候はゞ可被仰下候以上

九月廿□日

大鋒院様御忠孝の御名家の御瑕瑾に不相成様仕度

茂右衛門様

修理

〔四七六〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

嘉永六年九月廿九日

令弟にも御改心無之浩歎之事に御座候

大銃鑄込等折重御屋敷にても異事出来

秋冷相増候其表さこそと被存候彌御無恙に被成御揃候御事や承度候嘸令弟にも御心配と奉察候免角只今に御改心無之浩歎之事に御座候借先便は淺草御離縁之事取計候様御頼被仰遣致承知候前廉之次第も市兵衛始末書にて委細相心得候早速罷越し候はんぞ存じ候所あやく諸藩にて被頼候大銃鑄込等折重且其他種々の用向致蟬集延引候内追々御傳聞も被成候はん御屋敷にても異事出来竊に心配候内無餘議夫にも携候事にて彼是と致奔走徹夜不眠など度々之事に候ひき昨日漸少閑を得松屋迄罷越し候然る所新兵衛留守にて候ひし故妻と手代とに面會其御方にて離縁被成度の御口上を申述べ新兵衛被歸候上にて私方へ可及挨拶申置き候義に御座候挨拶有之次第得貴意候様可致候市兵衛始末書にてもいづれ六ヶ敷く可有之事とは被存候乍去離縁と申段に至り候ては先方何と申候ても致し方も有御座まじく候品に依り候ては例の曲者ども其御地



へ参り候様の事も可有之候へども總て私へ御任せ被置候趣を以て御取合被成  
まじく候多忙中用事のみ如此御座候北堂君へも可然御致意可被下候以上

九月廿九日

修理

慎藏様

〔四七七〕 鳥飼右仲に贈る

嘉永六年九  
月廿九日

〔一場茂右  
衛門は松代  
藩目付役〕

以手紙致啓上候秋冷日に加はり候處倍御安泰被成御座珍重之至奉存候然ば一  
昨朝も参殿仕御手数に罷成奉謝候其節御用人衆へも申述置候通最初一場茂右  
衛門同道仕御館へ罷出嘆願筋申立候節近頃私義に關係仕候書類迄差上候義は  
重役の者黨を結び我意を振ひ言路を壅蔽し國權を賣弄致し候罪惡を顯はし且  
嘆願筋の佐證とも仕度存意に御座候然る處右書類の次第私に係り候義とは申  
ものゝ私一身の枉誣を受け候等は固より論ずるに足らず候へども當夏亞墨利  
加の事起候以來不容易御時節に相成公儀にも深く御配慮も被爲在候折柄海防  
御手充向第一追々遂翁様御生前の思召に相觸れ忠孝の大本を忘れ人を欺き天

〔遂翁様は  
先藩主眞田  
幸貫〕

〔信濃守様  
は藩主眞田  
幸教〕

是迄壅蔽に  
相成候義ど  
も信濃守様  
御耳に入り

を欺くの義御座候ては信濃守様公儀並に御祖先へ被爲對御濟難相成此御時節  
柄別して容易ならざる義と奉存候右書類共既に此度太守様へ御覽に入れ候上  
は幾重にも奉嘆願是迄壅蔽に相成候義ども信濃守様御耳に入り御共々被成下  
御相談御政事向は遂翁様御舊時に相復し海防御手充向も眞實の御忠節より出  
候様仕度奉存候仍て差上置候書類一先御下げの義奉願不用の品除き夫々最初  
よりの手順相認め往復の書面等も次第を追ひ寫取り御覽被下よき様仕差上度  
義と奉存候右の次第御用人衆へも被仰談被下候はゞ一先書類御下げの義御取  
計らひ被下度奉願候何分にも可然様奉仰候右得貴意度如此に御座候以上

九月廿九日

佐久間修理

鳥飼右仲様

〔四七八〕 山寺源大夫に贈る

〔鳥飼右仲  
は桑名侯の  
側役なり〕  
嘉永六年十  
月一日

念二日之御一封小盡に相達し拜披仕候所乍例御懇篤之御紙表殊に前便被下候  
蕎粉少く候とて御到來之戸隠産澤山に御送惠被成下感佩之甚しき義と存候や

書簡 木挽町時代 (四七八) 山寺源大夫宛



近來は以の  
外に取込來  
客の應接に  
早朝より夜  
陰迄

連日入門の  
もの有之開  
斷少く候

御著述之義  
は川路氏  
に寓し候宮  
崎生を以て  
藤虎へ轉じ  
申候

う御禮難申盡奉存候晩來直に拜味仕候所名産又格別とて母はじめ家内一同御交情に厭厭仕皆宜しく御禮申上度段申出候大根をも被下候はん思食のよし難有奉存候然る所當夏の早損にて西條邊可憐體と申事思召を相聞候へば戴き候も同様感□奉存候稻田は幾年にも無之豊熟と申義御同前怡存じ候事に御座候近日竹村兄も御會見小弟噂御承知被下候よし高察之通近來は以の外に取込來客の應接に早朝より夜陰迄□□間斷も無之候事毎々の義にて取掛り居候自分の業一向に出來不申迷惑仕候事に御座候乍去夫等も少し宛は世の用をも成し候義に付一概に拒み候事も避け候事も難出來窮困之仕合御炤亮可被成下候一兩日閒入門二百人に及候などは誤傳に御座候乍去連日入門のもの有之間斷少く候儲此節之義故御手誨之拜復稽緩候ては御心掛りにも可被思召と奉存候故撥冗候ては拜復相認め監察寮へも兩度か相頼三澤へも頼み差上候義に御座候只今頃は定て御落手被下候御事と奉存候御著述之義は過日も申上候通川路氏に寓し候宮崎生を以て藤虎へ轉じ申候定て評語等も可有御座候戻り次第一先返璧可仕候

御内命を受

海防彙議中羽倉子之□中御不滿の義有之候條被仰下御尤に奉存候斯人何分好人物に候へども書生の臭氣を脱しかね候と申様の所御座候人に御座候因て右様の筆先きばかりの論出來候事と奉存候伎倆之所は先年も被勤候御勘定吟味役などに候はゞ御勘定所の補には餘程被成候はんと被存候遠國奉行などにても俗人と違ひ随分政績も可有御座候右拜答御惠賜の裁謝未仕候内瑤函又至難有拜展仕候へば却て十九日之御手書にて候ひき御著述御前發之分無相違相届き候と申拜復も于今不相達候よし不審奉存候しかし御屋敷も隔り居り人に託し候日合も必ず幸便を得ざる義に付遅延の事は難免候いづれに致し候ても此節は御落手被下候義と奉存候如仰藩邸も甚の珍事にて小弟義も色々聞繕ひ候へども其根源何分不相分竊に心配仕罷在候所廿三日の夜計らす一場にかけ込れ其申候所に據り候に其儘に捨置難く且一場も只今にも奸黨の爲に捕へられ候はん様子にて○馬場○○夜中御徒目付三人宅番をつけ候と申事故馬場の老實なるだにも其次第にては忠邪の辨判然之義其上一場捕へられ候時は御内命を受け候て御在所迄参り



命御所  
用筋及  
も復候  
に及ば  
ず復候

候御用筋も復命に及ばず空しく成り候事いかにも残念なる事と申且御側向にて上の召上りものに心付候へなご申事も候よしに付彌片時も猶豫出来かね候と存じ候乍去三村に面會精しき様承候上の事と存じ夫迄不通にて候ひしかごも其夜戸を扣き逢度よしを申候所御屋敷より迎参り先刻出候と申事に付是又異事出来故と察し候去らば外に致し方もなく候此度の義様之時にこそ御親類様と申もの有之候御重縁之上感應院様御里方の御事にも候へば御弱年にてても何にても越中守様へ出嘆願候方可然私同道致し内願之上貴様をまかの屋敷へ願ひ御預け申すべしとて一場を同道にて八丁堀御殿へ罷越し御側頭鳥飼右仲に面會此度の義の急に迫り御弱年の殿様御獨立にならせられ甚奉氣遣候間何事も御相談にて奸邪之黨御黜罰被成下候様致嘆願尤も此外の事的首尾は私に於て不相辨但重役共并深美と申ものゝ手を組み不忠不孝無義無恥の義を取行ひ御政事を玩弄物同様に致し候證據は親く私之上にて近來有之候是を是度の佐證に被成下候様とて例の御内覽に入候次第を其本書數通を以て越中守様迄申上候追々承り候へば上にも御憤御散じ被遊御和睦之形に相成候よしにて先

一安心仕候へごも此度異事の差起り候來由を薄々承候に深美再び君側に盤踞候ひ度の奸計にて内藏進を使ひ上の御憤を激發し召上候ものに心付候へなごも跡形も無之事のよし斯る奸邪事を用ひ居執政之徒形の如く相黨し我意を振ひ言路を壅蔽し國權を玩弄候様にては御年めされ候御方御一人も不被爲入御弱年の上御孤立に被爲渡候所にては假令此度は此儘に收り候とも他日必ず異變さし起るべく其節には品に依り御家に御疵のつき候様の事あるまじきに無之と恐惶之餘り越中守様に申上候は私を差上候書類私に係り候義とは申もの私一身の枉誣を受け候等は固より論するに足らず候へ共當夏亞米利加之事起り候以來容易ならざる時節に相成公儀にも深く御配慮被爲在候折柄海防御手當向第一近くは遂翁様御生前之思召に相觸れ忠義之大本を忘れ人を欺き天を欺き父をなみし君を亡し候義を幼主に勧め候等の義第一公儀を憚からざる致し方にて此邪議只今の如く御取用ひに相成居候ては信濃守様公邊竝に御祖先へ被爲對御濟難被遊御儀と奉存候右等の大事申上度候へごも前後左右盡く壅蔽と相成居候間右書類此度は證據の爲に太守様御覽に入候義には候得ごも



一と度御覽に入り候上は幾重にも奉嘆願是迄壅蔽に相成居候義も信濃守様御耳に入御共々御相談被爲在御政事も遂翁様御舊時に復し海防御手充向も眞實の御忠節より出候様仕度私義此義を奉嘆願候上からは奸邪と兩立仕らざる覺悟にて候間何分可然奉願候とて是は別段又私を嘆状を差上候義に御座候固より成敗の論議に及ばず身を以て國に殉じ候志にて如此仕候義に御座候尙此後の様子其次第に依り可申上候他に一人の人を語らはず誠に一臂之力に候へ共彼式のもの共の爲に多分は敗走も仕るまじき歎とも存じ候義に御座候先是等申迄も無之極密に被成可被下候

米利堅來翰の内諸家へ御示しに成らざるもの有之候とて別紙御示及を蒙り候是は他にも既に申上候と相心得候全く偽物にて取るに足らぬものに御座候しかし仰の如く筒様の妖言さし起り候と申もの容易ならざる時勢と被存候防禦御手充向被爲届やの事誠に何共言葉に出し難く唯慨嘆痛哭のみに御座候川路殿の外二三の御役人下問の義も候ひしかども其他は一切無之候免に角天下は爲すべからずやと存じ候事に御座候川路殿折々相談に御座候へ共現に江川の

小人には川路殿も困り候と申事に候おのれに出で候はぬ事は美事と雖もこれを非としおのれに出候事は□事と雖もこれを是とし川路殿翻譯書などを見て居られ候へば夫を煙たく思ひ候色あらはれ候よしに候本藩當路之事沙汰之限りに御座候いづれ一變し候上ならでは何事も六ツかしかるべく候物窮れば變ずと申候へば其變もしくは近きに可有御座かと被存候先兩通の拜復御惠賜の拜謝迄申上候御覽後必ず御火中被成可被下候時氣折角御保重奉祈候以上

懼堂 盟 臺 阜皮

十月朔夜

啓 拜復

令郎次第に御快復之條奉慶候御快復に候はゞけく寒稽古には御出候方然るべく被存候數字不明別に思召御座候義にや乍憚宜しく御致意奉仰候以上

〔四七九〕 一場茂右衛門に贈る

拜見如仰不勝之天氣に御座候處彌御無恙奉慶候偕此間は乍早々拜面大慶罷歸りがけいづれ罷出候はんと存じ候所時刻も遅く相成且風邪氣にてちと寒さに

嘉永六年十月廿二日



在宿の都合  
御問合せに  
候が

もたへかね無餘議家來を以て御斷申候義に御座候然ば先頃御借申候品々御返  
し被下致落手候又何よりの御品被下辱奉多謝候小兒大悅母もよろしく御禮申  
上候在宿の都合御問合せに候が今日晝後七ツ時迄は在宿仕候其餘も朝の内に  
候へば多分外へは不出候此段拜答迄早々頓首

廿二日

啓 拜復

一場賢友足下

〔四八〇〕 望月主水に贈る

嘉永六年十  
月  
〔前文を逸  
す〕

御伺書案

〔品川臺場  
につき藩主  
より此何書  
を幕府へ差  
出さしめん  
ともし其案を  
草して送られ  
るものにて  
其意は斯  
る法に叶は  
ざる臺場は  
ては有事の  
に

先達てより品川沖御臺場御新築有之候趣相聞え今般異國船防禦の爲め西洋  
砲術家來共へも稽古相勵候様厚く可申付旨御達有之右内海御警衛の爲御臺  
場御新築御座候も西洋法に依り御取立に相成候は其法術をも手廣に可被成  
置御趣意に候聞其心得を以て西洋打方習熟のものへ申談候様委曲奉得其意  
候然る所故御名代より取集め置候西洋書聊か有之家來の内にも西洋學心得

際一に耐へ  
ず萬一固  
家警固を  
命ぜらる  
事ありつ  
迷防につ  
其豫とし  
て申立し  
るなり然  
るに守居  
田轉遠津  
に其議行  
を固果め  
命ぜられ  
用せられ  
なしたり

候もの御座候て是又海陸兵法に關り候洋書少々は所持罷在候所今般内海御  
取建に相成候御臺場の如き模様は拙者所藏の書中にも又家來ども藏本中に  
も一切見え申さざる趣に候既に御臺場御取建に相成候に於ては品に寄臨時  
其場所相固め候様蒙仰候半も差計らひ候義ながら難計候義に付其御依り被  
成候法はいづれの國の發明にて何と申書中に出居り候義や其築方異常に御  
座候に就ては定めて其守り候方も別段の趣向可有御座候へば爲念其御依り  
被成候原法委しく相伺置家來共初め異變臨時の節事を誤り候義無御座候様  
此節を穿鑿仕置度奉存候此段宜敷御指圖可被成下候以上

丑十月

猶申上候昨日の草稿中跡にて存付候へば改め度場所一二御座候

其御依被成候法はいづれの國の發明にていつの頃何國との戦に何様の利有  
之候や其法立何と申す書に出居候義や其御依被成候原法并に其戦例等も御  
座候はゞ委敷相伺置家來共へも異變臨時の節事を誤り候義無御座候様此節  
より心得置せ度奉存候……………



と御座候方可然と奉存候宜しく御探擇可被成下候以上

修理

嘉永六年十一月七日

〔四八二〕 姉に贈る

久しく御無ゐん申上候次第にさむさつのり候へども彌御きげんよくいらせられ御めで度存じ上候此方御は、様至極御すこやか其外いづれもかはり候事無御座候間御心安くおぼしめし可被下候さては私も此度學校の督學被仰付表御用人上席と心得候様と申事にて難有仕合奉存候先達中奸邪の輩はびこり候頃は君國の御爲になり候様にと計らひ候ても一とむきに打ちくづされ候てあますさへ其御地へ參り候へなどの仰せをも蒙り候所追々に忠邪の御辨別もつかせられ候事と相見え御家老しよく御免の人もこれあり御せんぎ筋御座候とて大阪より御召し下しに成り候ものも有之候よしにて候に私事かやうに席なども下され候は全く是までの御仕むけ御改正に相成候事と被存御國家の大幸と難有御事に奉存候先頃中は何かと御母様にも御心配をもかけ候所一昨日の被

(五日學校督學被仰付)

表用人上席となる)

仰付にて大に御悅被下早速御前様へも御しらせ申上候様にと御申下され候依て其事のみ御知らせ申上度草々申上候藤三郎へも乍憚宜しく願上候是も此節の時節柄其地に居りやすんじ候べき事に無之いづれにも此表へ出で何かの修業致し候方可然とかねても申越し道中金までも送り遣し候所今に久しく沙汰も無之候此時節をいかなる時と考へ候事にや夫と申もの其山の中にては何事もわからず此節天下の容易ならぬ勢に成り居候事も存じ申さぬにこれあるべく候明日左大夫立歸致し候に付此事をも申候間此表の大略を承り志を決し候様御申傳可被下候さむさせつかく御いとひ可被遊候めで度かしく

十一月七日

修理

御 姉 様

〔四八二〕 三澤刑部丞に贈る

嘉永六年十一月七日

昨日終日の評談遂に深更迄に及び御苦勞至極奉存候然ば明日は八日にて鍛冶職のもの吹子祭とか唱へ商家の夷講などの如く祝ひ候に付砲臺申付置候鍛冶



職よりも金子拂ひの事申出候依之例の高田へ御承知御座候ひし六ポンド砲臺六十五兩の内三十兩今日御廻し被下度奉頼候御手数ながら何分所冀に御座候印紙と御引替に被成可被下候以上

七日

覺

一三拾兩也

右は六ポンド砲臺製作料の内御渡し被下儘に致落手候追て職人ども本切手と此紙御引替可被下候爲念如此に御座候以上

丑十一月

佐久間脩理印

三澤刑部丞殿

〔四三〕 藤岡伊織に贈る

嘉永六年十月十三日

五寒彌御萬祥被成御起居候や御兩尊様にも倍御安健被成御座候か御近況委承度奉存候賤家老少幸に昨の如く罷在候間乍憚御過念被下間敷候借先頃は令弟

御不快の所薬上げ候て早速御快方候義御怡御丁寧被仰下奉謝候其後も度々御尋被下候所此節にては至て御健に候間御案事被進間敷奉存候將又尊大人よりも御懇に被仰下且被寄思召牛肉一箱御贈被成下珍感殊に深奉多謝候折節先年西洋書の句讀を授かり候當時加州侯の醫官にて黒川何某入來に付御贈被下候肉を炙り酒を勧め候所けしからず致賞美大に興を添へ候義にて千万奉感銘候宜御禮御申上可被下候然者此紫菜珍しからず候へども聊寒候拜伺之印迄掛御目候御咲留被下候はゞ可爲大慶候過日之拜答たまものゝ拜謝旁草々如此に御座候寒威折角御自保所祈に御座候乍憚御尊人様方へも宜しく御致意奉願候以上

十二月十三日

啓 再拜

桂 林 賢 友 足下

猶々御別紙御内々被仰下候義御尤に奉存候免に角事を解し候人に無之候ては非常之節役には立不申候何とか御工夫被成暫にても此表へ御出一御脩行御座候はゞ一廉御國家之御爲にも可相成候此節此表は諸事大分開け申候世間にて







職掛和解之  
義御多忙故  
年座御卒業  
御座候は卒  
事無覺は思  
召候との御

一向不承と申候左候へば如何可有之や不審の事に御座候別冊同人より借受け候が其模様にてても只今頃再著は致すまじきかの様被存候乍序別冊掛御目候便の事御知らせを蒙奉多謝候硝石一件必ず竹兄迄申送り候様可仕候職掛和解之義御多忙故年内御卒業御座候はん事無覺東思召候との御事不及是非候御手隙次第に被成下度奉懇願候以上

〔四八五〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

嘉永六年十  
二月十六日

御手誨拜見先以五寒之候彌御揃御佳勝之條詳之欣慰之至奉存候然ば過日御役蒙仰付候段御風聽申候處御怡被仰下殊に爲御祝儀御着代金一方御送惠被下乍每度厚誼之至萬々辱言謝不罄致感佩候乍憚北堂君御始宜しく御致謝可被下候將此紫菜珍からず候へども寒中御見舞得貴意候印までに掛御目候御莞存被下候はゞ可爲幸甚候先は御悅被仰下候御答謝旁如此に御座候寒威千萬御保慎所祈に候不肅

八田賢友足下

臘月十六日

啓 拜復

令弟御離縁  
之事

附啓令愛嘸御丈なども御延候べくと致想像候此品有合に任せ進上申候下著に也とも御仕立御著せ申可被下候  
一令弟御離縁之事近日も淺草迄門人差遣し申候久藏彼是尙申候趣に候所更に致し方もあるまじくと存候近き内私方へ返事可申筈に御座候何事も私へ御任せ可被置自然久藏等より市兵衛へ申送候事御座候とも皆私迄可申越と挨拶候様有御座度候令弟御一身何とも痛心之事に存候竹村より承候趣にても迎も此節御悔悟はあるまじきよし御困り被成候義御心事も察入候事に御座候松屋の方彌離縁と相成候所にては如何御處し被成候思召にや是又承置申度候何も後音と草々申縮候以上

〔四八六〕 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

嘉永六年十  
二月廿三日

御獻詩(廿)

昨夜も深更歸宅夫故御惠書は拜見仕候へども未及裁報候所に又々御墜簡奉拜接候先以御多福奉慶候然ば御獻詩御草稿御示及愚意申上候様奉敬承候至極可

書簡 木挽町時代 (四八六) 山寺源大夫宛



一日藩主幸  
教結婚に付  
賀詩を奉ら  
んとす御  
草稿御示及  
愚意申上候  
様奉敬承候

小生も獻詩  
之事御懇憑  
之蒙り候へ  
ども

只今四時御  
用之趣

然候へども御後聯或は褻に涉り候の嫌を免れず依て存付添書仕奉返璧候尙御  
再考之上御取舍可被遊候高川氏の分是又聊か加筆仕候花の字同字有之候とも  
苦しかるまじく古人にもいくらも如此例は有之候事に御座候梅條にては何分  
不可然候將奉呈後臺と申事同じく褻に涉り可申然るまじく奉存候恐らくは古  
人にも此例決して有御座まじく候唯君公へのみ被呈候方可宜奉存候小生も獻  
詩之事御懇憑を蒙り候へども御家中一統より仕候義に候へば本より論もなく  
候へども表にて頻々御親しく御左右へ罷出候と申にも無之所にて一人立ち右  
等の事御座候は其姿却て不宜是は御左右へ御親二三字蟲喰奉侍□衆ばかりに  
ての方御相當之義と奉存候依て小弟義は先見合候様仕度奉存候幸に御焔亮可  
被成下候御別啓蒙仰候義多々奉謝候只今四時御用之趣申來り數字蟲喰罷出可  
申候へば其節拜面萬縷可申上候昨日之拜復も御面話ならでは盡しかね候義も  
御座候に付別段爰に拜答不申上候總期面賦

廿三日

懼堂老盟臺 丈室

啓 拜復

嘉永六年か

〔四七〕 中俣一平に贈る

松代町 中俣兼雄氏藏

火打石切道  
具壹通り拵  
へ差上候事  
御座候

其後は暫不得拜眉候彌御安泰被成御起居候歎扱御著御悦にも可相伺之所大砲  
試放前大取込背本意候幸に御海容奉仰候然ば先年感應院様御盛之節 私於玉ヶ池に罷在  
候間 火打石切道具壹通り拵へ差上候事御座候右は御手許之御品の内にて御取  
扱被下候事御座候や又御武具方に御渡しに相成候義や此節無餘議外より頼ま  
れ拵候はんと存じ候所圖も借し失ひ手許に無御座依て實物にて製し申度此義  
御問合せ仕候義に御座候乍御面倒一寸御批答奉願候將此扇聊か御著御悦申上  
候印迄奉呈候いつか持參可仕存じ大延引奉愧入候御叱留所禱御座候餘期拜  
面候以上

十四日

中俣一平様

佐久間修理

安政元年正  
月四日

〔四八〕 高田幾太に贈る

松代町 原淳造氏藏



下條之義御  
問合せ被成  
下合

尊塲被成御續御快方に御座候歟御容體相伺候然ば客歳より拜顔之節に可相願  
と存じ候ては拜範之節遂又失念其儘に打過ぎ候今日存じ出し候に付書付候て  
相願ひ候罷成候御事に御座候はゞ御序に下條之義御問合せ被成下度奉萬冀候  
原權君に二尺五寸ばかりの一刀有之候鐔に貝のつき數年前深川御下邸にて時  
時會晤候間に原君被申候は此の刀も兼ては愛し候ものながら追々老境に及び  
候故か次第に重く成り候様覺え候往々は是より短く軽く候を取立て帶すべく  
存じ候と申話も有之其刀は家に傳はられ候品に無之趣も被話候事に候ひき右  
之次第に就き未だ年のよられ候と申程には無之候へども腰のもの別に取立ら  
れ候様之義にて萬一手離され候て苦しからぬ程の事に候はゞ小弟へ譲り賜り  
候様仕度望願候義に御座候其子細は原殿にも兼々知られ候義に候が小弟常に  
帶し候刀全く原殿所藏と同伴と被存候原殿鑑定には小弟の所持少しく優り候  
なご被申候義も候へども其實は兄たり難く弟たり難く取合せ候はゞ所謂雙璧  
とも可申候依て若々他人へ被遣候程の事に候はゞ小弟申受度と存候義に御座  
候打振り試み候に寸合ひ目方等手に應じ心に叶ひ候と申品誠に少なきものに

萬一手離さ  
かれ候て苦  
事からぬ程  
小に候はゞ  
賜り候様  
候へ譲り

當春亞墨利  
加之事有之  
候はんなど

て候處小弟常用之刀至て手頃にて使ひよく覺え候右之差替をと色々心がけ候  
へども原殿の刀の如く意に叶ひ候品無之當春亞墨利加之事有之候はんなど申  
すに就き候ても存念に叶ひ候副刀をば用意仕度此妄念を生じ候義に御座候外  
品とも違ひ小弟より直に申し越し候はんも無遠慮に付御煩瑣之段は恐入候へ  
ども盟臺より便聞御聞き試み被成下度奉願候義に御座候御允諾を蒙り候はゞ  
感銘無此上候千萬所懇に御座候頓首

四日

啓 再拜

高田盟臺案下

〔四九〕 小山田壹岐に贈る

安政元年正  
月九日

昨日蟻川賢之助より申上候大銃御圍ひ玉の内二十拵榴彈二ツ十五拵同十五六  
斤實丸五拜借仕度尤も不日上納可仕と申義定て御勘辨被成下御武具方へ御指  
圖被成下候義と奉存候御武具方へ掛合拜借仕可然歟爲念奉伺候十二日十三日  
打方に付明朝彈藥之方舟積に仕り差出し候と申に少々聞合ひかね候に付此義



奉願候義に御座候可然御指圖被成下度候以上

正月九日

猶々御圍の玉類も去夏中私方之常法を以て製作仕候義に付右を拜借仕跡より其分返上候も皆同物に付御差支聊か無御座候義と奉存候

小 壹岐様

佐久間修理

安政元年正月十一日

〔四九〇〕 望月主水に贈る

西條村 高田壽三郎氏藏

午後より亞墨利加船八艘浦賀に向ひ候趣風聞御座候所又不突留の義申上候と恐入候に付諸所承繕ひ候に此度は相違無之趣に御座候營中へは今朝注進有之候所御祝儀日の事故とか申事にて暫く祕し有之候に付外へは遅く聞え候と申義に御座候定て御承知被遊候義とは奉存候へども此段奉報聞候未だ浦賀に入津は不仕敷に承候依て明日大森演砲も新調にて打試み可申筒數門御座候に付異舶來著に付候ても彌打試不申候ては叶はず候故御指留御座候迄は稽古仕らせ候心得に御座候盜を見候て矢をはぎ候様には候へども大砲と申もの初めて

手がけ候ものなごも候へば少しは心得させ申度は又家國の御爲と存候義に御座候將過刻依田甚兵衛奥村良左衛門一同例の一條に付表並御側向共佗頼れ候とて参り候に付承知之趣及挨拶候全く御威勢故の義と奉存候此段も乍序申上候以上

十一日夕

啓 叩頭

致堂老臺執事

〔四九一〕 望月主水に贈る

西條村 高田壽三郎氏藏

安政元年正月二十四日

只今長岡藩より参り居候門人小林虎三郎と申もの其御屋敷より罷歸り申聞け候は明日ワシントンのアメリカ合衆國生日に付内海へ乗入居候異船共大砲壹門に付拾六發宛打放し候と申事其届有之候よし慥かなる事と申義に御座候右行装をば心得のため一見仕置き申度今夜中より金澤まで罷出居り右一見仕明夜晩くも罷歸り候様仕度奉存候此段御聞置き可被成下候以上

正月二十四日

佐久間修理

(小林虎三郎は吉田松陰と共二虎所謂象門二虎と一呼ばれし一人なりを雙松字を謂ふ)



望 主 水 様

安政元年正月廿六日

〔四九二〕 小山田壹岐に贈る

西條村 高田壽三郎氏藏

昨二十五日ワシントン生日に付異船ども大砲祝發候義に付其様子柄心得の爲め一見仕置き申度御聞置き申上一昨夜中出立仕昨日右祝發の模様一覽仕昨夜深更歸宅仕候此段申上候尙委細は罷出可申上候以上

正月二十六日

佐久間脩理

小 壹岐様

安政元年正月廿六日

〔四九三〕 側納戸役に贈る

日々風烈に御座候所彌御安泰珍重奉存候然ば過日被仰出候翻譯書之義に付彼是承り合せ候所未だ世上普通に不相成品にも有之候に付き餘し差上申候  
一、原名ケルキウエーキ譯して砲臺全書と申候よし是は天文臺にて翻譯に相成候ものと承り候臺場の義を委しく記したる書に御座候

武田斐三郎

一、リニ一船製作法是は伊達様にて武田斐三郎と申書生に御頼にて翻譯に相成候よし斐三郎は砲術門人にて私方へ立入候ものに御座候所此節長崎へ参り居候に付其稿本等も歸府仕候迄は私手にては詮鑿無心許候  
一、砲術書の譯本頼敷ものは是と申程の品無御座候西洋千八百五十年當年より五年前なりの板にオーフルストラテンと申書御座候是を杉田成卿門人手を入候よしに御座候右を成卿校訂仕候はゞ用立候ものに可相成と考居候義に御座候オーフルストラテン前板の譯は砲術發揮□砲發□など題し候て世間に有之候へども原書と照し合せ候へば半枚も誤のなき所は無之義に付用立兼候義に御座候右にて可然御申上可被下候偕は海上砲術全書器械の部少々見合せ申度義御座候に付暫時拜借の義奉願候宜しく御執成奉頼候私藏本も有之候所此節加州藩へ借し遣し置只今手許に無之借遣し候所へ取りに遣し候は手遠に付急に奉願候に御座候此意幸に御恕慮可被下候以上

正月廿六日



安政元年二月五日

〔四九四〕 岩下縫殿丞片山半之輔に贈る

豊榮村 小林莊右衛門氏藏

十五拇長人砲臺直し候所先可也御用立可申候依て身筒と軸受の鐵物等車にて私門前迄御遣し可被下候 如此認め候は築地より浦賀與力香山榮左衛門中島三郎助等へ先發御役人より内話候所右兩人申候に大砲等も荷作りに致し被差出候得ば何も無差支趣に申候よし承知罷在候に付築地より船積と心得候義に御座候然る所此紙認めか無差候所にて蟻川申候には大砲の類總て陸を取に被遣に成候趣に御評決候よし左候へば本文之臺並に十三拇天砲同石榴彈同火管之類取に被遣に成候趣に御評決候よし左候へば本文被遣可被下尤も十三拇天砲三挺之内武挺少々職人仕殘し候所有之候間是は私跡より相送り候様可仕と既に主水殿迄申達し置候義に御座候左様御承知可被下候 右鐵物の軸かけ並に軸御取落し無御座候様御心付られ可被下候此段草々以上

二月五日夜

佐久間修理

岩下縫殿丞様  
片山半之輔様

安政元年二月九日

〔四九五〕 卜木次郎右衛門に贈る

長野市 近山與五郎氏藏

君ヶ嶽助三郎

明日之御固一條に付君ヶ嶽助三郎御用にて罷越候右に付御打寄御評議被下度一義御座候乍御苦勞只今々私共宿所迄御出張被下度奉存候此段草々以上

即刻

佐久間修理

卜木次郎右衛門様

馬場彌三郎

安政元年二月十日

〔四九六〕 竹村金吾に贈る

(高川文笠は松代藩の醫師にて繪をよくす)

此度本牧御固御人數の内へ高川文笠も罷在居候所浦賀奉行伊澤公より御頼にて御手醫師頼度旨被申越候に付文笠大悦び致し候其次第小林の方へ手紙遣し候寫の通り御屋敷の御固場は凡二丁斗も遠く候て中々御幕張内の事一覽も出來かね候所幸に高川伊澤公近習の内へ交り圖ざり候様被仰付十分に寫し申候委細は歸府の上緩々可申上候へども先凡申上候 晝九つ時頃本船よりバッテリー一艘卸し數人乗渡候其並方調練の體に居並び候て忽に著岸致し候て先御小屋前廣き場所に追々上陸し上官の者先へ上り歩



應接場の内  
の事

卒へ下知致候へば凡五百人程の群集如形隊伍を立候所其壯觀なる事言に盡せず是は彼方平生の事にてよく人の知る處也未だ知る可らざる所と申候は應接場の内の事に御座候先饗應の席は廣大の御場所に御座候處上の方に二間四方の座敷有之是は密談所と申候所にて三方三尺程の床有之不殘毛氈をかけ申候扱其間より士分の者四十四人外に隨者四五人は黒奴也右の者打通り夫々床に腰を掛け候て御役人方御出座同じく被腰掛御通辯對面の一禮有之夫より茶煙草盆菓子等も有之菓子はカステイラアルヘイに候所皆大悅の様子にて残り候を紙にて包み申候右の一儀相濟例の密談所へベルリ始め五人案内にて相通り林公始め井戸公伊澤公鶴殿公松崎公御出餘程の間に有之候是は極密談の義にて一向外へは不解其間三十九人の者共へ吸物口取刺身にて御酒出候所酒はからきは嫌ひ迎養老酒を好み候様子刺身は少々用ひ候へども外品々好み不申候文笠頻りに寫し候へば彼等も珍ら敷存じ候哉文笠の傍へ參り圖取り候を爲見吳候様と手眞似致し候故見せ候所殊の外歡び上手々々と國語にて申候中に我肖像を頼度抔仕方仕候故意に任せ認遣し候へば皆大悅致し名を認め吳候様

唯々不可聞  
ものは音樂  
に御座候

申候間文笠寫と相認め候へば是はなんと申など申候に付ふんせんと申候へば彼の字にて認め言葉にも能く覺えふんせん〜と相唱へ候事一奇事に御座候其外種々の奇説も有之候へども急ぎ候故申洩し申候儲々存外穩便の者に候へ共阿蘭陀人よりは一とかさ多きく丈けも高く肉も随分太り居申候四百人程のゲベル組を一人にて自由に仕候事珍らしからず候へども驚入申候唯々不可聞ものは音樂に御座候是は如何にも可嫌候へども人は面白がり候様子に御座候是は扱置應接の一條御密談の義いかにも深き御趣意有之候事と被察候何れ交易御許しの義には無相違様子に候へども□□手段の面白き事も候哉彼者共歸りの節も皆々耳語致し喜色の體相見え申候又君公より被命候圖取の義も御用達申候御家士連も内々上陸の節に窺見候のみに御座候御返翰御渡し無之只御禮迄にて今日は事濟候様子後とても御返翰は有之間敷被存候この故は例の密談所に有之事と被存候此方様御固めは遙二丁程の場所に候所御幕張も只一張小倉候御持界に張り候計りにて固體の人相見不申候皆人家の陰に屯し候も奥深き事と被存候乍去ゲベル組こそ目前に相備へ爲見度存じ候道中評判は

此方様御固  
めは



殊の外よろしく小生等迄も快然の至小倉侯は悉く幕張にて所々に屯し候へ共御手薄にも相見え申候殊に鐵砲も三五位の和筒に御座候て夷人共見せ候様申候へば國禁と申わけ候也是も餘り拙き事に被存候彼者共を恐れ候様にも可有之など申候扱又此後兩三度も應接有之候様子に御座候左候へば今月中も相掛り可申候哉と奉存候夫に付ても高川は伊澤公の御手醫師の積りに御頼御座候故數度見極候へば圖様の義は委細出來可仕大悅仕候山々申上度事も御座候へ共略

二月十日夜認

修理

竹村先生

〔四九七〕 夫人に贈る

もんばは一ツ新しく拵へ被遣べく候其外何か御心附候品可被遣候以上一兩日は氣こうもゆるやかに成候御母様何の御さはりもなくいらせられ候やおもご恪二郎も定て無事と存候此方甚だすこやかに候間御氣遣被下まじく候

安政元年二月十日

人はつかひ様と存申候

七日朝出立品川宿の取りつき迄参り候所とかく車をひき候ものども跡へ後れ候て夫迄もいく度となく待合候所其節は甚しく後れ候故したゝかにしかり候て此様の目方輕き品を車にのせ六人にて引候て如此後れ候はんやう無之全くおこたり候故の事にてふらちに候是よりは馬の前にひき候へと申付候て馬の前にひかせ候所本より輕き品故いか様にも早くひかれ候事に候ひき其上馬上より見候へば前の繩をひき候もの力をいれず候ていつも繩ゆるみ居候に付繩をやめ三人づつにて替るゝ休み候て彌ひき候時は骨を惜まずひき候様申付候所三人にて六人がかりの時よりすみやかに参り候跡にから手にて残り候ものけく後れ候人はつかひ様と存申候大森まで参り小休致し貳朱金を出し銘々骨折候故に酒吞ませ可申候間是をわけ取候様申候所皆々よろこび川崎の宿まで丁度九ツ時に著候ひき萬年やと申に休み晝支度調へ夫より此方は先に参り候間供のものに跡より來候様申付馬を早めて生麥と申所まで参り候へば海上二十町ばかりも隔り候はんとおぼしき所に異國船八そういかりをおろし居候加奈川宿の手前の松原には茶屋など出し船見物のものども群集いたし居候い



其邊のけしき  
おらんだ繪に  
湊のさまをかき  
候

かさま其邊のけしきおらんだ繪に湊のさまをかき候やうにて中々事替り候風景にて珍ら敷存じ申候わざらん人の江戸より見に参り候もことわりと覺え候其邊まで参り候頃程なく雨の降り出し候はん様そらの色も見え候まゝ馬をはやめて参り候處に向より御屋敷のしるしを付け候一人足ばやに來り申し候には三挺の御筒御持たせ候はゞ外へ見え候はぬやうに物を以ておほひ御持參候様御留守居よりの使にてと申す其もの申候を承り候へば昨日足輕の持ち参り候鐵砲も御役人のさし圖にて川崎の宿より皆むしろ包に致し人足にて送り候よしに候是は全く江戸より御用心の御固人數なごさし出され候様子をあめりか人に船より見られ左様ならば品川まで参り候はんの江戸迄参るべきのと申事申されまじき爲と聞え候たゞ穩便にあつかひはれ物にさはり候様の事と被存候依て一同は跡より参り候さい領へ左様に申候へと申すて我等は加奈川宿津田の處まで参り面會候て様子をも承候所明後九日の應接にも可相成と申候にて先刻まで望月も此宿に居られ候所今少し先き此宿出立横濱村まで参られ候と申事に候夫等談話の間に雨降り出し候故其日は此宿に止宿明朝早く

(松代藩留  
守居津田轉)

浦賀同心吉  
村一郎

場所まで到着候はんと幸宮本彦之進横濱へ参り候に付其事望月と御目附まで斷り其夜は鈴木屋と申すにとまり申候浦賀同心吉村一郎は我等止宿の様子承り候とて尋ね参り候是は一齋先生門人にて少しは漢字も讀め候よしに候以前浦賀にて大砲の打方を教へ候其一人にて候イギリス人アトーがかき候船の繪を送り候は此者にて夜半頃まで此度のアメリカ船の事はなし引取候此者手よりにて水を送り候船に乗り人足などの體に成り候へば異船へ乗りつけ見物出來候趣に候故明後九日の應接と成り候へば明日は早く横濱まで参り何かの支度評議も致さず候ては叶はぬ事故明朝は正六出立と宿へも申付候所雨ますまのみにて出立にても簑笠をも用ひず其家の庭前同様の所より船に乗り横濱のアメリカ人應對の場の前へ著船候ひき其船も吉村が世話にて浦賀御用船を頼み候故いかにも早く廿町ばかりもあるべき所を暫時に渡り申候舟には櫓を九挺かけ九人にてこぎ候故この様に早く候ひき陸に上り候頃より雨はれよき天氣と成り申候横濱と申所は鱒獵の御座候所故に村立も宜く見え候望月の宿所



馬場彌三郎  
氏と同宿

は村のはづれにて少しく山がかり候所の寺にて候夫へ参り面會候て御筒三挺の全備の上持参候事届け候て直に引取宿所に落つき申候庄右衛門とか申もの宅にて馬場彌三郎氏と同宿にて候是は御目附にて申談じ等に都合よき爲に同宿候事にて候其日應對場の見分に公邊御役人衆参られ一見の上論外遠方へ御人數をさし出し候様との沙汰にてけしからぬ事に存じ申候後は壹町半ばかりへだたり横の方は三町餘遠く其所に折りまげ固め候様にこの事縦横合せて六町餘りに候わづかの御勢にて右様廣き場は警固出來かね候事は申までも無之又非常の變をいましめ候爲に無之只雜人の出入など戒め候爲には足輕に竹杖にても持せ道筋を守らせ候方宜しかるべく尤も公邊より警固被蒙仰候御事に候へば其御趣意の爲には別に御役人衆心配無之様アメリカ人に見えぬ所に御人數を出し應對すみ迄嚴重に人數を立て萬一異變差起り候節直に繰出し候事の成り候様致し置き候はゞ公邊より被蒙仰候最初の御趣意にも叶ひ又このもとの御役人申され候趣にもさはらず兩全なるべくと申候所評議の一座皆尤の事と申候に付其事小笠原様御役人とも申談じ其上にて公儀御役人衆へ伺ひ

可申とて晩景に小笠原様御人數の宿所並に加奈川の御役人方宿所まで津田氏出かけ昨八ッ過に引取申候ば小笠原様にても御役人方にて昨日評議の趣意柄尤も至極の事に候と申され候よし然る所御役人方被申候はアメリカ人へも馳走に江戸表より固め人數さし出候と申す事申有之候間かげよりは表へ出し度又人數をまばらにくばり候事不承知に候はゞ是は昨日六町あまりの所固め候様ともあらくこゝかしこに立せ候てそれにて宜しくと申事に候所我等不承知に候ひき人數を二手に致し相應の所へ出し候様にと申事故無據かねての模様を改め別詰に致し今日朝五時に御人數を寄せ四時に場所繰出し候所正午時ばかりに異人ども上陸七時過ぎ引取申候其間に應接場近邊へ参り見物致し候上陸のもの三百六十人と申事に候所常のゲウエールを用ひ前後左右を固め候もの三百人餘有之べく乗り参り候小舟廿五そうかにて其内筒も八ポンドばかりのもの一挺づつ有之候舟拾貳艘御座候夫を祝と申事にて數十發放申候手際至て宜しく御座候異人ども我等見物致し居候邊へも頻に参り腰にさし候鐵砲をば我等手に渡し候て見せ申候五發六發連發の出來候筒にて美事を極め候ものに候異人ども五人拾人むれを成し既に小笠



原様御固めの場所へ参り鐵砲弓等の道具を遊びものに致し候趣に候いかさま御備の前へ始終参り居り候御家の御人數の方へは一向に参り不申其内三人か少しく御人數の方へや、参り候はんと致し候が一人此方にてよせと申候が如き手つきを致し候所皆夫にて引返し一人も御備の前へ参り不申候是は全く不たんれながら法の如く人數立致し置き候故侮り難く思ひ候ての事にも可有之候小笠原様衆には公邊御役人方の申され候通に人數をばら／＼に立て至て法則のなき様に見え候故に其方へばかり向ひ候ものに可有之候先今日は大に都合よろしく致大慶候今夕島津其外の人々歸り申候島津横山早速参り被申候はんすれば夫より尙委しき事は御聞き被下べく候此事先あら／＼申越し候間御母様へ御申上可給候此の文人に御見せ候事は被成まじく候三村氏へも宅にてはよく候へども狩野殿へ御見せ候等は堅く御斷り可被成候外様のひはんも認め有之候間あしく候よく御心得べく候めで度かしく

二月十日夜

脩理

お順ごの

(島津文三郎)

(三村晴山)

(狩野勝川)

猶銀藏よりも委細御聞き可被成候態々銀藏さしこし候は別義に無之此表と  
うりう些と長かるべく候依て常のじゆばんもんぱつ、袖常の下著被遣可被  
下候枕一ツ宮下よりもらひ候風呂敷にて拵へ送り可給候陣羽織は折角持参  
の所公儀御役人より用ひ候など被申事にて全く不用に成り申し候蟻川など  
別して力を落し可申と氣の毒に存じ申候御固めの御人數も野服と申事故わ  
り羽織にても宜しく又ちりめんの丸羽織にてもよく候依てちりめんの黒の  
三所紋羽織一ツ仕立御送り可給候是は跡より早速に致し先此方銀藏戻りの  
節はあや織の丸羽織を可被遣候以上の用向きに候間御取落し無之様可被成  
候外にうに一箱ふしをおろしてんぶに致し一曲右御遣し可被下候此方へん  
び故給もの何も無之故如此御座候以上  
ワールも出来候は少し可被遣候てふにもよろしく

安政元年二月十九日

〔四九八〕 川田八之助外壹名に贈る

此間内願之筋を以て一簡拜呈候所早速御誨答被下辱奉存候兔角只今に春寒も



退きかね候へども御出張中御履用倍御健安之狀詳悉浣慰之劇奉存候偕内願一條早速祭酒公へ御申上拙簡をも被入御内覽被下候趣高誼の至千萬奉感謝候被仰下候に大勢の御門下殊に其主家より内托等有之候向も候て際限も無御座候に付一切御斷に相成候所に候へば小弟のかねて邊防の事に苦心候義も御承知被成下候義には候へども何分一統へ響候事故に不得已御斷と申事御尤の義不及是非奉存候斯く御座候所へ再び申上候はんも如何の義にて恐入候へども前書中胸臆には御座候ひながら申述べざる一義有之候に付試に兩老兄迄布陳仕候道理の御座候義と被思召被下候はゞ何分も尙宜しく御執成被下度奉懇候抑小弟多年西洋之書を兼ね學び天地萬物の實際を窮め詳證術分析術等の大略をも心得大砲小銃諸器械の製作使用をも講究し攻戰守禦の陣法戰術に涉り候て東西の所長を兼取り一家の言を成し候はんぞ謀り候主意は外國にて存じ候事を此邦にては存じ候はず外國にて能くし候事を此邦にては能くし候はず候時は國力も遂に彼れに匹敵し候事能はず其所を深く恐れ候て同學の訾咲をも犯し今日迄も其事に寢食候義に御座候同力度徳と尙書にも有之候通り敵國ある

に對し候ては聖學を以て申候ても免に角國力第一に居り候事と奉存候國力弱く候てはいか程其徳有之候ても強敵を制伏し候事は出來かね候事と被存候去ればこそ文王を稱し候にも大國其力を恐れ小國その徳に懐くと申候と奉存候叔其國力を強くし敵國をして恐れしめんには先敵國にて知り候事を知り敵國にて能くし候事を能くし候て遂に其上に超出候に無之候ては能はざる事と奉存候大凡敵國の侮りを受け候は全く彼れが智力學力の及び候所に此方の智力學力及び候はぬより出で候事と被存候昨年以來彌利堅の事起り當春に及び御拒絕にも至りかね春秋の所謂城下の盟同様の事に至り候も畢竟彼れの知り候事の未だ明かならず彼れの能くし候事の未だ開けざる所に歸宿候と奉存候去れば此邦にも彼國の諸學科を心得候者隨分有之候と申すを示し候方此節にても尙不明補ひには可相成阿蘭通事など申もの通辯は間に合ひ候へども學術の事に至り候ては免角不心得なるが多く毎度外國へ對し恥かしき事に存居候其中にて候へば御門下に小弟等有之漢學の餘西洋諸科に涉り居候と申ものにて異船御見分の節御陪從被仰付候はゞ聊祭酒公御門下御教育の御盛事を賛揚し



候にも足り可申是は本邦に彼國の諸科の稍開け居候所を知らせ候にも可相成  
 又小弟一流の人御陪從相願ひ候ものゝ内決して多くも有之まじく候へば一統  
 への響にも相成申まじくやに奉存候既に一昨日か異人の内十二三年前始めて  
 發明候ひし寫眞鏡を持來り小弟の乗り參候馬を寫し候故兼て其器の製作使用  
 を記し候書を藏し罷在其用ひ候二種の藥品の名をも心得居候に付其二種の名  
 を呼びいづれを用ひ候やを附き居り候同心へ尋ねさせ候所異人大に驚きいか  
 がして其名を存じ候やと申程にて候ひき其様子を以ても此邦の人は何も心得  
 ず候と申様存居候と被察候依て異船御見分の節小弟御供被仰付候はゞ少しく  
 御補も可有御座と相考候此事此間も心中には有之候ひしかども自ら街するの  
 嫌を免かれず候故に認めず候ひき彼と申是と申餘りに遺憾なる事に奉存候に  
 付小嫌を顧みず吐露仕候宜しく御勘辨御進止被下候様奉萬祈候以上

〔四九九〕 藤田東湖に贈る

(宛名を缺)  
 安政元年二  
 月廿六日  
 先夜は突然

拜啓先夜は突然拜訪奉獲面謁廿年來の傾想を慰し喜躍之至に奉存候然ば小生

拜訪奉獲面  
 謁廿年來の  
 傾想を慰し

も又々用向有之昨夕此表へ罷還候此開面陳仕候一條は如何なる消息にて御座  
 候やらん下田迄出候と申船も一昨日迄猿島邊にかゝり居候と根岸の土人横濱  
 のものに語り候と申事昨日此表に歸りがけ承候御助力等にて下田の事に異議  
 起り候故の義歟夫に致候ても奉得拜謁候ひしは廿一日の夜にて二艘の船の發  
 し候は廿二日早朝の事に候へば其船の直に猿島に躊躇候は不審の義に被存候  
 何ぞ御聞込被成候義は無御座候歟昨夕罷還長岡藩衆に面會承候へば下田の義  
 は兼て愚察の通果して江川氏より出候に相違無之と申事に候此人一人の爲に  
 は一時の巧策とも可申候へども皇國の御爲には千載の失計に歸し申候我攻守  
 に不便に候地へ敵を引き入れ候はんは三尺の童子も猶其害を知り候事に御座  
 候然るを此人好んで此計を進めしは例の卑に依て高を成さんと欲する陋見た  
 り自分の管轄候處の地にして彼の陸行不便の絶地なるを幸とし洋人の學術技  
 藝をも外手にしらせす吾手にて獨り先づ學び得候はんと企候事と被察候誠に  
 惡むべき私計と存申候一旦已むことを得ずして敵に地を借し地を與へ候とて  
 も從來我力を以て制し得易き所を撰び候事當然の事と奉存候是等申候迄も無

皇國の御爲  
 失計は千載の



其地を以て  
横濱等の近  
地に改めし  
の勾踐が朝暮  
と成し暮

之御同案の義に可有御座候へば何分にも御力を盡し早く下田の義御延引に相成候様御計策所祈御座候其地を以て横濱等の近地に改め碇泊の洋船を望んで勾踐が朝暮の膽と成し候はんこと又是に繼ぐの一策にて御座候先夜も被仰候通り近地と申處當今の大禁忌に可有御座候得共其大禁忌にて候故に又對症の大良薬と爲し候義に御座候只今禍を轉じて福と爲し敗を變じて功と成し候策恐くは此外に有御座開敷と奉存候開先夕も推參又此紙面をも呈し候義に御座候千萬心照不宣

二月念六

啓 叩頭

藤田 君臺下

東湖よりの返事

安政元年二月廿八日

謹誦先夜は御貴臨被下如諭廿年來にて得拜晤欣慰不啻奉存候扱は下田一條尙又御細書之趣敬承仕候然る處異船一旦出帆又々立歸候譯は全く念二念三風波にて躊躇之よし戸田豆州より申出候夷の眞情は如何歟表向申出は右之通に御座候下田之事建議の出所長岡より御開被成候由右出所は不詳候へ共管下之事ゆゑいづれ韭山承知は相違無之奉存候念五朝川路氏へ面晤仕候處同人はやはり浦賀の方可然との説に御座候ひき朝暮横濱にて異船をながめ

越王の嘗膽に擬義は六ヶ敷相聞申候陳皮茯苓に候へば病家安心服用いたし候へども大黃巴豆等之激劑は勿論附子人參さへ被用不申長太息此事に御座候今日は一橋卿敝邸へ御出にて繁元鳥渡歸舎中草々相認亂毫御推讀可被下候頓首

二月念八

彪

佐久間君拜復

安政元年二月廿九日

〔五〇〇〕 山田兵衛に贈る

神戸市外 山田孝太郎氏藏

御祖父様御不幸

昨日御上屋敷へ参り承候へば御在所御留守宅にても散々至極御祖父様御不幸之由誠に言語道斷之次第兼て御話しにも修業に此表へ御出候ても其御事のみ御心にかゝり候と御座候が果して俄に御不幸御傷悼察入申候右之御様子に候□先早速此方迄御引取候様存じ候此義可申進ため銀藏他一人差出し候以上

二月廿九日

修理

權之助様

〔五〇一〕 小山田壹岐に贈る

安政元年二月三十日

書簡 木挽町時代 (五〇〇) 山田兵衛宛 (五〇一) 小山田壹岐宛



六斤地砲御鑄立の義かねて申上候通彌明朝日の手配に仕候錫の義如何取計可  
然や御指圖可被成下候以上

二月三十日

佐久間修理

小 壹岐様

安政元年三月二日

〔五〇三〕 小山田壹岐に贈る

御鑄立之義如何相心得宜敷御座候や

大銃御鑄立錫之義に付主水殿迄被仰遣昨日中には事相分り可申旨此程被仰下候御鑄立之義如何相心得宜敷御座候や奉伺候右御鑄立之事御上にて御急ぎ被遊候と申に付御用中立歸をも被仰渡候處錫の義等にて御鑄立之義早速埒あき不申候時は空しく此表にて罷在候はん事不本意之義奉存候御固場に罷在候へば日々御足輕其外砲御訓練も仕候義にて近日は夷人上陸も少く閑日多く候に就ては益右訓練をも銘々少しく覺えの付き候様仕候方責ての御奉公と奉存候私彼地に罷在候節より蟻川賢之助義も散々風邪氣にて平臥仕居只今に快方不仕候よしに候へば其外御人數の内壹人として訓練の世話出來候者無御座候此

早速彼地へ立戻り候方可然哉

節にては百人の御足輕等も日々いたづらに惜しき日を過し候義に被存候左候へば私義御様子次第は早速彼地へ立戻り候方可然哉此段御指圖可被成下候以上

三月二日

佐久間修理

小 壹岐様

安政元年三月九日

〔五〇三〕 夫人に贈る

御母様へは別段不申上候故宜しく御申上可被下候以上

今朝の御文夕方相とゞき披見致し候御母さまにも御きげんよくおもと二郎も何のさほりも無之候と承り悦入候我等至てすこやかに候まゝ御きづかひ被下まじく候扱小林の事誠に氣の毒千萬に存候天下の御爲自分の主家にも當時御役勤められ候て千載の不覺御座候ては如何と氣遣ひ候より種々奔走も致し候事にて候所其事あしく候と申にてつみ蒙り候て當人にはいさゝかきずに成り不申候所牧野様御家の御不行届きは世にも廣まり可申と竊に嘆かはしく存じ

(門弟小林虎三郎、主林家は老中牧野備前守)



(第一卷  
第五頁  
參照)

候事に御座候一封書狀遣し候間御届け可被下候此度小林命を受けて國に歸り候を送り候文をば跡より遣し可申候へば其事御申置き可被下候二郎せきの藥河本よりもらはれ候よしさしての事にも有之閒敷候湯を多く吞せ候がよく候さては別紙に認め候品々此者に御遣し可被下候急に入用に付わざく取に遣し申候昨日今日の頃此地引拂にも可成と申事にて候所又々手まごれ十五日過ならでは歸宅有之まじく候依て此品々をも取に遣し候事に御座候先は今日の御返事旁申殘し候めで度かしく

三月九日夜

修理

お順ごの

安政元年三月十二日

〔五〇四〕夫人に贈る

かぢ鐵參り候に就き御文被下御母様彌御きげんよくおもと恪二郎も御無事の便承り悦入候昨日も銀藏歸り候節御細々御返事うれしく存候此間あまりく丈夫に候間御きづかひ被下まじく候アメリカ人の事も御母様御きづかひ被下

ベルリ上陸候せつも  
候がけ我通  
リ前一寸會  
候時を過ぎ  
の申候  
申候

候この事ありがたく候が何も子細なき事に御座候一昨日ベルリ上陸候せつも通りがけ我等の前を過ぎ候時一寸會釋して通り申候ベルリは一通りの人にはゑしやくは致さぬよしに候所右様の事故人々かれこれ申候と見え申候何もわけもなき事に御座候鐵すぐさま歸り候に付き御返事まで草々めで度かしく

十二日

修理

お順ごの

いせんも明日か明後日頃は出帆と申事にさたいたし候左候へば其出帆のよ  
く日はせひ歸る事に相成候左様御母様へも御申上可被下候

〔五〇五〕川路聖謨に贈る

安政元年四月三日

此間は登館拜謁御酒饌ども拜戴難有奉感戢候然者其節蒙仰候義諸書討索仕候所城中ばかりに無之是非とも固く持怵へ候はで叶はざる要害の處はボムフレイ石榴彈を避ブロックホイス尺角餘の大材を以て屋を置候事近來の定法と見え候左候へば例の御場所其設御座候はん事不可と申すべからず奉存候但去年右御







〔五〇六〕 小林又兵衛に贈る

簡此以下の書  
りと推定すよ  
りて一括し  
て此處に掲  
ぐ)又兵衛は  
虎三郎の父  
にて誠齋と  
號す)

度々御手教拜接辱莊誦仕候先以近寒の節倍御輕安被成御興居候條結構に奉存候其時々拜答可仕候處原來疎懶且何かと俗紛蝟集乍存御無音に打過候段幸に御海容被下度候儲令郎御事陸々御世話も届かず候處御懇に御謝辭等被仰下深く慚愧之至存候才氣不凡其上第一に志行篤實にて當今多く得べからざる御人物と他日に望み候處不淺存候學并東西術兼文武候事僕の志し候處に有之候へば其衣鉢多分斯人に落ち可申と存候事に御座候兔に角此節と成り候所にては漢土の學のみにては空疎の議を免かれず又西洋の學ばかりにては道德義理の講究無之候故に縱令人目を驚かし候程の大事業を成し候と雖も賢聖の作所と懸隔候所有之依而是を合併候にあらざれば完全の事とは致し難く候其事に就き詩有之御一咲可被下候

東洋道德西洋藝 匡廓相依完圈模 大地周圍一萬里 還須虧得半隅無  
末句の意は道德藝術相濟ひ候事譬へば亞細亞も歐羅巴も合せて地球を成し候

如くにて一隅を缺き候ては圓形を成し不申候その如く道德藝術一を缺き候ては完全の者にあらずとの考に御座候思召被付候御事も御座候はゞ被仰下度奉冀候將又御國産の品折々御惠投被下毎度奉多謝候拙詩先年聲律を誤り置き候閒認め直し差出し候様致敬諾候ふつゝかなる詩繕寫も愧入候へ共すきにも相成少閑を得候はゞ責を塞ぎ可申候拜復稽緩の申譯旁如此に御座候時氣折角御保護所祈御座候以上

〔五〇七〕 川路聖謨に贈る

禦邊の一事  
に至り候て  
は竊に以水  
投石之嘆を  
免れず

昨宵は久々にて奉獲拜謁殊に御酒等頂戴仕重疊難有奉感戢候但禦邊の一事に至り候ては竊に以水投石之嘆を免れず明公猶且如此に被爲入候得ば其他尙何ぞ望まんと長大息に堪へず奉存候乍然再思仕候へば愚説の不蒙御點頭候は全く彼方の時事形勢より海陸の兵法等深く御承知不被爲入候故の御事と被存候是等樞要の筋被遊御合點候はゞ明公の御聰明必ず水を以て水に投するの機なくんばあらずと奉存候義に御座候右に付一策奉勸候御用御隙の御話相手に杉

御話相手に  
杉田成卿箕



作阮甫等被  
招呼候はゞ

田成卿箕作阮甫等被招呼候はゞ必ず御聞見を長じ可申奉存候阮甫は西洋地理に頗る委しく成卿は彼方兵制をも稍調べ居候間随分御補益に可相成と相考候唯一通りの砲術家なご申ものは聞見も淺く高識無之ものに付御取捨無御座候ては叶はざる事と奉存候同じ砲術家にては烏喙を食ふの譬に等しかるべく奉存候昨此差別ある事を御存知無御座候ては烏喙を食ふの譬に等しかるべく奉存候昨宵或先生の御嚙御座候に付拙文一篇入御覽候は全く此差別を被遊御辨別候様に仕度心得にて御座候所御話他へ移り候て遂其趣意を盡さず候ひき其他猶奉啓沃度事共多端に御座候へごも未其機を得ずと奉存候故相扣申候其内御沈思被遊昨夜申上候事共の内成程と思召被爲付候歟或は更に御不審を生じ被遊御難問候思召被爲入候はゞ天下幸甚と奉存候何分是は當今のみならず永世迄の一大事に御座候間深く被爲留思召候様奉祈候昨夕の御請旁此段申上候恐惶頓首

十月七日

猶々仰を蒙り候拙畫宅に有之候間爲持差上候寛々御留被爲置不相妨候以上

近作一首奉瀆電囑候是は兼ての愚見に御座候高評奉願候

帝用蚩尤兵 終克蚩尤兵 聖人百世師 何無學夫明

刀槍我所長 砲艦彼所精 多少萬古算 長令英雄驚 啓稿

啓頓首拜覆

川路明公閣下 玉展

〔五〇八〕 高田幾太に贈る

只今罷歸候處例の長州様より今朝から詰掛け居鑄立早々大砲の分不殘もらひ受度との御事に御座候ひき然る處主水殿御決斷にて御屋敷納物被成大慶不過之奉存候但長州様にては大に力を落し候様子にて其代り早速鑄立もらひ度との事に御座候鑄物師も其節銅錫とも少しも多く取入置度由にて新製六ポンド筒代戴き申度段申出候依之過刻御話申上候通金子御渡し可被下候筒の代金百十圓奉願候委細は鑄物師綱之丞可申上候頓首



木挽町時代

〔五〇九〕 高田幾太に贈る

拜見仕候仰之御容體篤と勘考加減調劑仕差上候御過氣益々御よろしかるべく  
推測致され候如何委細は令郎へ御ふくめいたし候へば御聽了先は別包御試可  
被成下候頓首

十六日

二白當時召遣ひ候僕は壯年之節相撲など少し致し候哉の由にて力量に至り  
てはむざと人に負け候はずなど家内及び門生へほこり候との事此頃門生等  
と僕にて棒押し致し居候小生も試み候處なる程普通のものには無之様子に  
候へども彼れ總身に力を入れ候て押し候へども小生は更に動き不申も卒度  
強く押し候へと勵し彼れ汗を水の如くに流し候ても小生にはおよび申さず  
呵々盟臺は小生と御同辰之御事に御座候へば御養生だに綿密に加させられ  
候はゞ御回復は期して可奉待候頓首

高田盟臺 案下

啓 再拜

〔五一〇〕 中俣一平に贈る

松代町 中俣兼雄氏藏

猶々乍序奉伺候御筒改鑄之事鎌原大夫之受方如何に御座候ひしや無覺束存  
じ候まゝ一寸相伺候以上

過日は御來訪殊に何よりの良箋御惠投千萬難有奉謝候然ば其節差上候砲圖明  
朝鑄物師方に所用御座候間一先御投還被下度奉希候鑄立相仕舞候へば用も無  
之候間其節御用に候はゞ寛々差上置可申候此段過刻之拜謝旁如此御座候以上

十九日

中俣一平様 當用

佐久間修理

〔五二〕 竹村金吾に贈る

過日は御面倒の義奉願候定めて願候通被成下候御事と奉存千萬奉多謝候時下  
嚴寒御動履益御體寧に被成御座候や奉伺候賤家幸無事罷在候乍憚御放慮奉仰  
候然者此品菲薄之至御座候得共聊寒候拜候之印迄呈上仕候御晒存被成下度候



數寄屋橋内  
失火

乍例多忙其上一昨夜數寄屋橋内失火にて折節風も勁くしかも宅の邊は風の眞下に當り候故手の如き大きな火の子雨の如く降りかゝり一しきりは免ても道れ申まじく存じ候所幸御堀内にて焼け留り免かれ候義に御座候乍然疊を上げ候はぬ迄にて宅の内残らず方付候て其跡調にて今日頃も殊の外混雜仕候故多書仕らず候但大分屋敷の内浮説も有之候間申上候迄に無御座候得共御心配り十分に有御座度奉祈候時下寒威折角御保重可被遊候餘者來陽芽出度可申上候以上

宅の内残ら  
ず方付

臘月念二

啓 再拜

竹村先生臺下

猶々乍憚尊嫂前へも可然御致聲奉希候以上

〔五二二〕 獄中より某に贈る

此の某は川路の  
臣下なるが如し

某疎拙に因て禍を取り知己の累を爲し候事申すべき辭とても無之今更書簡等呈し候事愧入候へども憂心如燬存候筋候に付不得止事如此に候幸に御視置可

史訊の際に  
於て口づか  
ら當今の御  
急務を陳べ

被下候抑天之方蹶無然泄々とも申候此節に至り候ても朝廷の大臣百僚の御方皆猶怠緩悦従の御様子と被察候某下獄之砌吏訊の際に於て口づから當今の御急務を陳べ當路を激發し少しく裨補する所有之度と存じ込候ひし所に所謂以水投石にて心を用ひ候甲斐も無之更にその補ひ候所を見ず結句依之大禍を取り更に朝廷の累を成し候べき兆も有之候様心付候に付方蹶の時節ながら少しく日月を涉候間には事體の分り兼候事も明かに成り時勢の知れかね候事も漸くに白し候て夫に依て國是も定り候はんと存じ其了簡に相成姑く罷在候所今に至り猶人をえらび彼地に遣し探索を務めしめられ候はん思召も無之類に外國へ渡海は御國の大禁々々と唱へ外國人不斷本邦へ参りつごひ候様相成候に就ても御締り筋の爲に此度の獄を嚴重にせずしては叶はずと申やうなる御趣意の様被相察候外國渡海の禁は御當家いつの御代よりと申事も詳にし申さず候へども鎖國の御趣意を被爲定航船の檣一本に限り海路も可成丈地方を近く乗り候様にと申御制度に相成候頃の義にて外國へ漂流の民終身押込め他所他國の人に面會せしめられざる御定も此御時代よりの事と被存候然るに王朝の



此方に守り得  
べからざる  
終に守り得  
べからざる  
守の古法を株

昔は外國に漂流するもの歸朝候へば幾年かの復語畢其御免ノ事也を賜り候と申事令に見え候様に覺え候是は唐山へもの學びに學生を被遣候頃の御制度と見え候去ればかゝる義は皆時に因て宜きを制せられ候義と被存候鎖國の御趣意も外蕃の形勢此節の如く盛大ならず蒸氣船等の發明無之以前は至極の御良法にて候へども外國の技能藝術今日の盛なるに至り蒸氣船の便利萬國に行はれ全世界をも月餘にして一周候程の事に相成候ては世界萬國の形勢往日とは全く別物に相成二千里三千里隔り候國と雖も比隣同様にて是にて彼を壓倒候程の國力無之候てはとて鎖國の御趣意可被貫時勢に無之其上彼のよくする所我も亦これをよくするに非ざれば彼と抗拒候事遂に成しがたかるべく既に當春御國の御大恥を被忍御要害の土地を彼が申にまかせ御借與御座候も我の技巧藝術彼れに比すべくも無之蒸氣船は勿論諸軍艦とも彼の如く堅牢便利なるが無之故にて候彼れには昨年も今年もいづ方となく恣に上陸し内海の測量までも自由に致され候て剩へ土地を借し候に至り此方にては終に守り得べからざるの古法を株守し彼の情實を探知し候べきの急務をも心づかれず偶此事に心を盡し候て身

を苦しめ報國の忠を企候もの有之候得ば其苦心の所をも問はず貨の爲利の爲に動き候もの同様に嚴重にこれを治めて外國との締りをつけられ候はんなどと申は抑も何の御趣意にて候や無知の匹夫と雖も盜人の入り來らんに自ら其身を束縛して其盜人の爲すに任せ候ものは有之間敷候今朝廷に於てこの匹夫の知に及ばれざる事何の故にて候や皆かの怠緩悅從の致す所と被相察候天の方蹶無然泄々の義をば何と御心得候事にや彌利堅の無禮は盜人の比に無之わが古法を株守し人の彼に往くを禁じ其情を知る事を務めず剩へ志士の志を挫挫き奇材異能の士を損せられ候はわれと我身を束縛するの類には無之候や兵法兵法にも明君賢將所以動而勝人成功出於衆者先知也先知者不可取於鬼神不可象於事不可驗於度必取於人知敵之情者也この明文も有之要路には今の時に當りても猶是等の事御心得なくおはしまし候御事か主明公にも同じく海防の御掛にて被成御座候得ばかゝる大事は御建議御討論無御座候ては不被爲濟御事と奉存候此用開の一事當時御變通無御座候は天下は終に不可爲と奉存候去年六月彌利堅の書翰御請取に相成候御始末實に皇國開闢以來未曾有の事共にて未

(主明公は  
川路聖謨を  
指せるか)



我輩の如きものをも凡民同様御覽被下候事

だ兵を交へすと申ばかり實に一大敵を被得候義に付此時に當り候ては兵法に申候無政の令を懸け無法の賞を施し此二句孫子の九地篇に出候と覺候天下の奇材異能の士を御振興御座候てこそ可然御事にて候所謂有吏材者未必有將材にて大切なる土地迄をも御借與御座候に至り猶夫等の御思慮も無之我輩の如きものをも凡民同様御覽被下候事浩嘆の至に候萬卒は得易く一將は得難しとも申候はずや又周禮の八議にも議賢議能とも有之候はずや況や此非常の時節に於てをや某敢て賢の名に當り得ず候と雖も今時に當り一二の能無之と申べからず此度の大敗を取り候次第に候得ば將名も負ひ難く候得共元來將家の子孫おのづから卒伍の人とも異なり候様存じ申候然る所時勢の御勘辨も無之人材の御料見も無之彌利堅人のしげ／＼參り候に付て某等の獄を嚴にして御締りを取付候はん位の思召にては此節爰許出入候小吏などの申すが如く外藩御預けなご申事にも相成可申歟た多人数は御褒賞御座候とて當今の天下吉田生の如きものも決して敢て爲し候人に無之候ては多難の際非常の用は成し難く過を見て其人を知るべき事と存候然る所吾輩獄につながら候にて是充分の御締りと被存申候様にては稍志御座候ものも皆戰慄頭を縮め天下の御爲を謀り候念も自然と消阻し可申こ夫も是も天定と存

何とぞ主明公の御鼎力を以て世の固弊を被除某等の獄御定斷

獄中は元來筆墨無之筈に付

じ明め候へば事の濟候様のものゝ是迄多年外寇のこの爲めに心を用ひ許多の苦辛を以て諸藝術を講究候も此節の如き時に自國の助けとも成り即ち皇國の御爲めに相成り可申志願にて候ひし所に萬一小吏輩の申候如くに候時は是迄の忠志も一朝にして水の泡に相成り自國の爲に竊に力を盡し候はんとも先代より請候莫大の恩義をも報い候となくして此時を失ひ候はん事千載の遺恨に有之又八十歳に及び候老母の再び難見候はんとは是又何等の無情に可有之や御諒照可被下候乍去是等は一人の私情に付平日厚く主明公の御知遇を荷ひ候得共此節の場號訴可仕様も無御座候惟前段用開の一事は當今天下の御一大計にして事はより重きは無之他日成敗の機こゝに決し候と存じ候に付何とぞ主明公の御鼎力を以て世の固弊を被除某等の獄御定斷御座候前に於て時勢御省み人を選び彼に被遣候の御趣向相立候様仕度奉存候某等の獄御定斷御座候後に又御趣向を被爲替候ては朝廷の御舉措輕々しく相成天下後世批判も可有之候此事當今主明公に號訴し候外無之候に付極密老兄迄此書を呈し候獄中は元來筆墨無之筈に付外へ書を發し候は固より嚴禁にて候夫を主明公御覽候なご申



候ては被爲濟まじく候へば老兄迄漸に此書を呈し候とに御座候是も老兄とは格別の交際にて候故に候間老兄にも其思召にて御覽被下尤なる筋と被思召被下候はゞ此趣意を盡く老兄のものに御認直し被下夫を以て主明公へ御申上可被下主公の御鼎力にて當今例の御法の御變通に至り候はゞ實に天日を回すの御大功とも可申某輩も御末光に従ひ蘇息を得候義も可有之又多少苦忠の顯はれ候期も可有御座候母子生會を得候とも叶ひ可申主家へ報恩を謀り候事も届き可申候左候はゞ某一己の上にも實に再造の御恩惠とも可申候右老兄御周旋の程奉懇願候言不盡意千萬御心諒可被下候不一  
(宛名日附とも切れてなし)

〔五二三〕 獄中より山寺源大夫三村晴山に贈る

東京市 赤池濃氏藏

此度之義に付兩盟臺一方ならず御厚情御周旋被下候趣甥どもより極密申遣し御深交之故と申ながら感刻之劇不知所謝奉存候偕詩文之義等有之輕忽疎漏之

安政元年四月廿七日

吉田生と申  
者當年廿五  
歳の少年に  
は候へ共

小弟門下に  
も多く無之  
忠直義烈の  
士

始末御下墨可被下と近頃愧入候義に御座候但吉田生と申もの當年廿五歳之少年には候へ共元來長州藩兵家の子にて漢書をも達者に讀下し膽力も有之文才も候てよく難苦に堪え候事は生得の得手にて海防の事には頗る思をなやまし萩藩兵制の事にも深く心を入れ存寄りの次第書立て其筋へ申出候義も度々有之小弟門下にも多く無之忠直義烈の士に御座候然る所一昨年中遊歴之事に由て落度有之知行被召離候尤も萩御城下江戸御屋敷出入免許有之十年の家學修行被申付候とて其後もよく宅へ致出精候然るに去夏米利堅之事出來り本邦開關以來未曾有之體たらくにて小弟にも忼慨悲憤に堪えず差當り敵愾の計策を考へ候に諸事皆御手後れと相成如何とも手のつくべき様無之乍去七年の病に三年の艾にて當今にても邊備之急務は彼をよく知るより先なるはなく彼を知るの方略は人才を選び彼の地方に遣し形勢事情をまのあたり探索せしめ火兵の術水軍之方海岸の固め城壘の制等も書傳ばかりにては何分に埒あき不申往靴を隔て、痒處を搔くの歎を免れず候へば免に角此人を遣はされ候の道を開き候より外無之と存じ其策去る要路之御方へも申試み川路司農御取次を以



吉田生此節  
逆境に居り  
何がな功を  
建てる次第  
見込の次第  
及人物候所  
當人骨髄に  
徹し  
萬次郎は此  
節の手本に  
付

て福山侯へ奉り候上書にもその義を認め候處事行はれざる御様子にて残念に  
存じ候内土州漂流萬次郎預御召出御普請役に御取立御座候と承り中心窃に欣  
び候は是までいづれの國へ漂流候ても外國へ漂流とだに申候へばそのもの終  
身禁錮せられ候御法に候所萬次郎義米利堅へ致漂流彼方に於て少しく書物を  
も讀み候の故を以て御召出しに相成候然るに萬次郎義は偏鄙の地に育ち候獵  
師の子にて和漢の文字をも心得ず殊に幼年にて漂流し候故に此國普通の言語  
さへ差支多く候よしに付御取立に預り候とて大事の御用には立申まじくさら  
ば此節學才ある有志の士彼地に漂流し其形勢事情に心をつけ旁砲術兵法航海  
の技を學び兩三年にして歸朝候はゞ公邊の御重寶にいかばかり相成るべく萬  
一公邊にて御取用無之候とも皇國一統の利益少なかるまじくと存付き幸に吉  
田生此節逆境に居り何がな功を建て歸參の願ひ叶ひ候様望み罷在候事熟知候  
に付見込の次第及物語候所當人骨髄に徹しいかにもと存じ候様子にて私に事  
を謀り見度よし申候に付小弟申候は免に角萬次郎は此節の手本に付漂流と申  
に無之候ては公邊の御法改まり候はぬ間は叶ひ申聞敷乍然漂流の事は九死一

少々の路費  
を無心候に

生之至難にて天と人との係り候と存候志あり才ある人に無之候てはたとひ漂  
流候とても世の益には成り不申人に係り候と申は此故にて候有志有才の人有  
之候ても風に放たれ候にあらざれば此邦の小舟を以て巨海を渡り候事能はず  
さて其暴風の必ず起り候はんことあらかじめ難定又其暴風には覆溺の患必ず  
なしと申すべからず天に係り候と申は此故にて候然りと雖も此御時節天此皇  
國に福し給はゞ望む所の風も起り無難に漂流も出來可申五島邊にては風の爲  
に乍浦邊の漁人此方へ來り候事も此方の漁人かしこに至り候事も一年に五六  
度は有之とに承候此節清の天徳の亂も彼此風聞は候へども慥なる事わかりか  
ね候むかし元の忽必烈志を得候へば我に弘安の亂有之候唐山の兵亂は我國に  
甚敷關係も候事に候へば是又差向き探索申度唐山地方にだに漂著候へば彼の  
地方には米利堅等の船の往來斷えず可有之左候へば志し候カリホルニヤワシ  
ントン邊に至り候事容易なるべく但し公邊御法も候へばいづれにも萬次郎に  
倣ひ候ことを忘れ候など申候處當人いかにも心得候とて慨然として旅装を整  
へ少々の路費を無心候につき用達ち遣し候さてつらく存じ候は此九死一生



付用達ち遣し候

書簡 木挽町時代 (五一三) 獄中より山寺源大夫三村晴山宛

二五八

之至難の義を當時の御爲を存じ候へばとてよくも速に決心いたし候けなげなるわかものにて候と感心に存じ遂詩も胸に浮び候故一つには彼れの志を賞し一つには彼れの心をますく堅くし候はん爲に倉卒に認め遣はし候其詩左の通に候

第二卷詩  
鈔三〇頁參照

之子有靈骨 久厭蹙蹙羣 振衣萬里道 心事未語人 雖則未語人 付度或有因 相送出郭門 孤鶴橫秋旻 環海何茫茫 五州自成隣 周流究形勢 一見超百聞 智者貴投機 來歸須及辰 不立非常功 身后誰能賓

是は既に當五日の夜御呼出しに臨み候て樂眞盟臺へ心當りの事及御内話候節御目にかけて候所に候環海より超百聞迄は彼れの意中を付度候所にて來歸須及辰は三年の後必らず歸り候へと申聞けたる意にて御座候然る所去暮押詰り候頃にて候ひしか此春初にて候ひしか不覺に候が吉田生飄然として宅へ參り候に付漂流も遂出來ず候歟と申咲ひ候所吉田生申し候は此度は何事も心に任かせず其上長州屋敷にても浦賀邊御固被蒙仰候よしに候へば其爲めに差向き力を盡し候義も候はんと存候間例の義は暫く思ひ止り候はんと存じ候とて出立

の節用達ち遣はし候四圓の金を封のまゝ返し候其後長州様より小弟へ御頼にて十五拇ランゲホウウキツ、ル筒臺とも御制作に相成候其元は小川市右衛門と申人に候所吉田生事を小弟へ頼み當人も此節柄の義に付此かゝり申渡置き候間福原清助と申ものと兩人へ萬端差圖致し吳候様にと申事にて深川に於て鑄立候右大砲にも兩人よく致奔走其上吉田生は差向き臺場築立の事に心を用ひ申度とて小弟新橋御屋敷御普請方心得の爲にさし出し置候臺場雛形姑く借受け長州役人中へも相示し共々心得居度とて右雛形をも達て致無心小弟文武舎にて銃卒訓練いたし居候所へ雨中態々尋ね參り雛形借用の事なども候て只今其雛形猶長藩に有之 去年萬次郎に倣ひ候はんと申存念は實に全く存じ止り候事と存じ居候三月六日か横濱御陣所へも尋ね參り候へども形の如き稠人中寒温を述べ候のみ何の一事を談じ候事無之是馬場氏始め下目附等皆よく知る所也 唯心得の爲に彼船に近寄其形状一見致し度如何いたし候はゞ可然と申候に付加奈川水運び人足に出立候へば近寄見られ候趣浦賀同心申候事も候間懇意の吉村一郎へ頼み遣はし候はんとて内書一通を認め相渡し候其趣意は某かねて其志有之候へども

書簡 木挽町時代 (五一三) 獄中より山寺源大夫三村晴山宛

二五九



此文直し吳  
候へと申差  
出し候

總髮故其人足に出立候事も六借きとの事に候へば不及力此ものは門人中有志のものに付某と心得内々周旋頼入候と申候然る所其夕方か又々陣所馬場氏と對座の所へ参り時宜申述候上此文直し吳候へと申差出し候則一覽候へば江戸の書生何某と申書出しにて吉田生の姓名は無之其大意は吾輩は漸東西五百里南北三百餘里の間を離れ候事能はず貴國に於ては火輪船等を以て全地球を厘かの日數に周回せられ候を承り候に跛者の健足者を羨み候より猶羨敷存じ候あはれ此船に乗せ本國へ伴ひ給はゞ千萬可辱但し吾國人外國へ渡り候は嚴禁に付此事發覺候時は刎斬の刑にも被行候べく候へば極秘に致し度との趣意に御座候其文中々面白く出來候ひき去年來此様の假託文澤山に有之候へば更に怪み存せずかつ去年中の含みは存じ止り候と申事に候へば後來の心得當座稽古の爲に認め候假託の文と存じ筆を加へ遣し候然る所豈計らんや其文に別啓を作り添へ和文の書簡一通と都合三通下田に於て夷人へ遣し遂に發覺候て此次第に至り候義に御座候小弟の門人にて候上に小弟加筆致し候文を以て御國禁を犯し候義小弟一切内談等致し候事無之同意候等の義には曾て無之候へど

小弟多年外  
寇の事に心  
を盡し皇國  
の御爲を存  
じ候外無他  
事候ひし所

も奉對公邊恐入候義と奉存候一昨日御呼出しの節吉田も一同罷出御徒目付立合にて與力の下調にて候ひし所小弟申候所に相違無之修理が萬次郎に倣ひ候へど申教戒を背き候義愧入候と虎次郎申立候是迄の大略右の通に御座候右之所を以て此上之御周旋偏に奉冀候最初より此頃迄も小弟多年外寇の事に心を盡し皇國の御爲を存じ候外無他事候ひし所一旦にして此禍に罹り候は天小弟をして此義を唱へしめ天朝百億の御方々に當今の急務かの人材を選び彼地に遣はされ候より外の義あるまじと申事をよく其心に得せしめ給はんとての事にも可有之と志を勵まし尋の時其趣意申立候所いか様申候ても彼アメリカには多日滯船の間に人ならば隠所までをも見透かされ候ひながら此方にては是迄の死法を守りかれの所長を取らむすべをも知らずかの形勢事情を探らむとせられ候はぬ様子誠に望を失ひ申候聊か世の補にも成らず候て御上之御名を出し奉り候義誠に恐入候義高年の老母もさぞかし無念にも存じ可申さらぬだに物あんじ致し候性分に候へばいか計心配も致し候はんと志の貫き候はぬに就て存じ出候へば五内共に裂るが如くに存じ申候此情幸に御炤亮可被下候



此様の事獄中より申送り候事極禁秘に御座候間此昏中の次第御了得被成下候はゞ直に丙丁に御附し可被下候但し昨年萬次郎被召出候以後彼に漂流外國の情實を探り歸朝候へば當時此上もなき大功と存じ詩を送り候と申より吉田生其志暫く存じ留り候と申に付金子返し候節儘かなる證人有之候人の迷惑にも成り存じ留り候と申證人を見せ候文を全くの假託と存じ誤り候大略迄は樂真盟臺へ五日人を出し可申存候の夜及御内話候趣にて苦しからず送別の詩は六日に御役所にて津田氏に預け候懷中ものゝ内に態々入置申候夫を御覽被下候趣にても又當夜安世へ示し置き候にて御承知被下候にても差支有御座間敷奉存候當今天下の長策はかれにのみ見透かされ彼れを見透候策無之候ては和戦ともに成し難しと申所にて國禁をゆるべられ吉田生如きものを彼地方へ被遣候様にと申事水府老明公等の御議論被仰出候様仕度候其次は御時節柄之義に付皇國の爲に萬死を犯し非常の功をも立て候はんと心を凝し候忠誠の至りを被成下御明察千卒は得易く一將は得難しとも申候へば出格の御仁惠を以て速に寛典に被從候様仕度義と奉存候何分も宜しく御周旋之程奉懇願候以上

當今天下の長策

四月廿七日

啓

懼堂老盟臺

梧下

樂真老盟臺

〔五四〕 獄中より北山安世に贈る

安政元年七月廿六日

續て好天氣に候今日は藤吉方まで藤三義左右承りに立寄吳候よし悦入候手紙は無之候とも御祖母様御機嫌よくと致大慶候爰許依舊頑健過念給るまじく候然ば過日も書入候通り其元々申越候昏面いつも簡に過ぎ候て事情分りかね申候依て此月末分遣候昏中には事情のよく分り候様頼申候此節朝廷の御様子など聞かれ候事は無之候か海岸防禦の御手充等何等の様子にや其後の事一向不承候毛利細川御兩家の人氣など如何や其外大小諸侯にても不相替西洋砲術世話有之候義か公邊には如何や當年の和蘭風説書被見候事は無之候歟もし川本などにて手に入候はゞ内々示し可給候昨年御あつらへに成候洋艦も持來り候様子か和蘭人をもめし呼れ候なども昨年承候事も候ひしが夫等如何



御船じるし  
は日の丸を  
か御用ひ候と

や御船じるしは日の丸を御用ひ候とか御觸出しも候様にお願より申越し候ひしが此表にて洋製に倣ひ御造立の大船は未だ出来上り候はぬやう爰許にては風聞候が果して出来候義か江川氏の手にて蒸氣船を造り候とて昨年より書物にて穿鑿候様に承り候が少しは手始にても致し蒸氣のからくりにて出来より候義や承られ候事候はゞ申越し可給候十餘年前より我等籌策候通り此邦の事なれぬ工匠を用ひ不分りの書物讀みの棟梁にては早速埒あき申まじくたごひまげなり出来候とも夫を扱ひ航海の用を成し夫を連ね陣を作り進退かけ引して攻守の用を成候事善師に就き勤苦して修業候に無之候ては實用は無之候依て我等の策は船をば先彼地より購ひよき師匠をやとひ邦人に習せ船を造り候には是非とも彼地より船大工を呼び候料見にて候ひき素人拵の濫惡の器械を拙劣の人数にてあつかひ彼の精巧の器械熟練の洋虜に抗し防戦を成し候はんは譬へば羊を驅て虎狼を取拉んとするが如き致し方にて廟算決して立ち不申候是等誠に明々白々の道理にて智者を待たずして知れわたり候事と存候處今に至て當路の人は是を曉られ候はぬ様に被存候が如何やあはれ是等の御一助

我等の策

をも成し候はんと苦心候ひし我等をば形の如き御扱にて言語道斷と存じ候過日與力輩罪案の事に苦心候など申こされ候が夫は岡見の話にて承知せられ候歟與力輩輕くとも御家人の事に候へば我等の爲めに苦心候より公儀の御爲に苦心候て可然事と存候夫れ匹夫匹婦は至愚なり然れども盜賊の室に入らんには必ずみづから其身を縛し盜の爲すまゝには致すまじく候彌利堅人御國法を犯して此御膝元に船を入れ其ゆるしをも得ずして内海を測量し嚇するに兵威を以てして要害の地を借り候等其類を充る事を待ずして盜賊に有之候しかるを朝廷には彼れが成すに任せられ遂に下田をも彼へ被遣彼れには飽くまで此國の虚實を見透され候ひながら此方にては以前清國和蘭陀の外通商の國を被停本邦地方に近寄候異船は打拂ひ候と申節一同に被爲立候御法を御守り御國人をば外國へ不被出候とて敵を得ながら敵の事情を探る事を務めず自ら其身を縛して盜賊の爲すまゝにまかせられ候如き御始末をば與力輩等何と心得居候や下田の土地僅か也とも皇朝開闢以來御世守の地にて候無餘儀時勢なれば夫をさへ突來の夷人へ御借與候事に候外國へ人を遣はさぬの外國へ罷越し



當代一時の被  
權を以て設  
候に法をば  
通變に從は  
れ候も御事  
守節候御座  
候御事

候ものは罪あるのと申候は御當代にて其時の宜に隨て被爲立候御法にて候其御法は近來の如く萬國蒸氣船を用ひ五大洲比隣の如く成り候時勢に至り候ては惟外國に此國の愚を示され候のみ惟この國人に長く其愚を守らせられ候のみ何の詮も無之事に候無餘儀時勢に至候ても却て其法をばひしと御守候て皇朝御世守の土地をば輕々しくこれを夷人にかし當代一時の權を以て被設候法をば通變に從はれ候べき時節にも御死守御座候事何と申御事にて候や當今の時勢と外國の形勢とを少しく心得候者其間に有之候はゞ明かに建言すべき事に候岡見など何と被申候や何も天下の爲に付岡見を其親戚にて候與力によく其公私大小當今の大利害を説かれ其人當時の大忠臣と成候様有之度事と存候我等罪案に關係候所は二人に送る内書草稿にて明白に候三村なども此所の利害は何と心得られ候や又我等心事は有人於此憂君父之病將革而求之藥幸而得之且知其必有效也則不問其品之貴賤必請之於君父矣君父惡其名而不許則多方謀之竊有進之乎抑亦坐而俟其啓手足歟臣子至誠惻怛之情固不可坐視其病患則雖知後逢其怒亦豈得不竊進之哉是にて明白に候後刻藤三又立寄候と申事に付

先早々如此に候御祖母様へも宜しく申上可給候其外いづれへも宜しく頼入候二郎事よく世話頼申候月末の便に近日の清書二枚見せ可給候過日の美濃番使ひ切候間其節又二帖遣し可給候以上

廿六日 山王祭日一日慥に藤吉を品物さし入申候乍序如此に候

伯 仁 坊



書簡聚遠樓時代

自安政元年九月  
至元治元年三月  
(文久二年十二月までは蟄居)



安政元年十月卅日

〔五五〕 依田甚兵衛に贈る

松代町 山口勇雄氏藏

廿一日之芳簡相達拜見仕候追々霜威相増候處倍御清健被成御座敬賀之至奉存候儲當年は四月以來一方ならず御心配御苦勞かけ奉り殊に先頃中は寒天に此表まで御勞煩被成下重疊感惕御禮の申上べきやうも無御座候早速拜謝之書状をも差上可申之所私も十一日之雪に當り候て少しく快く覺え候ひし風邪致再感刺へ母事も九日著の途中を散々不快にて平臥仕尤も始の程は唯一通りの外邪の様に被存候所次第に宜しからず十八九日の頃は精神も致昏冒食氣なども至て薄く夏以來の心配の一時にゆるみ候て氣力の張りの一旦に減じ候上に土地の時候も違ひ寒氣の大敵を受け候事に候へば旁以此度はたやすく平愈候はんと六ヶしかるべくと私も病中ながら晝夜心配種々手充仕候等にて乍存御禮も延引仕候義に御座候幸に御亮恕被下度候母義も申上候様の容體にて候ひし所幸に藥力功を奏し廿一二日の頃より次第に快き方に向ひ食氣も進み氣力も追々に復し此四五日來の様子にては先々順快可仕と被存候但乍憚兩足之腫氣



廿日頃に比し候へば過半はひけ候へども平日之足に復しかね夫故か今日までも腰をかゝへ候はねば獨にて立ち候事能はず候何を申も満八十と申もの故快復候にも手閒取れ候事と被存候乍去逐日少々宛は宜しき方に御座候間決して御過念被成下まじく候當人よりも宜く御禮申上度申出候扱木挽町居宅之事三村より御話申被吳候とて詳密に被仰下難有奉存候早くより承り候よりは代價も宜く當節柄幸の事にて御座候ひき御勘定吟味替せの事迄も三村氏申談じ被下候よし此度は何から何迄大煩勞致し被吳候御序も御座候はゞ宜く御代謝奉希候浦上用人へ謝物の事いかにも當然の事と奉存候武藏屋の事も被仰下是も津田氏體面に掛り候事に候はゞ免も角も宜く但私存念は安世より申聞け候節も左様申候武藏屋事は四月中兩三度内々の取次致し候のみよく考へ候ば認めるものゝ取次は迷惑の趣申候て一切致し不申依て其以來は別に内取次致し候ものを拵へ一切彼れへ頼み候事無之其上最初拾金宅より出し候を彼内へは唯七圓届け候のみ其三圓はかもの取込みに相成居候壹割位の減じ立ち候事は候へども拾圓にて三圓の取込はちと甚しく其上書通の事迷惑と斷りをも致し其

後何以て頼み候事も無之候へば別段手重の謝物にも及び申まじく又謝物遣し候事に候はゞ拾圓送り候節の三圓は如何成り候事や承り度ものに候と申聞け候事に御座候安世より夫等申談じ候事と存じ候處例の不辨別もの一向沙汰なしにて出立候よし不都合の事にて御座候ひき乍去夫も是も衆議にてよきに御取計被下候趣本より別に存念も無之義に御座候何かと段々之御手数數千萬難有奉銘謝候將此品先日御餞別に呈上可仕ものに御座候所其節御猶豫奉願候通荷物届かず延引仕候誠に有合の粗末なる品に御座候御咲留被成下候はゞ幸甚可奉存候乍憚政君へも宜しく御致意奉冀候此度之貴答段々之御禮旁申上候益々寒候に相成候折角御保護所祈御座候已上

大 星

十月卅日

依 田 君

猶々家族よりもいづれも宜く申上度段申出候私風邪も最早全快仕候間乍憚御放念可被成下候以上



附啓御道中御阻撓なく十二日暮過御歸府被成御座候條愛度奉慶候寒威之時節何かと御途中も御迷惑の御事と奉察候御留守中政君何の御碍も不被爲在候歟奉伺候以上

安政元年十一月四日

〔五一六〕 勝麟太郎に贈る

四月以來専ら心を攝生に用ひ候故

拜啓霜氣日に相加り候處北堂君御始め總じて御佳勝被成御座候御便昨三日順子への御文相届き委しく承之喜慰之至奉存候儲今夏災患以來段々被成下候御心配此度落著にて歸藩候に付候ても何かと御配慮銘々へ御餞別御送惠被成下拜謝申上盡すべきやうも無御座難有奉存候某も四月以來専ら心を攝生に用ひ候故平素よりけく健にて風邪などにも遂感じ不申候ひし所歸國に相成愧入候事ながら精神に油斷を生じ候故か途中桶がは宿の泊にて散々外邪に冒され遂一日逗留本は去の讀か本月三日歸著仕候頃既に快く御座候ひき母等は九日に著致し候然る所母事其當日より同じく散々外感にて夫よりどうと平臥仕尤も其頃此地

本月三日歸著

一統に風邪流行にて老少をえらばず免かれ候もの稀に候故其流行に感じ候と存じ一通其手充仕候所追々に病勢進み候て十八九日の頃は神經症に相成食氣も一向に乏しく精神も昏冒候て晝夜譫語絶えず剩へ索空摸床の様子なども候て滿八十の高齡にも有之夏以來久々の心配一時に弛み精神の張り俄に失せ候上に風土の氣候も違ひ殊に土地柄の勁寒に出逢ひ旁快方候事は至て無覺束と痛心仕候所かねても申上候ひし通僻境相談等可申醫師も無之依て心得居候所を以て種々手充仕候所幸に用藥效を奏し候て次第に輕症に趣き食氣も追々に進み精神も慥に相成此五七日之様子にては彌順快の善候も相見え一安心仕候義に御座候始めは手足ともに腫氣なども餘程有之候所是も次第に減じ候て今日頃は足の甲に僅に見え候ばかりに相成候乍去餘程對え候事と相見え只今に座敷の内も前後より抱へ候はねば步行仕かね候體に御座候しかし乍ら追日宜しき方に相成候間遠からず全快可仕候某義も其以來依舊頑健に御座候乍憚御省念可被成下候其御地氣候如何に御座候や冬至に候へば何と申候ても霜威も強かるべく候



強き地震

北堂君其後は何の御碍も不被爲在候か御容子委しく相伺度候此地兩三日前迄は寒氣も例年よりゆるやかにて手水鉢などに氷の候事もまれに候ひき但昨今餘程の寒威にて庭面なども堅く凍り申候然る所今日巳の時ばかりに餘程強き地震有之候尤も只今罷在候所は御安口と申地名にて候が此以前未年の大地震にも人家など一軒も損じ候事無之場所に御座候夫故か左までの事とも存じ不申しかし大分強く長くゆり候に就き母等をも致介抱庭へ出候てしばらく其静まり候を待ち候位の事にて御座候ひき然るに不思議なる事には城下の内にも中町鍛冶町石町など申邊は只今罷在候御安口と申より僅か六七町も隔り候はん位の所にて候が地震の道筋に當り候と相見えやはり未年の如く町屋も倒れ候て人も五人ばかり致怪我家も三十軒あまり損じ候と申事に候城中などの事氣遣はしく早速安世に申付見せ候所是は一切何事も無之惟外がこひの塀わづかにいたみ候よしに御座候乍去遠方隔り候其表などへは其實より大騒にも相聞え可申左候はゞ北堂君などには別して御案事も可被成下と奉存候故段の御禮旁其實を申上候義に御座候何も御氣遣ひ被成下候程の義に無御座只

家も三十軒  
あまり損じ

今居候所は地震には以前并に今日の例を追ひ候に氣遣ひ無之候其上一度強きふるひ有之候と其後暫は安心なるものに御座候只今安世方に母も不快旁同居罷在候が兩三日中やはり御安口と申内にて安世方より一町ばかり東南に其表上屋敷に居候重役望月主水が別業に相應の住居有之是は至て四時の景色も宜しく庭も頗る廣く候て戸を閉ぢ書を讀み候には究竟の場所と存じ候故其表に罷在候間に致約束置き候に付夫へ引移り候心組に御座候是へ移り候ても同じく此前も地震の難無之所に御座候間先御心易被思召被下置度候地震に付其表へ便有之候と申に付早々申上候乍憚北堂君小星君へ宜しく御傳意願上候時氣折角御保護奉禱候恐惶不肅

十一月四日

大星拜覆

勝 君 臺下

附啓御上京之御事は異船浪華を引取候に付御沙汰止に相成候よし然る所其船下田へ回り候て御役人方も御出張御座候とか應接の様子如何に候や彌利堅の恐嚇に御怖ぢ年久しく申出で居り且つおとなしく出かけ候魯西へはけ



く立派の御挨拶有之候故魯西人も心よからず存候より彌利堅の恐嚇に倣ひ候様の義も可有御座歟と杞國の憂に堪へず候既に箱館へは堡柵様のものを作りろしや交易場など申旗を建て居候など申風聞も有之候が實説なりや否果して左候へば押領の沙汰に相聞え申候是則ち彌利堅に倣ひ候所とも被存候箱館の模様既に如此に候へば下田へは猶一層の義を彌利堅にて取立可申と存候左候とて此節の御體たらく御禁止候事萬々御六ヶしく終に此邦除くべからざるの大害となりもこそし候はんと恐入存じ候事に御座候實著の御異聞も御座候はゞ極密御示し可被成下候是等の御文通此節柄尤も内密の事に御座候其思召にて他へ御話等は堅く御無用に被遊可被下候此表にて御話の獄中百首順子に寫させ候間御咲草に御目にかけて候御母様へも御覽に御入被成下度候已上

〔五七〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政元年十一月五日

其後は御左右も承らず候時下烈寒に候へども御揃彌御佳勝被成御起居候歟然

ば僕も安世の方餘り手狭に就き主水殿下屋敷の物見を借り候て引移り申候是も随分狭くは候へども來客も無之閉居候には差支も無御座候其上雪月の眺望も頗る宜しく候に付甚妙境を得候と自喜候事に御座候さては拜面を獲候て御話申度筋有之候此節にては内々にて御尋被下候事は門を守り候足輕なども何とも申さぬ様子にも有之其上表だち候ても母の方へ御尋被下候趣にて候へば何にてもさし支候事無之候右之次第に候間御繰合せ一寸御經過被下候様奉頼候御安否拜候旁如此御座候以上

五日

星 拜

八 田 君

〔五八〕 勝麟太郎に贈る

安政元年十一月十一日

拜啓冬寒彌御多祥被爲涉候歟御母様御容體何の御障も不被爲入候や御動靜委しく相同度奉存候扱四日之地震八年前の變に存じ合せ此地方近邊而已の事と存じ御訛傳も被成下候て御過念を蒙り候も如何に付過日之便其事のみ申上候



愚意には尙  
皇國の御爲  
禍を轉じて  
福と爲すの  
策も御座候  
歟とも奉存  
候

所追々傳承候へば其表も餘程の事と申義乍去山の手邊は何事も無之と承候定  
て高館之御近傍御異事も有御座まじく奉察候乍然御動靜不奉伺候間は不安心  
奉存候間委細御報聞可被成下候伊豆駿河殊に大變の趣に承候下田の事等は誠  
に絶驚の義に御座候於是愚意には尙皇國の御爲禍を轉じて福と爲すの策も御  
座候歟と奉存候如何被思召候や色々申上度候所此度の便極めて急にて飛脚の  
もの待居候に付先御見舞御安否拜候迄早々申上候乍憚御母様御始宜しく奉冀  
候此方總じて無事老母不快も大抵常に復し候間乍恐御放念可被成下寒威千萬  
御保愛所祈御座候頓首

十一月十一日

拜

勝 君 臺下

〔五九〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政元年十  
一月十八日

兩三日は寒威殊の外に嚴烈に候所御動靜何の御替も無御座候歟儲此間は北堂  
君より被寄思食精製之蕎麩澤山に御投惠被下家内老少打寄賞味折柄來客も候

並方の屏風  
片方拜借

所夫へも饗應一段の清興を得喜感之劇不知所謝奉存候乍憚北堂君前宜く御禮  
所仰御座候然ば近頃申かね候御無心に御座候が樓上障子たてつけなども宜し  
からず其上隣家なども無之特出いたし寒風を受け候故か夜分など別して寒烈  
小屏風を枕邊へ立て廻し候所夫にても面部の冷え候を覺え迷惑候に付并方の  
屏風片方拜借相願申候明春寒威のゆるみ候迄御緩借被下御差支無御座候を御  
無心申候尤も程近き間の義に付籠居之清玩を求め候ひながら中頃別品を御替  
貸被下候様乍自由奉萬祈候杜徴かの淡墨にて疎梅竹石など認候を御所持と奉  
存候右は暫く御惠借被下候事相叶申まじき歟是迄もいつぞゆるく拜見申度  
と存居候ひき幸に此節右片方御許借被下候に於ては感銘尤も深く可奉存候餘  
り勝手なる事を申如何に候へども御心易く候に任せ如此に御座候千萬御諒恕  
可被下候以上

十八日

星 拜

八田仁友 几下

尙々此間の御器もの返壁有合の微品御移のしるし迄に御目にかけて候以上



安政元年十  
一月十九日

〔五二〇〕 村上誠之丞に贈る

東京市 村上常藏氏藏

附白浦町よりも早速御尋ね被下御目にかゝり候所至極に御健かにて五年前に少も御替不被成候御安心可被成候近來は誠に御安心と申御はなしに候十月十二日之御手簡來達先以寒威相加候得共御闔家御揃御萬福之御便承之欣慰不過之候某并家内歸著の御悅をも被仰下辱奉存候御頼申候品々をも明細御調御預置被下候趣是亦感佩之至御座候乍御厄介何分宜く奉頼候扱其表出立之節も御餞別被下南部坂之方へも御丁寧に御躰惠何共痛入候御事御隠居様おちかさまへもよろしく御禮所仰御座候夫是の御挨拶とくに得貴意度存じ候所に某も獄屋に在り候頃は勉めて攝生の法を用ひ夜陰なども風邪に犯され候はぬ様心がけ熟睡は致さぬ事に致し夫に準じ總て病魔を遠ざけ候様の手段のみ打かゝり居候故か四月以來殊の外丈夫にて既に昨年彌利堅船渡來の頃藩邸の諸務經理し候ために晝夜致奔走其後も打つゞき劇忙に候ひしが氣體とも至て健にて十七八年つひ覺え候はぬ程に達者にて候ひき夫にも尙増し候て風邪など

も一切感じ不申櫻田邸にて御目にかゝり候節すでに其御はなしには及び候と存候夫故其表出道中へ出で候ても風邪などは感じ申まじくと存候所に道中に及び氣候の違ひ候故にも候歟遂二た泊り目かにて散々流行の外邪に冒され頭痛などはげしく致し候て是が爲に半日逗留夫より漸々おくれ候て十月三日松城表著いたし候風邪は追々に快よく本よりさしての事にも無之候ひしが大に丈夫に成り候と人々にも誇り候所にて候故愧入候事に御座候ひき慈君などは九日著に御座候然る所其當日戸倉邊よりして慈君にも散々外邪に御感じ候て眩暈強くやう／＼著被成候乍去はじめの程は一通りの感冒とのみ存じ五六日も過ぎ候はゞ宜しく候はんと存じ候所全く疫邪にて十九日二十日の頃は精神も昏冒被成撮空摸床などの惡徵も有之四月以來の御氣疲等も一時に出來り殊に暖地より寒地に御入り氣候も次第に寒烈に相成候等諸難打重り候上に滿八十の御高齢と申ものに候へば御快復候はん事誠に覺束なく存じ晝夜心配候所に天幸にて用ひ候藥相應致し追々御輕快此四五日は座敷の内人手をからず候て御あるき候程に御成り候間御安心可被下候極危難と存候ひしは一日半ば



かりの間に候ひき夫過ぎ候ては次第に善候に御赴き候夫故別段御知らせも  
 不申候乍去一體は餘程の事と見え候て一旦は御兩足とも大分の腫氣にて其腫  
 氣去りかね此程まで獨りにて御立候事も六ケしく候ひきしかる所此四五日來  
 の御容體にては平日に僅かに御違ひ候ばかりに候此度自然の事も候と誠に殘  
 念なる事と存じ候所先幸に御平愈候て大慶不過之候足下にも御悦び可被下候  
 段々之御禮御挨拶延引候も全く右之次第故にて候間千萬御亮恕可被下候其外  
 家内何の碍り候事も無之候間御降心被下度候此地へ罷越し候ても浦町舊宅荒  
 廢候て住居候事能はず夫故先年中町客館に居候事に候此度閉居候には客館  
 も差支候に付其表に居候間に望月氏の御安口の下屋敷住居を借り申度無心申  
 候所快く承知しくれられ候故此地著の上少しく手を入れ候て是に住居申候手  
 狭には候へども閉居客を謝し候には差支も無之圍ひ内は六七百坪有之候故少  
 く逍遙も出來申候園中老松二株有之候いづれも姿態有之數百年のものなるべ  
 く被存候或説には其一株は木村長州守が盆栽の木也とも申候よし其外櫻數十  
 百本有之竹箭これに雜り候て殊に池水も清らかにて中々面白き所に候樓も一

閉居客を謝し候には

四山の蒼翠  
几席の上  
に聚り

ケ所御座候四面戸牖有之候て幸近邊目に遮り候ものもなく候故見はらしもよ  
 ろしく四山の蒼翠几席の上に聚り申候右之次第に候故閉居も亦あしからず候  
 けく足下はじめ都城の下の人々は羨み可申と存じ候程に御座候御一咲可被下候  
 扱四日の地震追々承り候へば其表も餘程の震ひのよし御住居邊いかゞにて候  
 ひしや何の御損所も無御座候か承度存候乍然都下もまれの地震にて候へば御  
 家内様さぞ御驚き可被成と御察し申候某住居候邊は何ほどの事にも無之壁な  
 ご二ヶ所か少々ひゞ出で候のみ其他は何のいたみ候所も無之候夫故中町邊家  
 つぶれ候など申事承り訛傳と存じ候程にて候ひき乍去追々に承り候に町方に  
 て五十軒あまりつぶれ屋御座候しかし未年に比し候へば此地の事は半分にも  
 及び不申候東海道筋殊に駿河伊豆は大變のよしに候定めて委しき事追々御承  
 知可被成候下田など人家も八九分通津浪にて流没し人畜とも大分なくなり候  
 様に始めは承り候所追々の説には人は大抵免かれ候様にも聞え申候果して左  
 様に御座候歟某門下の人などに見物ながら其地へ參り合せ難に逢ひ候もの無  
 之候へば宜しくと掛念候が其様の沙汰は御承知も無之候か何ぞ御異聞も候は

下田など人  
家も八九分  
通津浪にて  
流没



ば御傳へ可被下候先は段々之御挨拶延引申譯旁如此に御座候家内よりいづれも宜しく申上度と申出候乍慮外御隠居様おちか様へも可然御致聲希候寒威折角御多愛所祈に御座候以上

十一月十九日

大 星

村上令弟足下

附筆寒入候てけく此方はゆるみ申候其表氣候如何や總じて何の御碍も無御座候歟別段寒中之御見舞も不申進候略義御免可被下候一品寒中御見舞のしるし迄に御目にかけて候御挨拶留可被下候此書も此節柄無遠慮に候へども外ならず候間如此に候御覽後御焼捨可被下候以上

安政元年十一月廿六日

〔五二〕 山寺源大夫に贈る

(第下は文聴公なり)

昨日來暖氣是又不順の一事と被存候義御座候御近況何の御障も無御座候歟過刻親戚共参り候て申聞け候には第下又々御村被爲入候よしいかなる御容體に被爲在候御儀や憂思無已奉存候に付極密奉拜問候義に御座候昨夜は服部醫生

(竹村兄は竹村金吾なり山寺の親戚) (倉田生は藩醫倉田左高)

も著候よし能く迅速に罷越し候いかゞの御容子に申上候義や定て醫案をも御承知の御事と奉存候何卒服部速に功を奏し候様所祈に御座候竹村兄にても誠に散々の事に御座候不幸より二十日ばかりも前の義に候が倉田生参候て其療法と申事にて醫案をも承り候所倉田に成り候て少く宜き方に付追々輕快に可被趣と申義に付尙その養胃の劑等相談も致し遣し其後安世差出し候所竹兄不在にて取次の者に承り候に村も無之追々宜き方と被申候義に付實に好徴を得られ漸々快方御座候と只願に存じ罷在候所俄に不幸の事傳聞驚入候義に御座候嘸々盟臺にも御心苦く被思召候半と奉察候御事に御座候御面會の御折も候はゞ極密弔問之義をも可然御致聲可被成下候第下の御上をば甚御案事申上候義に付乍御面倒一寸御批誨奉冀候以上

廿六日

武備志砲之部

附啓乍序奉願候も恐入候へ共武備志砲之部暫時御惠借被成下度奉禱候差掛り見合仕度候間此者に御附與を蒙り候へば尤も可難有存候別段服紗は不奉差上候間過日二郎君に奉使紀事殘本送上候節の風呂敷へ御包み御渡し被成



下度候至懇

星 拜覆

山寺老盟臺 座次

安政元年十一月廿七日

〔五三二〕 立田樂水に贈る

兩三日殊の外軟寒に御座候尊候益御勝常被成御座候耶令郎御外邪其後如何既に御霍然御座候御事や奉伺候然ば内々御周旋奉願候義に付過日御允諾をも蒙り候故例の草稿副本早速に仕立候て御手許まで差上候半と企て候所於江府御奉書御到來内海御警衛被爲蒙仰候義に付赤澤大夫より安世へ内々職外の事には候へども小弟に久々在塾仕何かと餘論を承り候義も可有之に付心得の廉申立候様被仰下候義有之好機會につき同人を以て例の草稿并に其外も一二の書類御座候を取合差出させ申候夫には緩うすべからざるの事勢も有之且此機會を失ひ候てはたとひ盟臺へ奉願候ても多少の言辭を御費し不被下候ては届かざる義に付急卒之際別段申上も不仕左様取計ひ候義に御座候心事幸御寛

内海御警衛被爲蒙仰候義に付

唐人法帖を臨し候は必ず硬黄紙を用ひ候よし

近日望氏別墅の方へ引移り申候

恕可被成下候尤も右草稿は副本仕立次第盟臺へは内々御覽に入候心得に御座候尙其上にて御品評被下候様奉冀候將唐人法帖を臨し候は必ず硬黄紙を用ひ候よし東坡の詩にも硬黄小字臨黄庭なども見え候この硬黄の法を得候に付座右の爛紙にて試みに製し候所頗る用に適し可申程に出來申候御慰迄に小片御覽に供し候閑を得候て猶精密に製し可申と存じ候事に御座候時に傷寒六書に出候升陽散火湯の方はいかなる藥劑にて候歟右の方御教示被成下度其主治の大略も并せて御垂誨奉願候若御用繁にも候はゞ其方の出候本一寸御惠借被成下度尤も即刻返上可仕候小弟も近日望氏別墅の方へ引移り申候何か今に方付不申惚控中要用のみ草々申上候以上

廿七日

星 拜手

靜山老盟臺 几下

安政元年十二月朔

〔五三三〕 山寺源大夫に贈る

過日は細々の御誨答千萬難有奉謝候御容體の義も較御宜き御方にて次第に御



順快被遊候様服部も申上候よし先々□□安心仕候先頃の風承にては行々如何被爲入候はんと愛心の餘り極密相伺候所御誨答にて夜中も得安寝難有奉存候寒威も續いてゆるやかなる事に御座候其後の御容體服部生申上候様御薬も被爲應候様被爲在候歟是又内密奉伺候廿三日以來日夜御在公と相伺嘸々御心配も被遊べく又御體力も御疲候はんと奉察候然る所益御勝常に被成御座候御様子にて慶賀不過之奉存候儲武備志の義も差掛り奉願候所に御用繁の御中御手数數被成下是又感荷無限奉存候檢索相仕舞候に付則還上仕候御查入可被成下候又々御無心御座候藝海珠塵も慥か御藏弄御座候御事と奉存候同書の内明國□□の地震にて王維楨など歴死候ひし事有之様うる覺えながら覺有之候□□御座候はゞ右地震の卷暫時御許借奉願度もし〜御見出し御面倒に御座候はゞ全部を兩三日御借與可被成下左候はゞ討索抄出之上早速返璧可仕候先御書物返上ながら草々申上候以上

嘉平朔

星

拜手

懼堂契家先生 席間

藝海珠塵

安政元年十月七日

〔五二四〕 津田轉に贈る

内海の御警衛など被爲蒙仰不都合千萬なる事

近寒之候に候へども御近況益御壯健被成御座候哉奉伺候去月の地震天下大變奉存候其所へ内海の御警衛など被爲蒙仰御不都合千萬なる事と嘆息仕候此事は昨冬頃も御屋敷へ可被仰付等の取沙汰も有之候故例の御臺場築法西洋書中見當らざる法則に付き近年の新發明等出候義歟定て御據所可有御座義に候得ば其原法を御伺ひ被置度且その警衛の法も必ず發明可有之夫等あらかじめ御伺不被下置候時は臨時原法と牴牾候様の義にては天下の御榮辱國家の安危に係り候事に付不被爲濟依て其義も御伺置御家愚策ども獻じ候所御役方の御見込も候趣にて遂にその策も不被行候ひき夫にて此度の様の被爲蒙仰候御防ぎに屹と可相成とは不被申候へごもかの海中へ數多く築き並べ候と申法は決して西洋に無之義に就き右御伺御座候時は早速の御指圖には被及かね候事其指圖無御座候節は假令此度の様被爲蒙仰候ても兼て御伺被置候義御指圖無御座候ては行つかへ候趣被仰立可然御事其上に其間に就き別に御遣れ被遊候方策



昨年中の愚策御取用ひ無御座候事惜むべき事

可有御座ことに奉存候免角愚意には昨年中の愚策御取用ひ無御座候事惜むべき事に奉存候乍然只今と成り如何様申候ても馴も及ばざる義無是非候但愚意には此節と雖も尙御辭退の御策可有御座候又天下の御大計を以て申候ても是亦御辭退御座候方御道理に存申候いかにとなれば車を以ては陸の用を成し船を以ては水の用を成し候事本然の利用にて候然るを陸の用を成すべき車を以て水に施し候はゞ淪溺之禍踵を運らさずと奉存候夫と同様に信州の山中の兵士を以て海中に御用ひ候なご以ての外の御手違の義と奉存候是等天下軍務の根本にて候所今に至ても御廟堂には猶御茫然之御事に候歎々恐入候御形勢天下大地震山崩れ海翻り候の大變出で來り候も偶然にあらずと浩嘆仕候此舟車誤用東西奔命に疲れ候義をかねく心づかひ候故先年先公御役中海防の義に就き申上候上書の末にも此事を認め置候事に御座候猿に河太郎の働きを致せと御座候ても決して能はざる事に候たとひ公邊より左様御座候とも見すく御行届きも有御座まじきを御請御座候はん事御不覺の義に奉存候他の太平の御用向きとは懸隔の事體にて天下の安危國家の存亡に預り候事に御座候

貴君など如何被思召候御事や猿に河太郎の業出來候との思召に候はゞ小弟の知る所に無御座もし猿には決して河太郎の働き出來ぬ事と御見透し御座候事に候はゞ當今の御時節御身命を被抛候ても何とか御周旋有御座度御事に奉存候斯く蟄伏罷在候ても天下は一家君臣は一體疾痛疴瘵皆身に切なる義に付此事傳聞未だ睨と被爲蒙仰候飛便無之以前に昨冬愚策申出候節の御伺書下案并に當四月三日か川路殿へ贈り候てかの海中御臺場を論じ候手簡の稿と昨年秋川路殿手より福山侯へ上り候當今の急務十事相述べ候書稿當年獄中より上書候はんと存じ候て腹稿候一通併せて内々恩田執政迄差出し此度被爲蒙仰候所を御辭退外陸地御警衛と御切替の策を勧め候義に御座候然る所是も自身乗出し四方八面切りまくりに候に無御座候ては届かぬ事と奉存候結局貴君御役柄にて思召次第事行はれ可申と奉存候に付愚存の荒増申上候望君へも極密ざつと愚意をば申置候宜く國の爲天下の爲御勉強奉禱候書不盡意千萬御心諒所仰に御座候以上

十二月七日

大 星 拜



津 田 君 臺下

附白去月初旬清野歸府の節段々の拜謝申上謝忱の印まで粗末の壹品呈上仕候定めて御落手可被成下奉存候其以來は何より何まで厚く御配慮を荷ひ候事實言謝不盡奉存候然ば川勝縫殿助殿砲御免許の義は如何相成候やもし御伺置被下候義の只今に埒あき申さざる事に候はゞ願置き候認めものは便宜此方に御返し被成下度奉冀候此段乍序申上候以上

〔五二五〕 依田甚兵衛に贈る

長野市 鹽澤龜太郎氏藏

安政元年十月七日付なけれど津田と轉推定す

望別莊の浦上殿へ三村氏取替五

勁寒之節倍御佳勝被成御座候御事歎奉伺候政君御持病氣も其表は何と申候ても暖氣故に御發し被成候も薄く御座候や是又奉伺候小弟方いづれも無事母義も漸く近日に及び本の如く快復仕望君別莊の方へ一同引遷り候乍憚御過念被成下まじく候然ば過日は御投簡を蒙り難有奉存候浦上殿へ三村氏取替五百疋遣し給り候事も蒙仰奉謝候右之分今便御手許迄差上候閒御手數の段恐入候得共御序に三村の方御償被成下候様奉願候千萬所祈に御座候地震之變追々傳聞

内海御警衛被爲蒙仰

驚入候事に御座候乍去御屋敷は何事無御座奉恐悅候然る所内海御警衛被爲蒙仰候趣此事をば昨冬より取沙汰も候ひし故氣遣ひ居候所遂に爰に至り恐入候義に御座候山國の人海の働俄かには六ヶしかるべく何かに付又々御苦勞なる御事と奉察候小弟義は此地閉居何事も耳遠く只々其表の御事も諸事覺束なく夫のみは苦勞に相成申候寒候相伺旁過日之御答迄草々申上候折角御自玉奉禱候已上

依 田 君 臺下

星

附白其表諸方への謝儀去月清野氏歸府の節頼み候て差送り候所只今に一ヶ所として挨拶申來り候所無御座不審に存じ申候甚恐入候へども御序に清野御問合被成下候様仕度奉願候持參被吳候事に候はゞ歸著の砌夫々届け可給事と存候既に御宅へも一品呈し度頼み候義に御座候御宅へは何ぞもそと差上度政君へも何かと心づかぬ義も無御座候へども當年の義は御存知の次第にて少しくたくわへ置き候品々等も盪盡仕候義にて不任心底其上其以來手數に成り候箇所も多く夫々挨拶など仕候に外邊の方先は體をもつくり申



傳馬町へ送  
り候分使の  
者へばかり  
取られ候分  
廿圓あまり

抱瘡うゑ  
子(源公は養  
子源之丞)

度旁甚不行届きの義にて愧ぢ且恐入奉存候其段は幾重にも御推恕可被成下候政君へも乍憚宜く御申譯奉希候木挽町より南部坂まで家財運び候車賃ばかり七圓餘傳馬町へ送り候分使のものへばかり取られ候分二十圓あまり誠にあきれ申候萬事夫に準じ候間總て御恕察所祈に御座候以上  
再白馬場町御宅にても御別條無御座候條御安心可被遊候過日御小兒御兩人へ抱瘡うゑさし上候今日源公御出御話しに御兩人ながらもはやかせ候と申事に御座候以上  
此一封御届被成下度奉希候

〔五二六〕 山寺源大夫に贈る

安政元年十  
二月廿四日

御文稿

寒候御存問殊に雞子竝に精製の蕎麥御贈惠被下佩荷無盡候蕎麥は關川の品のよし彼地の産往年試み候處香味無類に候ひき久しぶりにて妙味に飮き可申義千萬忝奉存候尙拜面御禮可申窮候偕は御文稿被遣候篤と一見存付も候はゞ書加可申候先拜答迄草々以上

念四日

高囀の匾字

認置候高囀の匾字幸の御使に付相附し申候不出來御一祭可被下候

拜 答

大 星

〔五二七〕 宮本慎助に贈る

安政元年十  
二月廿五日

餘寒も勁敷候處御眠食愈御平安に御座候歎偕先頃歸藩之砌は御使被下殊に佳菓一折御投惠御芳志之至淺からず辱不勝感謝候右御禮人を以て也とも可得貴意之所此節柄無人旁御無音背本意候幸に御宥恕可被下候然ば一事御煩はし申度義有之候御役所御出仕之御序可然奉頼候僕公邊より蟄居被仰付此表へ罷歸候へども當年丈は江府に罷在候通半知上高の分も相渡り候義と奉存候右之分貴君御計らひにて御受取御廻し被下候様乍御手数數奉頼度候在府中は田澤氏へ頼み置候處是も不幸と申事外に御藏へ被出候仁に懇意の人も無之仍而不得已事貴君を御煩はし申候何も御入魂之義に付此節柄には候へとも此段手書を以て御頼申候義に御座候御承知も被下候はゞ千萬可辱候要用のみ草々頓首



念五

修理

慎助様

安政元年十月廿七日

〔五二八〕 山田兵衛に贈る

松代町 三井圓二郎氏藏

御手簡拜見如仰年内僅かばかりに相成候何かと御多忙察入候然る所御想像の通杜門籠居候へば歳杪とも存じ候はず何か静閑なる事に御座候是は不幸中の幸とも可申候扱は被寄思召節儀として御殺代朱提一方御贈被下辱奉存候乍然當年抔けく御厄介に相成候のみにて何以御世話申候事無之御祝儀に預り痛入候御事に御座候何も拜面拜謝可申述御即答耳草々以上

廿七日

星

山田賢友

〔五二九〕 山寺源大夫に贈る

安政元年十月三十日

除日愛度奉存候今朝も餘寒甚布覺候所闔府益御厚祉浣慰之劇奉存候然ば御歳

儀とて家父方へ青蚨三緡令郎君より二緡御投惠乍例深く奉感佩候私へも何よりの御惠品御寵賜被成下千萬難有永く相樂可申と御禮難申上盡奉存候乍然御多忙之御中何共恐入候御事に候とていづれも宜しく申上候様申付候尙折角御自玉芽出度御迎春被爲在候様奉企望候早々奉報

除日

附宣此間は風説書北生迄御示し被成下早速相回し一讀難有奉謝候不相替通事の陋譯にて齒の抜け候様の所有之候へども諸蕃の景象はゞ相分り候様に奉存候早速寫し返上仕度候處臘底母はじめ多事に付安世方にて塾生に也とも代寫せしめ候様申候て一昨夜か彼方へ遣し候義に御座候乍毎度御蔭にて異聞を廣め候義感刻仕候とて是又宜しく申上候様申付候墨人來舶も有之候はんと申事過刻江府門人よりも來書中に申越し候果して慥かなる義か其好音信早く承り度ものに御座候以上

墨人來舶も有之候はんと申事

懼堂老先生 丈室

恪 拜復



安政元年

〔五三〇〕 倉田左高に贈る

村上榮俊三語便覽とか申もの拵へ候よし

涼氣には相成候へども散々の雨にて昨夜も遂無月御同然遺憾之事に御座候ひ  
き然ば村上榮俊三語便覽とか申もの拵へ候よしその品間違未だ見不申貴兄な  
ごへは一本呈し候趣に候御手許に御座候はゞ一寸御借示被下度奉希候以上

十六日

近日ビユツケル氏の法に依て吐酒石を製し候所方書の通澤山に出来申候今  
日御試被下候様に少々上度存候所此雨天にて十分に乾き不申候間今一日乾  
かし候處にて呈し可申候製法も至て無雜作に御座候其内拜面も候はゞ御話  
に及ぶべく候也

倉田老兄

吳安

安政元年

〔五三一〕 倉田左高に贈る

昨日は珍物御投惠被下感荷淺からず奉謝候然ば御示し被下候三語便覽一寸致

寓目候處訛誤以外の外に多く散々なる著述と存候右へ松代など題し候事恥かし  
き次第本藩無人を世間へ知らせ候様のものにて扱々氣の毒なる事と存申候右  
は只今にても改可申事と存じ候其儘差置候てはいかにも恥辱なる事に候間此  
事内々御心づけ被遣可然と奉存候家父内々致轉覽誤り多くいかゞと申候趣に  
ても苦しからず候間其事昨日の御禮旁得貴意候様申付候まゝ如此に御座候以  
上

廿二日

佐久間恪二郎

倉田左高様

内用差置

安政元年か

〔五三二〕 望月主米に贈る

近日江戸表へも申上候是まで御別業亭舎泉石各嘉名御座候義か嘉名御座候は  
ば夫に因て追々詩文を著し御丘園を賁り申度然る所是迄夫等の御名稱御座候  
義も絶て不相伺候に付試に存付候所をしるし候て思召をも奉伺候事に御座候



追々又盟臺の高意も被成御座候べく候へば存付候所を録し入御覽候跡までも残り候義に付尊意之次第御隔てなく蒙仰候様仕度奉存候

東郭別墅 御別業の總稱と仕度候文字ひらきも宜く候へば其實をさして如此

常 關 西向き中の木戸の匾字面は淵明の歸去來辭に出で主意は士の恒ある門關の意

聚遠樓 字面は其見る所に本づき推擴の意味は甚廣く片語の盡す所にあらず

清夏軒 北風を引く爲の御結構御座候所

瓊 林 櫻林を如此稱し申度瓊は紅玉なり

箇 徑 御裁る込の竹は常の竹箭とも違ひ候禹貢の箇籊と被存候

古木公 東面の大松樹御園中の主木なればなり(木公は即松字)

范公松 怪松誠に奇特の品と珍賞仕候范公は即ち文正に御座候文正當時しばし朝廷の事を申され候故に權に當り候人これを喜ばず目

して怪人と申候よし文正夫を知られ候て或る時陸龜蒙の怪松圖贊を書して當權の人に贈りさて申され候は某朝廷と齟齬して辭を伸る事能はず因て乖戻して龜蒙の松の如くなれりと被申候事御座候文正の人物有宋一代の冠弁にて候だに當時には人相喜ばずさして怪人と成し文正も怪を以て自ら居られ候事世のありさまは古今一揆と被存候此事葉水心の避暑錄話に出で候て面白き事に存候折から御園中の松に出逢候に付此名心づき申候

希范亭 四阿屋なり希范は胡氏が明道希文を以て自期待の意此亭范公松に密邇候故如此

見操泓 端莊清慎見操執の意にて松樹下に付松の歳寒節操の色を見る意を兼ね候

活 泉 池の東南隅の泉をさし申度據る所は朱子の詩の石源頭活泉來に取候也

高義園 北の御園内に入り候門に小弟より御園中の總名として此三字を



書し區に掲げ後代へ遺し申度は又事實ある事に御座候昔范文正義莊を置き親戚故舊の居處なきものに借され候事候所賢者の餘澤にて此跡一箇の名勝と成り清國にても隠れなき事に候を乾隆の代に高義園と改め候事に御座候此度小弟公儀より罪譴を蒙り歸藩候に故宅荒蕪居所無之候に就て此所御借與被成下候は范公の高義と雖もこれに尙ふる事なく候故此嘉名を世に永く存し申度如此に御座候

尙種々可有之候へども名稱餘り多く候半もうるさく相成可申依て先此位に仕度歟と奉存候猶思召之程奉伺度候御起居請問旁如此に御座候已上

十五日

〔五三三〕 山寺源大夫に贈る

安政二年二月廿日か

今朝は令郎御出被下久々にて獲拜面大慶奉存候何よりの品御投惠感荷淺からず奉謝候昨日拜答申上候義に付又々蒙御誨酬長岡高瀬二子の書簡賤名に及び

花月友御跋文

（藤堂多門の著花の友の友の奥に記したる歌）  
藝海珠塵

候事御座候迎御示し被下感佩の至奉存候花月友御跋文の事敬諾仕候拜見仕候所至極可然但し此度長岡へ御借し被遣候に就て跋文御認め御座候と申候ても餘り態々しく相成候て面白からずと奉存候依て小弟存寄候丈を朱書仕差上申候例の覆藏なし宜しく御取捨奉仰候花月友も此度高庇にて初めて一涉を得奉謝候いかさま大藩の巨室などには珍しき人物なるべく但花月友愚意には園の内さきちるはるの花よりも見どころ多し秋の夜の月と存じ候が尊意には如何や猶其内拜眉高論可相伺候藝海珠塵も長留仕恐入候近日の内返壁可仕奉存候如斯膏雨故殊の外に暖氣に御座候結句かやうの時節風邪なども人身數字不明千萬御保愛奉祈候御文稿一頁寫本二卷還趙仕候先は拜復のみ草々申上候

廿日

附白入御覽候拙詩御賞譽を荷ひ汗背の仕合に御座候又一首錄呈御一咲可被成下候

棲止幽僻宜守拙 身閑心靜塵囂絕 樓頭盡日坐蒲團 咲看山雲自起滅

懼堂盟臺席間

啓拜



安政元年二月廿日(此  
月手簡木挽  
町の時代なり)

〔五三四〕 夫人に贈る

好天氣には成候へども昨夜など此へん少しながら雪降り候て夫故か今朝など大分寒く覺え候其表いかゞ候や御母様何の御替もいらせられず候か其御もど二郎安世てふにもさはり無之候歟傳右衛門餘り長陣にて衣服の事など差支候に付一日遣し吳候様申に付遣し申候上田も參り度と申事にて一同參り候此兩人參り候間此表の委しき様子は其はなしにて御聞き候方べく御分り候べくと存候異人ども我等をば別に存候か既に一昨日などもタゲウロライペンと申すものに人物の影を鏡に寫し其まゝ其影を留め候器有之候所夫を持參候て小笠原様の人數の固め候所を寫し此方の御人數の内をも大勢立ち居候所を寫し我等をも一人きり立たせ海のけしきを何げなく見て居り候へと申様のまね致候故其通りに致候所其所を寫し申候其器用ひ候藥二種有之候所かねて其事を心得居候故其二色のくすりの名を申候所其異人大に驚き候體にてよくも存知候と申様子にて其器をも親しく見せ又蒸汽車とて湯をわかし其ゆげにて人馬の

力をからず走らせ候車の四分一のひな形をも公儀へたてまつり候が其仕かけをも委しく仕かたはなしにて教へ申候大にめづらしく面白く存候事に御座候其外色々はなし有之候が上田委細に可申候間認め殘し申候

朱子文集 一二

右二冊

軍用記 全部

右七冊

右御遣し可給候おもとの御出候所に多分有之候土藏には入居不申候さて此間は小林參り候節小袖遣し給りうれしく候羽織は先見合せ可申候もはや長陣と申候ても大抵今月一ぱい位と存候

中奉書

巻紙

ほう書二枚つき立て可被遣候用事のみ草々めで度かしく

廿日



御母様へ別だん不申上候間よろしく御申上可被下候

お順ごの

修理

おもと

〔五三五〕 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

安政元年二月廿六日  
此の御手簡  
木挽町時代  
なり

御手函拜見先以御萬祥被成御座敬慶之至奉存候昨日も一寸御玄關へ罷出候所御不在不得拜肩遺憾此事に限り候借は魯船大島沖に四隻見え候と申届浦賀表より有之候義や小弟も其義はかねん恐れ居り候事天下の爲には結句此節に候へば後計も成し易く歸する所好消息に可有之候へども御一家の御爲には横濱の御固人數長く居繼に可相成左候時は又御物入も餘分に相増し可申是深く所恐に御座候故過刻要路之衆迄探索に差遣し候て今に其使のもの還り不申未だ不分明に御座候然ば洋銃の調練致し居候所を夷人見候て直し候と申事決して無之事に候是は多分一昨廿四日増徳院の庭にて弟も罷出稽古致させ居候所かねて夷人上陸候はゞ御足輕共の未熟なる稽古見られ候はぬ様早速やめ可申ための見□使出し置候て夫より夷人上陸と申注進有之候故稽古相停め居候所へ夷人兩名罷越候一名は繪

増徳院は  
横濱村に在  
りて當時眞  
田侯の本陣  
たり

圖をよくし候もの一名は是まで銃卒上陸の度ごとに號令を致し虫喰數字不明ダントと申ものにていづれも見知り候人に候所小弟へ頻に調練を見度よし手まねにて懇望候へども未熟故に斷り候と申手まねの致挨拶候所號令官咲を含みながら□方一通りと腕間に銃を置き手を休め候等の手法を戲半分に致し候義に御座候其義の誤傳にて御耳に入候と被察候數字不明の取扱は随分立派にて主水殿なども蔭にて見られ感心之様子に候ひき馬を乗候節も小弟居合せ候既に御番方にて乗合ひを始め候所へ繪圖をよくし候夷人入來り小弟の乗參り候馬を乗り度様子にて頻に懇望致し押して其側へ參り候所其馬はけしからず數字不明人に驚き候性にて大にはね申候夷人は格別に怖れ候様子も無之尙引よせ乗り候はんと致し候附き居候同心もやめ候様手まね致數字不明達て所望の様子に數字不明疵にても蒙り候と如何に付數字不明やめ候様申候所原半七郎が其節乗り居候を誰が乗せ候と申にも無之夫に押乗り候義に御座候夷人の足に比し數字不明甚短く不都合なるべくと存じ候所追□をも立派に押し□□手繩をば左の手にて持右の手をば明け居申候馬より下り候て後に劍を使ひ候



形をも致し見せ申候馬も劍も其人丈は修業候ものと數字不明を明け置き候と申を自慢致し候體故□□騎射騎銃の眞似を致し見せ候事にて候ひき先大略如此に御座候昨日來何の好消息も無之候小林生之手簡御擲返數字不明御事に奉存候如仰數字不明藩に御座候借又魯西亞船寄陽退帆數字不明川路君より承候義候は々申上候様敬諾候所此間は急卒の一大事に就き愚衷を成り丈け盡し候はんと謀り候故數字不明不申寄陽の事は數字不明承と申別れ候義に付可申上様無御座候尤數字不明可申事は必定の義に有之候よしに候筒井古賀續て被返候様子に御座候先は拜復迄草々申上候後刻大銃鑄立の數字不明萬期其節候頓首

廿六日

何か留守に差上候と申御禮被仰下返て恐入奉存候以上

懼堂 盟臺 臺下

啓 拜復

安政二年二月廿三日

(五三六) 鎌原伊野右衛門に贈る

御墓表之義につつき

前頃太孺人御不幸之趣傳聞仕何とも申上べき様無御座嘸々御傷悼可被爲在奉推察候早速御慰問も可申上處此節御存知の仕合故態と無其義背本意候義に御座候先以御喪中御氣體無御恙被成御座奉降心候借御墓表之義につつき蒙御下問一々奉得其意候先君御不幸之砌桐翁先生へ御相談にて一印之通御勒しに相成候御事是にても随分可然奉存候但し故の字は源大夫も申上候て御心付れ候通り有之候ては然るまじく候間御除き被遊候にしくべからず候御題署御通稱御書放しと君の字御加へ被成候と是はいづれも其道理有之事にていづれをいづれと一方に取定め難申事に奉存候其子細は凡そ墓表は天下古今億兆の衆に別つ爲の公なる筋にて候へば神主の陷中銘旌等の書法同様書放しにて本より異議無之義にて樂翁公并に澹齋貞丈二先輩の墓面書法故ある事と奉存候乍然子として其先人の名稱を認め候には君の字其外尊稱の文字を加へ度と申も亦至情の存する所にて候へば是も亦道理ある義に付一方に歸し難くと申に御座候是はいづれとも御心の安き方に被任可然御事と奉存候しかし先君にも墓表の公道なる義御承知にて折角御遺命迄も御座候ひし御事に候へば君の字御加不



被成候方に道理多く御座候と愚意には奉存候義に御座候配の字の事は勿論配に無之候ては不相叶候過庭紀談御取用と申す御事此書は往々其論を究めず無理なる説多く難取用事共少なからず候様奉存候右書中范子暨配楊氏之墓の例に御座候同書范子の墓文を載せず候故分明ならず候へども察し候に是は必ず妻の方早く歿し候て夫の范子のうせ候まで墓にも表せず差置き范子の死後一同に其墓文を撰し碑に勒候故に如此書下しに認め候事と奉存候御家のは先君先づ御不幸にて其御墓表有之夫へ此度御附葬と申御事に候へば古法の如く

鎌原……之墓

暨配 小山田氏

と太孺人の御方をば文字をも三の一をも減候位に御認め御座候て可然御事と奉存候題考妣の字思食通可然候御名は御生前御認御座候通假名可爲勿論但し志津よりは倭文と被遊候方にもやと奉存候二印三印もとくと拜見仕候第一姓字の事過庭紀談の説は大略鄭漁仲が通志略に據り候ものにて候所其説をも盡さず例の無理勝に御座候氏には二字三字四字も候所姓は一字に限候なご餘り

に杜撰なる説と存候黄帝軒轅の丘に生れ給候故に軒轅有熊に國し給ひ候故に有熊氏と號せられ候其姓と申せば公孫姓にて候是姓一字に限らざるの一ツにて御座候堯初の唐に封せられ給ひし故に唐を氏號とせられ候所其姓と申せば伊耆氏にて候是姓の一字に限らざるの二ツに御座候禹の母有莘氏と有之候婦人姓を稱すると申候へば有莘の姓なる事疑ふべからず是姓の一字に限らざるの三ツにて御座候簡様の一寸致したる事にも杜撰多き書取るに足らず候歟元來氏は族を分つ爲のもの姓は婚姻を別つ爲のものにて候故王子諸侯は氏を稱せざる事古の制と奉存候武成の有道曾孫周王發其他博古考古等の鐘鼎銘文にて明白の事に御座候惟楚國のみ其君世々熊氏と稱し候是をば荆蠻の俗とて賤しみ候事齊小白入于齊と春秋に有之候ても國を擧げたるまでにて氏とし候には無之國を以て氏とし候は諸侯の支庶他國に適く後の事にて宋の公子朝衛に來て後に宋朝と稱し衛の公孫鞅秦に在て衛鞅と申したる即ち其例と奉存候未だ諸侯の其國に在る直に其國を氏とし候事を承らず因て氏族博考の説并せて非と存候事に御座候元來姓を嚴密に辨じ候は周の法にて周代同族の姪亂をあ



らかじめ防候爲に同姓娶らざるの制を立てられ候より姓の吟味明著に成り候事にて本邦などの如く同姓を娶るの制禁無之國にては畢竟姓の吟味はいらぬ事に屬し申候乍去本邦の習はしとして氏族を分ち候爲に姓を論じ候事古き事にて候鎌原氏にも滋野姓の鎌原氏も有之源平姓の鎌原氏も有まじきに無之候既に私苗氏佐久間にて御座候多くは三浦の一黨にて平姓に御座候所白石の文書往來などにも候ひし仙臺藩の聞人佐久間洞巖などは源姓のよしにて候ひし簡様の事御座候故に氏を姓にて差別候事本邦は本邦の習俗に従ひ有來り候に任せ可然更に一々彼土に引當て申さずと宜き事と奉存候其上國史に慥かに滋野の姓を賜る源平姓を賜ると有之候へば其姓は婦人の稱し候用には無之氏族をわけ其由り出る所をしるし候爲の用と見候て始より彼土と同じからぬものと料見し候へば夫にて事濟み候義と奉存候依て愚意には本の字御加被成候にも及ばず其儘にて可然事と奉存候第二第三別幅の通に有御座度候重邦君之直君の上諱の字無之候て可然候第四第五思召通にて子細無之第六既に上に云ふ第七顯考の二字にて明白更に松園君の三字御著し被成候に及ぶまじく候第八

(脱文あり)

同様第九上下いかさま誌より記の方可然候此度も繼の字は無之方と奉存候第十人の存生の間に諱と稱する事無之先公御在世の御間の義に候へば御一名と有御座度御二名の御一字に付如此御修辭御座候はゞ幾度も御對論可被遊御書物二冊御書類四通返璧仕候御收可被成下候以上

二月廿三日

星 拜復

大孝鎌原君 苦次

(別紙)

鎌原司馬滋野貫政之墓

暨配小山田氏

顯考。初諱重龍字子雲。及公賜一名更貫政字子德。姓滋野鎌原氏。號松園。司馬其通稱也。重邦君之適子。母小山田氏之直君之長女。寬政癸丑十一月九日生。文政庚辰十月襲家。弘化丙午十二月十日卒。年五十有四。葬于寒松山先塋。釋追號曰良源院殿忠山恕政居士。娶小山田氏。生六男一女。第二子不肖貫唯嗣。第六子翼未冠。餘皆先沒。孤子貫唯泣血稽顙記。顯妣。小山田氏。諱倭文。之光君之二女。母恩田氏宜民君



之長女。寛政丁巳十二月十三日生。文化甲戌九月歸于顯考。安政乙卯二月三日卒。年五十有九。耐于顯考。釋追號曰瑤池院僊桃殿玉藥大姉。

哀子貫唯泣血稽顙記

安政二年二月廿五日

〔五三七〕 立田樂水に贈る

御手字拜見仕候如仰只今に風寒に御座候近日鎌原氏不幸何かと御煩勞にて御感冒其上又々御痔疾御再發御迷惑と申御事散々奉存候乍去昨日來餘程御快方と相伺ひ先以奉降心候月皎入院之御賀章御示及愚意申上候様毎度恐入候拜見仕候處殘る所も有御座まじく珍重に奉存候但幾多の文字如雲にては如何有之候はむや花雨の雨などと照應も有之其方可然哉に相考へ候其他は一字を動かし候事能はず奉存候湖山へ御贈被成候に四様の御認方いづれにても可然古人は是等の書法をも毎々換候様被存候左候へば此以前是ならば此度は彼れ此度は是ならば此次は夫と申様有御座度奉存候京師の沙汰被仰下異聞を廣め候仰せの如く切憂の時節と相成候京師の猶委しきの説承度ものに御座候先は拜答迄

湖山へ御贈被成候に四様の御認方いづれにても可然

草々申上候

念五

過日の御箱返上可仕筈にて失念大延引恐入候則高使に相附し候不罪

静山先生

大星拜復

安政二年二月廿七日

〔五三八〕 依田又兵衛に贈る

一望大夫御子息達元來私の砲術門下に御座候所はからず私は此表へ引込打捨被置候所一平出府に付同人へ被相頼稽古被成度よし右之段御當人方より被申越候も相成兼候に付尊君より私へ御申達被下候様御座候に付被仰下承知仕候然る處一向に御沙汰なしにて右様に御座候義に候へば元より無論の事に候へども尊君を以て被仰聞候義に候ては存念御座候義に御座候其子細は一昨年かの柿の核一條の節も御取掛御座候に付略私の申候所をも御承知御座候御事と奉存候私兼ての持論に武士の武藝の手筋を吟味候事輕からざる義に候夫等を一向輕卒に致され候より武藝の手筋も埒もなく成りゆき且は師弟の閒義理を

柿の核一條



失ひ候様の事出来り候今度一平御臺場の方に付其他の世話にても被仰付置候義に候はゞ望月御子息達に於ても御臺場御用御勤め候に付砲術の義門人へ御申談じ候は尤もの事に候へども元來西洋真傳の砲術熱心にて私へ入門も御座候事に候へば其手筋の稽古被成度候はゞ本藩にては賢之助中津藩には島津文三郎佐倉藩には齋藤彌一左衛門等いづれにても西洋の法則相心得居候義一平輩同日の論に無御座候是等の内いづれへなりとも思召次第御出御手寄り御修行御座候義可然事と奉存候公務は公務藝術の義は藝術の義分けて御承知御座候様仕り度此義尊君まで申上候間望大夫へ宜しく奉冀候砲に玉を込め候前に火薬を装ひねらひ候て火を點じ打放し候ばかりに候へば素人にては出来候軍事の間に實用を成し候はんと申には法則之眞法を得候に無之候ては能はざる義に御座候道蒿の差別も又やはり真人に無之候ては分り兼候夫故に公邊にても本藩にても此節迄も此體たらくにて恐入候事に御座候先は拜復迄早々申上候時氣折角御保護奉願候

依田 君 几下

星 拜復

二月廿七日認む

附白臺場繪圖の事難有奉存候既に此表に傳播一見仕候義に御座候いかにもよく立派に出来候趣に御座候

〔五三九〕 望月主求に贈る

安政二年二月廿七日か

紅雨盃  
長春菱

昨日來暴風に御座候所御眠食何の御碍も不被成御座候歟然ば此風にて櫻樹一旦に開花に相成候紅雨盃も今朝迄に略形を成し望觀あしからず候長春菱之方は明後日の夕刻ならでは出来寄り申まじく花は昨日までの景氣にては兩所とも略落成の後に盛觀と相成可申考にて御座候ひし所はからざる風天にて兩三日進み候て發き候様に存候淺葱色の方も今朝は餘程綻びかけ其外遠近の杏桃も紅白閒雜聚遠樓上の眺望殊に麗しく候間此段報聞仕候亭子落成の後は落成の後先今日頃の景色御一覽御座候様奉存候兩所の用に蘆蓆を編み候とて少年ども参り居り色々世話仕候故甚多忙に付先草々申上候總留面賦

廿七日

星 再拜



望月盟臺侍右

安政二年二月廿九日か

〔五四〇〕 藤岡伊織に贈る

東京市 石垣忠義氏藏

御上途も次第に近寄り何かと御多忙

一旦に暖光是も亦不順の事に御座候加之昨日來風烈御興居何の御障り無御座候歟尊大人御頭瘡之御氣味は如何の御様子や承度奉存候儲此間は御過談被下寛々得貴意歡喜少なからず乍去何の御もてなしも無之愧入奉存候御上途も次第に近寄り何かと御多忙致推察候然ば此品乍粗末有合候に任せ聊か御餞別之印まで懸御目候御咲存所禱御座候御出立前一寸は御尋も可被下と存候間御暇乞は其節可得貴意と草々如此に御座候以上

廿九日

藤岡仁友足下

星

安政二年二月

〔五四一〕 浦上四九三郎に贈る

拜啓仕候追々春樹方華之候に相向ひ候御動履倍々御萬福被成御座恭慶之至奉

(堀口貞明)

高島上書候にて一覽感じ入候事

(象山獄中の作者筆録あり)

存候儲御地面故宅賣却之義に就き候ても厚き思召の程堀口子が晴山へ通達し被吳晴山より具に申越し感激無涯深く心腹に銘じ候義に御座候早速拜謝可申上候處彼是と俗紛も有之延引に罷成候其段は幸に御諒慮可被成下候拜借之御祕策後便返上仕候是亦長留恐入奉存候高島上書□□候にて一覽感じ入候事に御座候兼て中々不凡□□承知罷在候得共技術など彼方の一斑を漸にして窺候程にて高島流など標榜し世に銜鬻の志迄甚不満之事に存候より中々是程之料見は有之間敷存候處にて此書一覽仕候故一際感心致し候餘程綿密なる人物に御座候小生獄中にて所得之詩文章稿も無之候故多く遺忘仕候得共其記憶丈を合せて煙霧となし候はんも惜しく存客冬母の看病中覺え候丈を筆録仕候處三十葉足らず有之候一時の心血に付知己之爲には御覽にも入れ度存候得共何分觸忤之事共多く且晴山等よりも詩文之類一切門を出し候など堅規箴候故此節は忍で不奉入御覽候苦しからざる近詩一首呈覽候御一咲可被成下候

棲止幽僻宜守拙 身閑心靜塵囂絶 樓頭盡日坐蒲團 笑看山雲自起滅

近頃如此に御座候只今籠居仕候處は望月主水が下邸にて氣色の美は松城第一



ごも可申園中も頗る廣く紅櫻百餘本有之其間古松怪石美竹清泉も候て日涉に宜く樓上四方のながめ雪月共に麗しく實佳境に御座候

予得罪歸郷。舊廬廢燕不可居。乃僦居於望家莊清夏軒。地勢殊勝。結構亦不妄。所謂聚遠樓者。西臨小巷。東北樹竹扶疎。絕無城市氣。四山屏列。遠邇掩映。凭欄瞻眺。嵐光襲人。雖咫尺不出門。悠然如在山林之中。不自知罪譴之在此身矣。

如斯にて日々に例之異書を讀み天地の際を究め古今の變を觀萬物の理を玩び候事を得候も朝廷莫大の御恩光と奉存候義に御座候先は拜借の御祕本返上までに草々申上候頓首

如不及君几下

星 拜復

安政二年三月十一日

〔五四二〕 望月主水に贈る

(前文缺)

折角御保護奉祈上候御園中趣向之義蒙德音けく奉恐入存候御病人様の御中不緊要之事申上候も恐入候へごも高誼にて當年は飽まで花を觀誠の春の様にて春の日を暮し候事は迄遂に無之義にて難有奉存候上巳の翌日にて候ひし歎早

咲の方は稍ちり方に相成候處聚遠樓欄角の兩三株満開に付再び折東素軒君へ申上候て御別墅御巡覽がてら御立寄を希ひ候其節林下敷來全似雪の字を分けて韻として御一同詩を賦し候所家父下の字を得て

日々醉春風 廣庭櫻花下 不因罪譴餘 豈得任敖惰 折東招所私  
興懷何瀟洒 對花當盡歡 酒到莫辭學 春花與人生 偕非永存者

と仕候不因罪譴餘豈得任敖惰實に虚飾無之所に御座候昨日か高幾自分家事之義にて内話に罷越し候聚遠樓上對話中風少し荒く吹き候所落花の空に亂れ候景色主客とも如此は初めて見候とて抔賞仕候餘り家父かく書付候

法ふるぬしのしのびてこもり居る所にとひ來て東のたかごのに酒のみもの語りする折ふし庭の林なるさくらの風にちりみだるゝさまいとおもしろかりければ

折にあへばちるもめでたし山ざくらめづるははなのさかりのみかは  
おほぞらにみなぎる雪と見るばかりちるもさくらのさかりといはなむ

御一咲可被成下候時下千萬御自玉被爲在候様奉祈望候先は御惠賜の御請のみ

(高幾は藩士高田幾太)

(法ふるは高田幾太の號なり)



申上候已上

三月十一日

恪 頓首拜復

致堂 老臺 執事

安政二年三月十四日

(五四三) 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

故の字に自ら二様の用法御座候と奉存候

故の字

御手筆拜見仕候先以雨中益御佳勝被成御座沃慰之劇奉存候此間は令郎御尋被下奉多謝候十日御手教の拜復も御惠賜之顔帖跋尾認めかけ候に付淨寫の上入御覽度夫一同拜復をも申上候心得の所此節日々俗事不絶其上來客なども候て空しく日を過し夜陰も近日は殊に嬾眠を覺え候て早く臥せり旁認かけ候もの夫なりに打捨置き拜復までも遂延引惶恐之仕合に御座候故の字御問難にてよく相分り申候故處士は拜話の節も申上候通り晩年攝仕の事候へども元來の處士故に其始に従ひ其高節を標し□と申趣意と奉存候故叔父是は全く亡の字と同様に用ひ候ものと被存候故の字に自ら二様の用法御座候と奉存候乍去故鎌原何某と申例は無之様被存候御蔭にて憶に此二様の用法御座候を詳に仕難有

率更の碑

奉存候御書冊四本返壁仕候御査入可被成下候□□搦本御擲還奉拜收候小歐陽の書定て御覽御座候義とは存じ候へども跋尾認め候間御慰迄に奉似候けしからず嶮岨なるものに御座候乍去是碑にて率更の碑の濫漫致し用筆の糺糊とし候所を補ひ候一助には相成候歟と奉存候浦賀表新造の公船並に土藩蒸氣船雛形等の義被仰下異聞を廣め候義奉多謝候江川死去の發し有之中候入門見合に相成候事も御昏上にて始めて承知仕候江戸表より飛脚のもの罷歸り宅へ一寸相尋ね申聞け候は中候過日御臺場にての打方あしく公邊を御沙汰にても候ひしかと申様申聞け候果して左様にては公家の御恥辱にも候が何ぞ睨と致し候事御耳に入候や何如や以上過日の拜復迄申上候入御内覽候稿本之義御過賞赧顔の仕合奉存候再三御熟誦も被成下度候に付今暫く御留め被遊候との御事幸の義に奉存候何分も御心を被付否と被思召候義は不妨御駁論數字不明藤森生が備論附紙致し候を御覽被爲在度との御事何も大家の毗をけがし候程の義にては無御座候只初學の士に心付せ候爲に紙をもつけ候義に御座候ひき海防臆測御示及一讀の上論辨も仕候様蒙仰奉敬諾候議論は兔も角も一讀仕度奉存候一昨冬か

海防臆測



上邸の御寓居にて一寸本柄一見候ばかりのものにてかねては一涉も仕度と存居候所御示及にて得漫讀候事一快事と奉存候愚論も御座候はゞ其内可申上候小林生詩御評語いづれも撃節殘る所も有御座まじく候但題中の戌の字も當り不申戌は守邊と申字註に候へば是も御一評有御座度奉存候則原稿とも二綴返上仕候別條一頁御垂示奉謝候梵鐘鑄換の事は仰の通十四年前より申候事にて候所其後水府にて纔に被行候のみ多年響を絶し候義俄に……不明……忽五畿七道に及び候は近來の快事に奉存候惟此上之御施設奸蠹を生せず果して皇國鎮護の至寶と相成候様仕度ものに御座候別條直様完趙仕候御收可被成下候荆婦不快をも御存問被成下難有奉謝候もはや霍然仕候間乍憚御放念可被成下候尊伴に承候へば令兒君御風邪も追々御快く候よし奉慶候しかる所盟臺御眼の際御腫物出來候よし散々と奉存候其様の類は蛭に吸はせ候が至てよく候もし赤く成り御痛み候はゞ必ず御用可被成候先は拜復迄草々申上候以上

十四日

星 拜復

懼 堂 盟 臺 阜 比

梵鐘鑄換

安政二年三月十五日

〔五四〕 望月主米に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

御判物

昨日之雨長降にも相成候はん歟と存じ候所よく霽れ候乍去殊の外冷氣に御座候震良何の御碍も不被爲入候耶然ば承り候に今日江戸表より御判物著と申事に候右御便に付顯藏様其後の御容體被仰越候御事は無御座候や被仰越候御事も御座候はゞ奉伺度候今日頃俗に申峠可有御座と被存候何とぞ御病早く分離候様仕度ものと奉禱候右御様子奉伺度草々申上候以上

晚春望

長春菱匾字相認め今日刻迄相仕舞候に付難と摺り候て入御覽候字體肥大墨猪の誚を免れず御一咲可被成下候然ば先達て光訪之節申上御允諾御座候ひし以下切れてなし

長春菱匾字

安政二年三月十九日

〔五四五〕 山寺源大夫に贈る

雨に成り候へば又よく降つゞき候事に御座候天地の氣と雖も亦一偏に成り候



事を免かれざるにても御座候歟と被存候何の御碍も無御座候邪御面部御瘍其後如何の御様子にや奉伺候借過日御手教の拜復申上候節夜陰御顧訪を蒙り候拜謝をば既に申上候歟の様に存じ候て其義不相認跡にて再思候へば左様にては無御座候を甚不都束なる裁復の仕やうにて深く恥入奉存候御繁務の所態々荷御枉趾殊に御丁寧の尊命を以て御土産もの被下其上拜借の顔帖其儘留置候様にと申御事誠に望外の事共にて感刻良に深く筆謝不殫奉存候顔帖は殊に難有日日不能釋手愛玩仕候義に御座候過日申上候跋尾漸淨寫仕候間申上落し候御禮申上候序供電囑候御一笑可被成下候借此間御示及之海防臆測颯と一涉仕候所いかにも感じ入候事ごもにて候儒生にて此様の料見の御座候人外に有之まじく頼襄などの海防論とは日を同して語るべからずと奉存候是は精里にて候か又は侗庵にて候や慥か一昨冬の高話には精里の様に承り候と存候所此度一讀候へば精里の頃の人の口氣に無之事ごも候故甚だ疑ひ存候事に御座候精里の筆し被置候へ侗庵の潤色を被加候ものにて候歟仁齋の著述へ東涯の手を入れ矢張仁齋の所著と致し候類にも御座候歟左なくば最初より侗庵の被書

海防臆測颯  
と一涉

(森嶺は高  
川文筈)

候ものかと被存候卷末に有之候擬封事は全く侗庵にて候所其文句口氣よく似寄候所も有之又いづれも署尾無之等共に同手筆の疑を免れず候耽と蒙御誨示度奉存候御浮簽高按の所一々御尤に敬服仕候いかにもよく御心付かれ候と存じ候事共箇様の義に至り候ては別して小弟遠く及び奉らず候乍然一二存付候箇條も有之候間近日御書物返璧仕候節録出可申上候近者傳聞候へば唐山へ滯<sub>一本</sub>船の墨人より急使を參らせ候て英人の軍艦魯人の跡を尾し候て本邦へ來り可申魯人を其儘被差置候はゞ御爲あしかるべく候へば御了簡御座候様にとか申上候よし其事下田より森嶺のいづ方へか申遣し候内書に有之と申事に候が慥かなる義御承知無御座候哉此義はかねてより氣遣ひ御話にも申上候かと存じ候いなものと存じ候事に御座候兩三日前江戸門下のものより書狀到來候所其内都下のふるまひ兒戲よりも愚なる事ごも候て見聞を厭ひ候など申來り候此節いかなる事共有之候て右様申越し候者歟□□へは不相分候何ぞ御異聞御座候はゞ内々御示誨可被成下候將此間は其御近邊暴風の趣にて候高邸何の御祟りも無御座候ひしや既に故宅園中の木折れ候とて長屋のものより申出候所



見候はねばちと指圖も出来かね候へ共小弟此次第故母に參吳れ候様申候所是は少々乍憚足に腫物出来候て歩行迷惑のことさらば駕籠にて宅限り外々へは參り候はぬ様申遣し候所足もよく候とて途中より駕籠を止め跡にて承り候へば高館へも罷出候よし其節は御不在にて候所政君御款待被成下豚犬義も戴ものなど仕不淺難有奉存候乍憚政君其外様へも可然御致謝被成下度候草々如此に御座候以上

十九日

附啓小四書御藏本御座候はゞ第三卷史學提要の上冊暫時御惠借奉願候豚犬に爲讀候本其部いづ方へ參り候歟久しく見え不申依て補寫候て教へ可申と存付其底本に拜借願候義に御座候以上

懼堂老盟臺 几下

啓 拜手

安政二年三月廿二日

〔五四六〕 山寺源大夫に贈る

御手筆拜見仕り候如仰朝々いかにも冷氣なる事に御座候所益御緩和奉慶候此

小跋を認め

程も御細答被成下奉感謝候就て御面部御小瘍も早速に御癒令兒御風邪も追々御隣被成候よし先以奉降心候御領の邊御かぶれ候には手巾を微温湯に御しめし候て御拭候方可然候尤も御全身浴までの事にて御座候小四書の義も御手数難有奉謝候過刻御官より到來仕候間乍序御禮申上候海防臆測の義愚筈の通伺翁と申事いかさま左様なるべく候亡友鈴木春山並箕作阮甫など時々申唱候説ごも其儘に出居候伺翁は元來虚心平氣の仁故に偏執の意無之因て議論も公平にて諸家の長を被取候所に他の讀書家の及ばざる所御座候と奉存候御示教を蒙候詮に小跋を認め候て返上可仕と存じ罷在候委細は尙其節可申上候別條三頁御内々御示被下乍毎度奉多謝候墨人申越候趣は恐らくは渠等が奸計にて本邦に惠をうり魯人よりは相應の利を收め候はん等の趣向かと被存候高意には如何や右三頁返上仕候御査入可被成下候今日は道因碑本御擲還奉拜收候跋文御留被置候旨唯命可奉從候經世祕策二本蒙御垂示是又奉感銘候遂に是まで名も承らぬものにて御座候無名老夫は何人に御座候や御傳聞の義も候はゞ其内御誨示可被成下候御紙末云々の御説時弊によく當り候様奉存候約を納るゝに

經世祕策



牖よりするの場いかさま此様のものも所用可有之候尙一涉の上存寄候事も候  
はゞ申上候様仕るべく候過日の拜復一同草略申上候

廿二日

啓 拜復

懼堂老盟臺 臺下

〔五四七〕 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

安政二年三月廿三日

經世秘策  
の著利明  
蘭學者寛政  
二年の作

硝石をとら  
ねば火災を  
興すなどた  
わひもなき  
浮論

昨日は經世秘策と題し候二本御示及難有奉存候則一覽仕候所何人の著し候も  
のや不都束なるものと存じ候事に御座候天下の財を十六分にし十五分商賈□  
□など申事も奥州の米相場のみにて積り數字不明埒もなき次第又江戸表一日  
の食糧米九萬石と申なごも一向無算の事と存じ候玄米九合をしらげ候て大凡  
男女二人の食に相成候夫を以て積り候へば都下人口幼孩を除き大凡二千萬有  
之譯に相成申候江戸人口五百萬と申候だにちと其數□□など申事に御座候し  
かるを二千萬數字不明何に倚り積り候義か埒もなき事の様に御座候其上四大  
急務なご申候て何事かと存じ候へば第一策に硝石をとらねば火災を興す抔た

(エゲイプ  
テは埃及の  
事)

璿璣玉衡等  
の手際

唐土は不思  
議に早く智  
慧に早く智

わひもなき浮論にて覺えず噴飯候事に御座候何事をも深く究めず西洋書など  
讀候ものゝ申候事をつまみ聞に致し不明よき料見にて書立候ものと被存候夫  
を書肆なども題號大相にて候故よきものと存じ活板にも仕候事歟同じくたわ  
ひもなき事ごもと存候昨日御書中エゲイプテの事御新聞かの様に御覺え被成  
候と御座候所是は洋人の毎度誇候て何の書にもよくしるし候事に御座候エゲ  
イプテの内地名不明と申所不明と申街衢有之其所に古き大寺有之其寺中に天  
の十二宮の圖御座候所其圖六千年前の製作と申事にて只今は佛郎察の都府バ  
レイスの寶物に成居候と申事に御座候是は慥かなる事と見え候て拙藏のソ  
メルなどの内にも人の學問才智の上古に開け候據と致し有之候唐土にては慥  
の記載は堯の□よりして有之四千年の昔に候へごも□家の事璿璣玉衡等の手  
際中々其近古に開け候様には存じられ不申やはり其前千年も二千年も古くよ  
り衆智を集めて出來候ものゝ様被存候樂などの事も擊石拊石百獸率舞と有之  
候其妙けく後世及び候はぬ事にて御座候唐土は不思議に早く智慧づき候て後  
世へ成り埒もなく成り候と被存候本邦は其追々埒もなく成り候所を學び候故



本邦は其追  
道持もなく  
成り候所を  
學び候故に  
今に至りけ  
ず智慧ひら

に今に至ても智慧ひらけずと存じ候事に御座候當今に至り候ては實に西洋を以て邨子と爲さざる事を得ずと奉存候先は御書物返上候迄勿々申上候以上

廿三日

懼堂盟臺阜比

啓拜

安政二年三  
月廿四日か

〔五四八〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

赤鬣魚

較久敷不獲拜面渴饑罷在候所に忽御使書殊に御到來の品とて美事之赤鬣魚一尾御惠投被下千萬辱感謝不盡奉存候折節客を得居候に付早速調理饗應にも相成可申別して辱奉謝候尙拜面御禮可得貴意候乍憚御母堂様御始め宜く御致謝奉頼候以上

念四

八田君几下

星拜

安政二年三  
月廿五日か

〔五四九〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

令弟御縁談  
の事

好き時節に相成候愈御佳勝被成御起居候耶政君御續き御肥立候歟御左右承度候然ば昨日荒神町大藏罷越し令弟御縁談の事此節はじまり居候よし申聞候此節大藏に貴家へ罷出御無心申吳候様更級の方より頼相回居候と申事に候所賢友御始御母公様思召は如何や又御當人の御存念も御座候義に付私々内々御尋ね申吳候様相頼申候承り候へば松本の純助殿方よりの縁邊にも候趣旁可然御相談の様に被存候大藏も既に左様申事にて此節の御場合御身の廻り御支度等も貴意に任せられまじく候へば夫等の事は始めより御打出し以前の如くに御不自由の事無之候へば此御相談は先方よりも不申出又たとひ先方より申出候逆も御相談には不相成候畢竟此節の御様子故に先方心得次第は御熟談も被成度と申譯に候へば引越等も本引越に無之内引越にて支度なども何一ツ無之夫にても宜しく候はゞ進上候はん位の思召にて御相談に相成候ては如何や其義にて候へば夫丈の事は大藏如何底にも周旋可仕と申事に御座候依て先御内存之所私まで被仰下候様致し度如此に御座候大分先方有餘も有之家の様子に付或は始終の御宅の御爲などにも可相成やとも被存候先夫は末の義令弟にも何



とぞ早く御一分に御成候様にと祈り候所より此御相談至極可然と私にも存じ候事に御座候貴意如何や承度奉存候以上

廿五日

八田賢友 几下

星

安政二年三月廿八日

〔五五〇〕 鎌原伊野右衛門に贈る

御手筆拜接捧讀仕候先以不揃之時候に御座候處御慮次御別條も不被爲在奉慰鄙懷候然ば御墓表御陰文中歷仕云々と御座候て官名無之彷彿として不分候に付何とか脩辭認方可有之と或人申上候より御勘辨御座候所一體無役席とて無役にて官職有之同様の席御立被置候て先府君其御席に被成御座候御事に候へば其所何とか辭の脩め方有之まじきや歷仕とばかりにては唯御家督のみの御事か又は何の御役か不相分候様被思召候に付愚考申上候様奉敬諾候原來無役席にて別の御勤無御座候御事に候へば歷仕云々御陰文本のまゝにて何の子細も有之間敷候必しも或人の吹毛求疵の如くならでも然るべき事と奉存候如此

例漢土秦の代以來天下郡縣の制と成り候てはあるべき様も無之候へども岐周の制仕者世祿と申時には此例いくらも可有之事と被存候家を襲し祿を受けさへ致し候へば官職の有無に拘らず仕と申ものにて可有之候左候へば郡縣の世には無之事に候得共封建世祿の時には數々あるべき事と奉存候是を以て申候へば御陰文本のまゝにて何の御申分も無之御儀と奉存候又御席柄の事何とか無之候ては後世夫程の貴者なる事も相分らず位階低きものゝ家督後何の役義をも勤めずうせ候ものに別無之いかゞなど申論あるまじきに無之候へども釋追號云々の御模様にては明かに候へば是又子細も有御座間敷に其上無役席と申事決して別に辭の脩め方は有之まじく是を無理に辭の脩めだて致し候はゞ彌不分りのものに相成可申奉存候若々是非とも御席柄の事御しるし被成度思食に御座候はゞ襲家の下歷仕の上に無役席タリの三字を御加へ被置候ものにも御座候はん歟左様一々御記し御座候御事にて候はゞ御知行の御高等も是非御しるし不被成候ては片つりに相成然るまじく候依て夫等は別に御家牒と申ものに候へば總て御除きにて唯其御生卒ばかりを御記し御座候



と申が最切の思食と奉存候夫にて可然事の様奉存候尙御勘辨被遊候様奉存候  
借又或人の説に表面御題署に尊稱の文字無之候ては御陰文と不釣合と申義是  
は取るにも足らぬ事に御座候本々天下後世へ公道なる御墓表を被設候と申が  
至重の義にて其陰面に執事の御上より御生卒を御記し被置候と申までにて候  
へば始めよりその釣合を議するなど申事にては無之候仰の如く此義は第四印  
の拙簡にて明白の義と奉存候更に浮説に御迷ひ被遊まじく候御遺命にて云々  
など申御断御座候は尤も以て然るまじく奉存候愚意如右に御座候御下問に付  
無伏藏申上候以上

三月廿八日

星 拜 覆

鎌 原 君 廬 次

安政二年春

〔五五二〕 望月主米に贈る

霽色に相成候倍御佳寧奉慶候然ば此品珍しからず候のみに無御座杯中の物き  
こしめされ候には不詰りのものに御座候へども御園中の草にて製し候間差上

度と老母申出候に付入御覽候御咲存の上御取捨可被成下候以上

八日

啓 再 拜

素 軒 盟 臺 臺 下

附白別紙一昨日差上候心得の所老僕去り難き用向有之途に延引及今日其儘  
差上恐入候幸御海容奉希候乍序試に申上候老僕御家來に承り候へば黄菊の  
苗高園に御座候よしもし御餘計御座候はゞ少々にても宜しく戴度奉存候昨  
年菊圃の上へ風にて兩柳倒れろくく花も無之候ひし程に候故か當春苗も  
一向出で不申候右故此御無心に及び候に御座候苗有之候て御分恵を蒙り候  
はゞ感銘無已可奉存候以上

安政二年三

〔五五二〕 山寺源大夫に贈る

下田の報聞

連日冷雨御動止何の御障も不被成御座候哉奉伺度候然者近日下田の報聞何か  
異事の御座候趣に承候定めて御手にはしかと仕候別條類可有御座と奉存候苦  
しからず候はゞ御内示被成下度奉懇願候過日本國へ志し候て乗出し候魯人も



本邦指掌全圖

中途より引返し立戻り候とか申事何等の義か其話の詳かなるを承らす候内は更に合點參らす候借本邦指掌全圖永々拜借難有奉存候則完趙仕候御收可被成下候時に此御領分だけの圖定て御所持と奉存候御所持に御座候はゞ唯半日拜借奉願度候尤只今は雨にて候に付御□□候はゞ雨歇み候處にて賤人差上候様可仕候又晴間を見候て直に返壁可申上候間何分にも御許諾可被成下候草々布字

大星頓首

懼堂老盟臺

安政二年四月二日

〔五五三〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

御屏風長々拜借

大筆暫時御惠借

過日は美好之海鮮御惠贈被下辱家内打寄賞味いづれも山々御禮申出候爾來兔角不揃之氣候に御座候何之御碍も無御座候歟承度候然ば御屏風長々拜借冷風を防ぎ且雅品にて目を悦ばしめ千萬辱筆謝不替候則致返壁候御收可被下候將近頃御無心に候が唐紙一枚に二字位認め候程の大筆御所持に候はゞ暫時御惠

借被下度奉冀候萬所祈に御座候以上

四月二日

八田賢友

星 拜

安政二年四月二日

〔五五四〕 立田樂水に贈る

名物六帖拜借

唐紙一枚に二字ばかりに認め候位の大筆

免角不揃の氣候に御座候尊體何似借過日は名物六帖拜借奉願候所早速蒙御許諾高庇を以用事相辨じ千萬難有奉感謝候則返上仕候御查入奉仰候爰に又一事御無心の義御座候唐紙一枚に二字ばかり認め候位の大筆定めて御所藏と奉存候暫時御惠借奉萬冀候御允愈の上賤伴に御附與被成下候はゞ尤も多感の仕合可奉存候以上

四月二日

立田先生几下

星 拜

〔五五五〕 立田樂水に贈る

安政二年四月十九日か



石墨鑑華拜

戒壇銘には  
慥か大小兩  
刻有之候か  
と覺え候金  
石史中其論  
有之候哉に  
も存候

風候雨に成り候はん歟と被存候尊體次第に御快方の御容子昨日令郎より拜聞  
奉慰鄙懷候石墨鑑華拜借毎度御無心申上蒙御允兪難有奉存候則返壁仕候御收  
接可被成下候然ば此一帖近日手に入申候御慰に汗清覽候古搦を近年仕立直し  
候ものと被存候御鑒定如何や御留被置寛々御覽被下度候此の戒壇銘には慥か  
大小兩刻有之候かと覺え候金石史中其論有之候哉にも存候他日御擲還を蒙り  
候節右論說御見當候を令郎御筆勞被下候様仕度奉冀候餘期面拜候以上

十九日

星 拜

静山先生 几下

〔五六〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政二年四  
月廿四日か

令愛御種痘

陰鬱之天氣に御座候倍御清適に候歟偕此間は美事の海鮮御投惠乍毎度感佩之  
劇奉存候令愛御種痘後御熱氣如何や承度候此程の御様子にては今日頃多分御  
熱氣は有御座間敷と奉察候今夕刻風呂に御入申可被成候明朝の御様子一診申

度候間朝飯後一寸御遣し申被下度候御左右拜問旁如此に御座候以上

廿四日

八田賢友 几下

星

〔五七〕 村上誠之丞に贈る

長野市 和田榮二氏藏

安政二年五  
月十五日

閑居以來舊  
學を精研近  
日に至り頗  
る力を得

長崎へも英  
佛魯三國の  
舶道々々に  
集り候由に  
肥前藩の劍  
生矢野茂方  
へ尋ね詔書  
と申もの拜  
見……卒然  
詩を作り  
ボイス……  
借用

久敷御音耗も不承候時下梅節にも御母堂様御始彌御碍も無御座候歟御近況委  
く致承知度候此方依舊安全御過念被下まじく候某閑居以來舊學を精研近日に  
至り頗る力を得候事ども、有之獨自悦び存じ候事に御座候天下之御事は何廉  
御多事にて長崎へも英佛魯三國の舶十二艘追々に相集り候よし近來肥前藩之  
劍生矢野茂方へ尋ね候ての話の趣致傳聞候其表にてはもはや委敷事も御承知  
可被成候過日去冬の詔書と申もの拜見此御時節乍恐御尤至極の御事にて難有  
奉存且は先年先公へ上書の事なども存出で卒然詩を作り申候外ならず候間録  
し候て御目にかけて候尤も暫の内御他見は御無用に被成可被下候然ば昨冬も御  
頼申置き候通ボイス左の部差しかゝり借用申度御無心申候



ADMSR

此度飛脚幸領伴之助出府に付本の痛み候はぬ様には委細是へ申付候但すれ候はぬ様一冊ごとに反古に御包み御渡し可被下候箱は伴之助用意可申候爰許にても尙貴き書物の義に付箱へつめ候にもよく其心得にて致し候様御申付可被下候何分御頼申候此節何か御穿鑿にても有之右之部御手放し候事御迷惑にも可有之候へども其表には藩邸の本も村上榮俊方に有之蟻川へ左様御申候へばいつにても御用は辨じ可申此方にては西洋書持候人も無之候故誠に不自由に別して物の名など討索候に差困り候依て此度もさしかゝり御無心申候事にて候幸に其意御諒得可被下候先は用事旁御近況御見舞迄如此に御座候時候折角御厭可被成候御家内様へ總じて宜く御致意被下度候餘期後音

村上賢弟

五月十五日

子明

本邦輿地圖并に漢土沿革圖

附白相託し置き候本邦輿地圖并に漢土沿革圖は一同に被成蟻川方へ御出し置き便の節此方へ届き候様乍御手數御取計可被下候此段も乍序御頼得貴意

候以上

安政二年五月十六日

〔五五八〕 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

桐先生御遺跡碑文之愚意も申候所一被從

鈴木氏所藏之珍物寫真圖

侍講までも被進

御手簡□□仕候如仰今日御發駕好天氣にて御同然恐悅奉存候然ば夜前も御不寐と申御事に候所此間拜答申上候義に付一々御酬誨何とも恐入候且桐先生御遺跡碑文之事も暖翁へ數字不明來候とて御示及被成下奉銘謝候翁も愚意申候所に一々被從候趣大慶仕候全く盟臺被仰遣方當其□候故の御事と奉存候扱又望家御別紙も數字不明始めて承知仕候定て□島などの振合と奉存候翁にも大老に及ばれ候て其學ぶ所を以て侍講までも被進候は榮幸之至とも可申候但不知□□に補ひ御座候所何事にや是又竊に惜み存候義に御座候今數字不明に御奉送の御詩作を被爲召候て御作御座候とて御垂示感吟仕候御再練無御座候所けく卒然の御作には可然様奉存候もし御再考御座候所に候へば第二のはじめを無力補時など御座候ては如何や存付候間例の伏藏なし宜しく御取舍可被成下候鈴木氏所藏之珍物寫真圖是又高庇にて此度始て一覽難有奉存候何とも分



りかね候ものにて候いつかも御沙汰の通いかさま自然物にて人功に成り候も  
 のとは不被存候但草木の實か又は動物の遺骨か其處も圖のみにては分り不申  
 尤も是は某一見だに仕候はゞ即座に可辨と存候いつぞ其時節も候はゞ検査仕  
 度ものと奉存候寫真何人に成り候や頗る精緻に出來申候此位の圖に候へば西  
 洋書リンナウスビホンなど申類にて勘合候はゞ必其品質相分り可申被存候惜  
 むべし官本にも私藏にも此兩種とも無之差當り候ては手の下し所無之候依て  
 先此圖も直様返上仕候暖翁書簡望家劇札とも御落手可被成下候過日拜借之兵  
 の寶も一同奉納上候此書かねて名を承り居り渴望之處致一讀候て大に望を失  
 ひ申候防海の事に至り候ては此公にして此に御止り候事に候へば其他尙何ぞ  
 望まんと慨歎仕候義に御座候高跋とは相觸れ候へ共聊か愚衷之端を開き候其  
 内拜顔を得候はゞ尙御異見をも奉伺度候先は拜酬迄草々申上候以上

既望

懼堂盟臺阜比

星

拜覆

兵の寶

安政二年五月廿一日か

〔五五九〕

小山田壹岐に贈る

埴科郡西條村 中島藤四郎氏藏

昨年中より長谷川善兵衛を以て相願ひ御承知被成下候砲術書

大本の方

エキセルシチーレグレメントアルチルレリーの義

右は段々子細も御座候故を以て御用の趣にて學校御用と也 蟻川賢之助より御  
 手へ差上候様被仰渡御落手之上御下げ被成下度と申義只今に御遅延被成下候  
 義如何之御様子に御座候哉既に御在府中にも幸の義に付彼表にて早速に抄取  
 候様被成下度と善兵衛より申上させ候筈に御座候然る所御歸藩後も一向御沙  
 汰不被下候に付度々御催促申上吳候様相頼候義に御座候處其時々申上吳候義  
 歟如何歟元來右之書修理藏本にて借し遣し置候品に御座候所其外に同名の小  
 本の方も借し置き尙其餘に武器稽古道具等も多々用立ち置き且金子にも少々  
 取替も有之是は此節柄手本逼迫にも候故差戻し候様親類共より掛合に及ばせ



候義も御座候然る所兩三年一向不沙汰にて遂に一と度文通も仕らず候程の事に御座候賢之助義は修理御吟味中なども親類名目にて公邊迄通り候義に付私迄の文通は苦しからず候筋其上修理には莫太の恩義も有之候義に付他の一通りの文門人とも相違右様の次第に候へども夫を咎め候様の事よりは是迄の恩義をも滅却候様の事も出で來り候ものと修理勘辨を以て其以來は深く掛合にも及ばせ不申候然る所右之書此方門人共親類を以て質問候等の義にも入用有之候に付私名前にて也親類名前にて也返却候様申遣し候義いと易き事に候へども是迄の振合を以て氣遣候へば早速返却致すまじく候萬一左候時は其儘にも不被打置取詰め掛合にも及び候義可有之右之上に同人自然も心得違ひの筋にても御座候時には不得已事表向御手前様方の御厄介筋相願候様の事あるまじきに無之左候ては是迄恩義を破り候はざる様厚く勘辨を加へ候義詮もなき事に相成候に付き彼是の次第を以て一向の事右書ばかり御手にて御用之趣に奉願候方無事的手段と存じ不願御手数相願ひ候義に御座候既に此段々心入れをば颯と認取り善兵衛へ渡し置候義に付定て御一覽も被成下候義と奉存候然る所如此御遅延被成下候は外御用向御繁劇にて御失忘被成下候御事歟但しは一と先御

承知は被成下候へども追て表向御手数に罷成候義は免も角も善兵衛を以て内願候様には御取計らひ被成下兼候御事歟善兵衛へ御催促申上吳候様度々申候て其時々申上吳候様承候へども如此歳を超え月を重ね一向に相辨じ不申候義に付同人の上にも疑惑なきにあらず仍て無餘議私より御内々御様子奉伺候明日江府への便御座候趣承知仕御様子次第は直に掛合可申と奉存候乍然前條の次第も御座候に付篤と御様子奉伺上ならでは仕兼候義に付此段申上候御勘辨之上否御批誨被成下候様仕度奉願候以上

五月廿一日

佐久間恪二郎

小壹岐様

安政二年六月七日か

〔五六〇〕 長谷川甚大夫に贈る

松代町 長谷川五作氏藏

附白綿内よりも御法事に付御出御座候よし定て數日御逗留と奉存候今夕頃何も御構不申候が夕飯御上り乍ら御出被下候様仕度候此段乍憚御傳聲奉冀候以上



日々よく夕立は致し候へども矢張暑威は甚しく候御眠食何の御碍も不被成御座候哉然ば安世義俄に御内用と申事にて大坂表へ出立仕候右之義は御承知に御座候哉御存知之通忠信孝弟の缺候人物遠國の御用等勤め得可申義とも存じ候はず如何なる子細か更に合點參り不申右に付拜面を以て御内話仕度義御座候間炎熱の時節別して御苦勞千萬に奉存候へども一兩日中一寸御來訪奉願度此段私より申上候様申付候に付草々申上候已上

七日

本文奉願候義晚來にて候はゞ少しは涼くも可有之候夜食は此方にて御上り之思召にて御枉趾奉希候

甚 大夫 様 内用

恪 二 郎

安政二年六月十一日か

〔五六二〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

御使書拜見先以酷暑之節闔府御揃彌御佳勝之段沃慰之至奉存候賤家老少幸に頑健御放念被下度候儲は被寄思食美事之海鱗一尾御惠投被下乍毎度御芳志千

萬辱言謝不盡奉存候尙拜晤を以て御禮可得貴意と拜答迄匆匆々如此御座候以上

十一日

八田 仁 友 臺下

星 拜 復

安政二年六月十二日か

〔五六二〕 宮本慎助に贈る

此間は暑候御尋とて御入來殊に鶏子一盤御惠投被下且拙筆之御挨拶として過當之御謝儀に預り重疊感銘乍然痛却之至奉存候儲御囑し御座候匾字今明日の内認め可申と存候に就き存じ付候事有之候まゝ此間の御禮旁一寸得貴意候最初第一圖の通可認と存候所草の字を加へ候方匾面立派に見え可申と考候て第二圖の如く認め見候再又存じ付候は凡そのもの格別の事に無之候ても新奇にて珍らしく候へば見所多きものにて候並方より一等擢で候事にて他人の糟粕をねぶり候て陳腐に成り候ては面白からず候様存候彼の山に象山の號有之候事惠明寺の古き額に其字面見え候ばかり人之心づかず居候所にて僕よりこれを發し候は格別の事には無之候へども此土地のみならず本邦には古來此別



號の人儒釋ともに無御座候へば先新奇とも可申候然る所其字面が面白く候とて今又匾字に被成候ては再出三出に付もはや陳腐にて糟粕の譯に相成見聞候人珍重申まじき歟とも存じ申候然らば匾面いかゞにて可然と御座候はんに第三圖の如く御座候はゞ却て見所有之候はんかぞ存候過日認候山記にも以其東面修竹成林紺聯綠涵彌望如霽雲故亦名竹山とも有之候てけく山の本名にて候但字面至て平々の様に候へども他に其類無之特出の事に付却て新奇に打揚て聞え可申かぞ被存候たけやまと稱し候へば餘り普通に申唱へ候故に平々の如き様聞え候へ共此閒拜晤之節も御話申候通唐代名勝の地に竹山と申が有之既に顔魯公などに聯句の詩も候て後世法帖にも入候程の事にて其字面も頗風雅に御座候又本邦にては寛政時代浪華に中井積善と申鴻儒有之則日本逸史の撰者にて候此人の號を竹山と申候此人の外は本邦に同號の儒釋無之候へば此所も面白き歟と存候僕に於てはいづれを認め候とても同じ事に候へども折角之御結構にて匾地なども格別に御念をも入れられ候事に候へば其字面等をも永く人の珍重候様致し度及此事候夫とも委細なく第一第二の方に思召御座候歟

夫是御伏藏なく御申越被下候様致し度如此に御座候吳々も此閒は痛入候事に御座候ひき右御禮ながら草々以上

六月十二日

星 拜

宮本賢友

一印 二印 三印  
 象 象 竹  
 山 山 山  
 草 草 草  
 堂 堂 堂

嘉永甲寅三月  
象山平啓書

〔五六三〕 宮本慎助に贈る

夜前は好雨にて御座候ひき彌御清適と致想像候然ば此閒御誨答之如く御匾字認め申候但四字に落款致し候程は地無之依て此程の第一圖の様認め候小匾の方櫻樹の御植込も有之又華胥國の故事兩様に聞え候様如此致し申候いづれも

(甲寅三月は蟹居を懼りて特に蟹居前の年月を用ひたるなり)  
 安政二年六月十五日か

(第一圖云は「象山」堂は「華國」と認めたる額の説明に)



て宮本仲氏  
の重襲する  
所)

拙劣なる所は御容赦可被下候餘在面賦

十五日

佐久間

宮本様

安政二年六  
月十七日

〔五六四〕 竹村金吾に贈る

御使書拜接忙手拜展仕候如仰連日酷暑難凌覺候程に御座候夫故にちと御碍り  
被遊候よし散々の御儀に奉存候兔角御快然無御座候との御事時節柄千萬御保  
重に不可過奉存候扱又時下御尋ね被成下候て美事の折御惠贈被成下感哉之至  
可申上やうも無御座候不打置老少打寄拜味仕り炎時をも忘れ可申と奉欣謝候  
小弟義は昨年得禍候以來氣體は殊の外に健に罷成候て當年などは幾歳にも無  
之輕安に御座候兩三日前兩日ばかり頭痛仕候氣味に候ひし所其後本の如く爽  
快讀書窮理とも怠り不申候其外老少いづれも無事に御座候間乍憚御放念可被  
下候其内夜涼をも生じ候はゞ月に御乗じ被成候頃となり晩來より御過談被成  
下度奉企望候色々拜話申上度事ども如山に御座候いづれ期拜晤之節候先は御

惠贈の拜謝迄草々申上候以上

十七日

猶々有合せの品御移りの印までに入御覽候御晒存可被成下候以上

竹村先生臺下

星 拜復

安政二年六  
月十七日か

〔五六五〕 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

御使牘拜見仕候如仰今日は殊に熱風人意に可ならず候所倍御萬福被成御座欣  
慰之至奉存候然ば御精製之妙品澤山に蒙御惠賜言謝不盡難有奉存候不  
少打寄拜味仕候て炎熱をも忘れ可申と家内一同宜しく御禮申上度申出候義に  
御座候將江戸御來書之御異聞をも早速御聞かせ被成下每度ながら奉感佩候亞  
國より銃砲二千門差出し候と申は小銃に御座候や又は大砲に御座候や御承知  
御座候はゞ其内御示誨奉希候過日は宮復手束御示被成下奉多謝候今日之御誨  
牘の趣にては此手束の説全く浮きたるにても候歟しかし如何可有御座候や尙  
不安心なる事と奉存候右手束も依命返璧仕候御收□可被成下候先は蒙御芳問

亞國より銃  
砲二千門差  
出候と申は  
小銃に御座  
候や又は大  
座候に御座  
候や御座は



候拜謝迄草々申上候乍憚尊嫂前御始可然御致謝奉仰候餘留面悉

十七日

倡義老盟臺 文儿

星 拜復

〔五六〕 山田見龍に贈る

豊榮村 小林莊右衛門氏藏

安政二年七月三日か

秋熱も免角鬱滯をかね候御起居倍御戢穀奉慶候借此間も蒙御訪問其上御嘉賜を荷ひ感佩之至奉存候其節被仰置候品出來候間御門前僕の序御座候に付持せ差上候御一咲可被下候此程之拜謝旁如此に御座候以上

三日

山田 君臺下

星 拜

〔五七〕 藤岡伊織に贈る

安政二年七月七日か

佳節御同慶奉存候借先夕は御内訪殊に美事の萍實一顆御投惠被下午毎度御芳情不淺辱奉謝候然ば其節掛御目候詩跡にて一所改め申候其改候方少し宜く候

閒認直し可呈と存候此程の一番御座右に有之候は一寸此ものに御投與被下度候先夕の拜謝旁草々頓首

七夕

勉齋 令友 儿下

大 星

〔五八〕 立田樂水に贈る

安政二年七月九日

夜前は乍少々好雨にて御座候ひき御起居倍御佳勝被成御座候耶然ば淨土宗にて始祖の様に致し候善導大師と申ものゝ傳の内討檢仕度事有之候所其傳も數種有之候かの様に記し居り候甚御手数数の段は恐入候へども御香華所の城巽林には其數種必可有御座候間暫時御借求め御轉借被成下候様仕度奉萬冀候善導五書と申すものも有之候よし是は名目を存じ候迄にて涉獵候事も無之候免てもの御手数序に是も一同御取出し被成下候様奉願候此様のものも閑時一涉致し置き候へば何かに無用の用可有之と存じ候より相願候義に御座候尤も急ぎ候義に無御座候間御序御座候節に宜く奉希候將此間は少林寺戒壇銘御擲返右

(城巽林は松代御安土願行寺淨土宗なり) 善導五書



金石史一本 見合候様にとて金石史一本蒙御借示乍毎度銘感不已奉存候今日返上仕度候讀  
かけ候所御座候間少々御寛貸可被成下候押版一枚以序返上仕候草々不字

九日

啓 拜

静山先生臺下

安政二年七月十二日か

長野市 新井義雄氏藏

〔五六九〕 小林善藏に贈る

晴山老より修理方への送金

殘暑甚布御座候處彌御安泰被成御勤珍重奉存候然ば先達て江戸三村晴山老より同姓修理方への送金拾三兩西村源藏殿より御役方まで爲替の證書にて致到來居候今明日之内右證書を以て御役所迄人差上申度奉存候其節證書と御引替右金子御渡し被下度奉頼候此段得貴意度如此に御座候以上

七月十二日

恪 二郎

善藏様

御口答可被下候

安政二年七月十五日

〔五七〇〕 山寺源大夫に贈る

〔藤盛生は弘庵〕

〔詩中々感じ入候〕

中元愛度奉存候倍御安好と奉想像候夜前より好き雨にて御座候今少く快く降候はゞ剩炎をも一洗し可申と企望候義に御座候儲此間は藤盛生詩抄御示借相願ひ得一讀奉感謝候此間も一寸御誨答被下候通何も是と申目にかゝり候事も無之譴責を得候はん廉も無御座候へば過日傳聞候所は多分訛傳なるべく被存候詩中々感じ入候事にて五古など此位に作候もの都下外に有之まじく候三本返上御收納奉仰候海防臆測も長く留置き恐入候是又一同奉還上候御約束に付跋文起草仕候故入御覽候浄土宗の祖師善導の傳の跋是又一時存じ出候に就附上仕候善導傳の跋は別して略草のまゝに候間御覽後御擲返被成下度候先早々申上候以上

中元

啓 拜上

懼堂老盟臺

書簡 聚遠樓時代 (五七〇) 山寺源大夫宛



安政二年八月六日か

〔五七二〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

御囑託の畫  
奉使日本紀  
事

過日も佳菓御投惠乍毎度御深情不知所謝辱仕合御座候爾來稍涼氣に相成候御起居彌御勝常に候歎然ば御囑託之畫牋此涼に乘じ候て可認と存候然る所雙幅の御約束にて候ひしや又隨意と申事に候ひしや忘れ候間一寸御尋申候將奉使日本紀事山寺より御取寄せ御座候や如何乍序此事も承度候御書入貴答可被下候以上

六日

八田賢弟几下

大 星

安政二年八月十五日

〔五七三〕 勝麟太郎に贈る

久々御疎遠申上候浪華よりも倍御多祥にて御榮歸愛度奉慶候右御悅も順子へ相託し候て不申上候所御多忙之御中御惠書を蒙り千萬難有奉謝候右奉答も甚延引重疊恐入奉存候時下秋涼何の御碍も不被爲入北堂君にも御村も不被成御

座候御便順子迄到來奉慰鄙懷候賤家老少無事乍憚御放念可被成下候世上には色々の事も御座候よしの所屏居の身は甚閑寂にて近日も大幅の畫を一張作り夫に左の詩を録候

罪譴亦渥恩。忽與世事違。起臥一室空。疎放得自怡。委懷親文墨。早晏他無思。偶然及此戲。雲山見幽姿。方將消永晝。何曾學畫師。遣興豈非適。休論妍與媿。

是は實境に御座候御一咲奉仰候此閑時を空しく致し申まじくと存候てウキスキユンデに取かゝり申候礮學軍術いづれも此詳證術に根基候はでは叶はぬ事と被存候孫子にも地生度。度量生量。數生稱。稱生勝。と有之候は全く此術を申候事と被存候所漢土には其下學の功無之候故其效驗を收め候もの寡く候と存候事に御座候是までサツクフツク卷首の所力及ばず其儘に致し置候が大抵推研埒あき申候始は原書誤の有之候に差支候所能讀候へば原文の誤皆相分り候御紙上拜見候へば只今に洋籍拂底のよし公邊には何故洋籍澤山御取寄せ海内に普く成り候様不被成候義や今に儒者衆邪魔致され候事歟。扱々不審の事に奉存候此事左様相成不申候内は開け候様にて十分の事に至らず何分某などが



此方へも洋人御入集  
衆長を御集  
御座候に無  
御座候ては  
永世の立不  
は立不申業

書簡 聚遠樓時代 (五七二) 勝麟太郎宛

三六〇

申上候通に此方へも洋人御引入水府老公など御直に御論辯其上にて御兵制をも御定め又此邦のものをも諸國へ差出され衆長を御集め候様に無御座候ては永世の大業は立ち不申候今夕便有之候に付餘り御疎遠申上候故申譯旁草々申縮候氣候折角御厭可被遊候乍憚北堂前御始め可然御致意奉仰候以上

勝 君 臺 下

星 拜 覆

中 秋

今日は此地好晴に御座候此分にては夜來月色も可宜被存候其御地如何や定て御興も可有御座奉想像候玉詠等も御座候はゞ他日承度奉存候楮中元之御祝儀として昆吾一方御贈被成下感銘之至奉存候是よりは毎度御無音愧入奉存候此野物如何しく候へども聊か入御覽候御晒留可被成下候以上

勝麟太郎より返事

安政二年  
八月廿日

貴翰拜讀先以御惣容様御初御多祥御座被成重々奉賀候楮は私方よりも烏渡御文通可申上と便宜相伺候處芳翰到來右も其儘貴答に相添差出し申候御晝之御詩拜吟小子輩高意は不可解候へども卓然として胸

開清懷を生じ申候ウキスキユンデ御電覽之趣御示教一々の當後學に相成候義深く感佩仕候未だ洋籍拂底にて皆々困り居申候乍然此節長崎表にては植字□□候爲追々邦製多く相成可申舶來も御取寄之義と推考仕り候別封申上候長崎表へ罷越候義も昨今又々被仰出候て私共一同薩州献上之船にて品川方乗船の積りに相成申候是迄航海之書は讀不申今更當惑之仕合に御座候何ぞ御心附の義も御座候はゞ御教示偏に奉願候蘭人に問試申度候開箇條書に御認密に御投被成下候様奉希候且又如高命往々江戸へ御呼下に相成候様仕度□□之義も申上候へども未時不到何れにも一兩年中には右様相成可申と奉存候此度參候舶將はメーヌテルグ、フアヒユスと申ものに御座候由三十年來航海いたし居其内上陸いたし候年月は二年程と申事に御座候同人も最早老年に及候開他邦へ參候所存無之日本人教育にて相果候はゞ足れりと申居候由献上之蒸氣船は名はスームビンク三百匹力之蒸氣と申事に御座候其他士官四人士官見習二人雜卒百二十人計と申事にて慥なる事は知れ不申又々申上候様可仕奉存候私別段相願候傳習中怠惰を不生警戒に相成候様なる高作頂戴仕度奉願候此義は吳々も御面倒乍

書簡 聚遠樓時代 (五七二) 勝麟太郎宛

三六一



ら御一筆御勞奉願候餘は後便可申上貴答迄早々如斯に御座候以上

八月廿日

猶乍末筆御母堂様御初御惣容様へも御序之刻宜敷御致聲奉願候將  
又此一封甚乍輕少呈上御取捨被下候はゞ大慶奉存候何か取込居御  
無音仕候義と奉存候間不惡敷御海容被下度候小生出帆も來朔日と  
治定仕候以書崎陽方可申上候前文申上候御詩と御心付之箇條は何  
分奉願候再拜

象山先生 貴答

麟 太郎

安政二年八月二十日

〔五七三〕 高田幾太に贈る

祭禮兩日あやにく雨天にて萬端御不都合と奉存候處令郎にも先々御恙なく御  
仕まひ殊に昨日は大分御立派に御装ひ望觀候もの皆々嘆賞を極め候と申御事  
重疊愛度大御安心と奉慶賀候儲此程は右之御用意萬端にて御多忙之御中御内  
訪を蒙り縷々御誨諭望恩兩君の御配意と申し竹兄并に盟臺細微之所まで御心  
付被成下候御事御親切之至今に始めざる義ながら萬々難有感激之餘り流涕に

及び候までに奉存御禮も存じ候様には申盡し難く奉存候但し御誨諭一條に付  
尙とくと勘辨仕見候所諸君御配意被下候處と元來愚意の有る所と行違ひ候所  
御座候様に被存候に付愚意之趣一應左に申上候抑砲術門人共内々參り候て受  
教授候と申事はじめは依田源之丞、金井新六等親類にて朝暮立入小弟所持の道  
具など見候より大小砲術并に測量等習ひ度と申出候へども最初は志の程も分  
り申さずさては右等の藝術一兩人にても實に上の御用にも立ち候様に仕立候  
には多分之骨も折れ又多分の手間をも費し候はでは叶ひ不申小弟事昨年まで  
四五年の間他人の爲のみに致奔走空しく日月を過了し候に付此時節を幸に是  
迄手前の爲闕漏を覺え候事ども專に研究仕度其事に心を入れ候折柄一兩人の  
門下のために多分の手間費致し候も迷惑に存じ教授の事再三斷り候所源之丞  
中々志も深く候様子にて達て申乞ひ候に付去らば手間費も無餘儀事又一人に  
ても始終上の御用にも立候程のもの拵へ出し候へば是も亦屏居中責ての御奉  
公と存じ候て教へ始め候所舊門人の内にも志御座候もの其事傳聞候て内々罷  
越し候其内には小弟の教授候所を執心候て新入を乞ひ候ものも有之候夫等總



宅へ見え候  
も四拾人  
計りも有之  
べく候所

て一應二應斷候へども達て懇望候故不得已事内々致教授遣し候事に御座候乍  
去右之次第故に此節宅へ見え候もの四拾人計りも有之べく候所其間才不才は  
候へどもいづれも先一廉づつ有之候もの共にて尤も小弟の取立方に成法有之  
故には候へども僅かの間に其坐作進退や、見るべきものに相成候此儘兩三年  
も怠らず修業候はゞ大抵の師範家にも成得候はんと被存候もの十四五人も有  
之候小弟の發揮候て西洋の法則を誤り候はぬ門派は廣く他藩に行はれ候へど  
も本藩には蟻川生一人の外よく出来候もの無之かね、嘆息罷在候唯大略似  
寄の事を致し候て夫にて事を仕まひ候料見に候へば何成と其真似方致し事濟  
み可申候へども此時節に當て真箇に兵務を修め候には小弟の成法を守り候様  
に致さず候ては決して行き届き不申候兼て存候に上にて御真眼を被爲開御眞  
實に練兵之事に被爲及候はん時には眞に其術に明かなる人有之改正潤色仕ら  
ず候ては相成申まじく其人たとひ有之候ても一人二人にては多分の御人數を  
暫時に規律に入れ候事能はず本藩の上にて於ても左様の人いづれにも拾數人無  
之候ては埒あき不申と存候故此節竊に右之御用に相立可申もの其數だけも取

恩君御密諭  
被下候には

立置候へば是又一廉の蔭の御奉公と奉存依て此間御覽に入候詩に申候通隨分  
氣の懈るをも忘れ候て内々教導も仕候義に御座候此程恩君御密諭被下候には  
高弟のものへ一兩人其事を面誨致し其餘のものへは高弟のものより傳へ候様  
に致し候はゞ可然と御座候へども只今左様の高足弟子も無之且教授の事は其  
地位だけのものにて其地位に至らざるものへは其事いか程耳提面命候ても何  
の用をも成し候はぬものにて候恩老臺基の國手にて御出候と申事に候所拙基  
のものへ一時妙手を御授け候とて其ものより他人へ傳へ候時は大開違ひに  
成り可申竹兄馭馬の名人に候所其功至らざるものへ其術を授け他人へ其通に  
傳へしめられ候はん事は決して難出來事なるべく又老兄音律に御堪能に御座  
候處其技拙きものへいか様御骨折御教諭御座候とも其ものゝ思召に叶ひ候は  
ん事固より無覺束況や夫を他人へ傳へ其他人をして高意に叶ひ候様致させ候  
はん事存じもよらぬ事と奉存候小弟の教授仕候所も是と二理無御座候依て此  
義者何分左様も仕かね候義又其有志のもの此節の所をも憚からず頻に出精候  
て一日は一日丈に其功も見え候を自分の爲を計り候て一切斷候と申所何分忍



か、る御時  
節に付聊か  
に備へても  
相成候義

びざる處に御座候一向の事は迄の通に仕居り夫あしく候とて表面御沙汰にて  
も蒙候て其節やめ候方可然奉存候左候へば諸有志に於ても怨も無之又小弟に  
於ても遺恨無御座候かゝる御時節に付聊かにて御武備の御一助に相成候義  
を心掛け候て夫あしく候とて御沙汰を蒙り候とて恐入候とは可申上候へご  
も内心には聊か恥ぢ存じ候筋無御座候望恩兩君御親情より自然上の御耳にて  
も入り屹度慎ませ候様など被仰出候時は甚氣の毒の事とも被思召被下候段は  
身に餘り辱き事に候へごも小弟に於ては左様被仰出軒端より外へ出候な我家  
内の外親類たりとも逢候など御座候とて固より屏居の身分さし支候筋更に  
無之左様に候へば左様に候上に就て最初にも申上候手前一分の修業専らと仕  
度は元來の素志にて御座候此節柄門人ごも少々也とも取立候て蔭の御奉公仕  
候はんと申も有志の者の出來候より起り候事又少々藥劑など與へ候もの有之  
候も聊か財を得候はん爲に致し候に無御座入魂のものより達て頼み候より斷  
り候に忍びず且一向に醫藥の事取扱ひ候はぬ時は家内のもの不快に候節も其  
病に應じ候て治を施し候氣わたりあしく相成候に付其爲にもと存じ乞ふに任

總て是迄通  
に仕天命に  
任せ申度

せ候義にて是又やめ候て外に何の差支も無御座候依て總て是迄通に仕天命に  
任せ申度奉存候昨年獄に下り候ても是も又修業の地と存じ候て精力を著け候  
事に御座候獄中にて著はし候省響録と申もの一卷有之候其内の一條録出掛御  
目候

予自來此勉勵克治鍛鍊身心未嘗虛度時日古人云儻閒居真不空過日月彼錮我  
者皆成我也旨哉

小弟に於ては始より此心得に御座候此節にても又々厳しく被仰付候へば夫も  
實は幸の義と奉存其間には何れ天意も可有御座と奉存候既に獄中の作に別紙  
の如きものも御座候御一讀奉冀候何事も心に任せぬ所にて自分の根性を矯め  
つけ候が却て益少からずと奉存候右の存寄に御座候間外交等の義は固より仰  
せをも待ち候はず慎み罷在候義其他砲術門人等の義は是まで通にて打過ぎ何  
事も天に任せ度奉存候此所諸君思召被下候所と違ひ候様に御座候へごも諸君  
朋友の爲に御謀被下候と小弟國家の爲に謀り候と所謂道並行而不悖と申所と  
奉存候乍憚此次第恩老臺并竹兄へも御序の節可然御演說被成下度奉願候しか



し尙道理に觸候と被思食候所も御座候はゞ何分も御辨駁を蒙り度奉萬祈候此  
段此程の拜謝旁申上候總乞心諒

二十日

星 拜

高田 盟 臺 几下

〔五七四〕 山寺源大夫に贈る

安政二年九  
月七日か

御手筆拜見仕候雨中倍御佳勝奉敬慶候昨宵は差懸り入用候て入御覽置候草本  
御投還相願候所速に賤使に御附し被成下殊に又下田御異聞詳密に蒙御内示千  
萬難有感刻之至奉存候今日も御追書に御座候此事は容易ならざる次第に至り  
可申歟と杞憂に堪へず候夷人も形の如く申出候上は其到底を窮めず其儘に放  
下候事有之まじく又大朝にても此一事は餘の瑣事とも違ひ當今御大政の最第  
一にて候へば夷の申候事も御打捨も被置まじく左候とて彼を制馭し候籌策火  
急に生じ可申様も無之畢竟其籌策無之候故に一昨年来此次第にも至り候事に

桐先生遺跡  
碑文の義

毀蘭説

御座候周の文王の大國畏其力小國懷其徳と申如く其國力かれを制伏し候程に  
無之候ては始末つきかね可申候小弟聊か愚考有之候へども紙筆のよく盡す所  
に無御座候間爰に不申上候差當り妙高案御座候はゞ御示誨奉冀候諸桐先生遺  
跡碑文の義に付縷々蒙仰奉謝候就中□□の誤寫よくこそ御心づかれ被下候□  
□ひて直ちに御手へ差上申候可然奉願候如仰過日は□翁物故と申風聞承り直  
に望月へ質し候所跡方もなき訛傳のよしにて降心仕候如仰彼翁にて候へば早  
速に□つき可申候將毀蘭説の稿此程も蒙仰候に付搜索し候て漸く見出し候誠  
に起草し候ばかりの紙にて塗抹も少からず御見分被成にくゝ可有御座候へど  
も度々被仰下候義に就き其儘掛御目候其外には別に稿も無之候間御覽相濟候  
はゞ其内御擲返可被成下候昨夜の草本も□□仕舞候間一同尊价に附上仕候先  
は此段拜答迄申上候以上

七日

星 拜 復

山寺老盟臺 几下

書 歸 聚遠樓時代 (五七四) 山寺源大夫宛



安政二年九月十四日か

〔五七五〕 山寺源大夫に贈る

四郡圖

毀蘭說辨稿

御誨答拜見仕候前以御萬祥奉慶候然ば昨朝奉願候四郡圖御見出し御惠借被成下欣感の至奉存候返上少々猶豫仕候ても苦しからず候様蒙仰別して難有奉謝候毀蘭說辨稿並稚字御擲還慥かに拜收仕候毀蘭說の義に就き荷御過獎乍毎度赧然に堪へず候夜前の月明聚遠樓上眺望いかばかりと被仰下是亦奉多謝候いかさま昨夜は好風月に御座候ひき樓上の眺望もあしからず候所夜前は東園へ出で候て長春菱前に至り候に月色殊の外麗はしく遂其光景に愛で候て夜深まで其邊に彷徨致し候事に御座候癡情御一笑可被下候先草々奉復

十四日

星 拜復

懼堂老盟臺 梧下

安政二年九月十五日

〔五七六〕 山寺源大夫に贈る

四郡繪圖

連日好晴適人意候倍御輕安と奉想像候然ば昨日は四郡繪圖御惠借被成下難有奉謝候乃返上仕候御收接奉仰候偕風聞仕候は佛朗察船下田へ參り候て船中缺乏の穀類御合力に預り度の魯西亞は敵國に付其國人の此方に滞在候分渡され度のご申出候よし然る所御合力の方は御斷り魯西亞人は彌利堅船を以て既に歸國致させ候と申す此方應接の詞にて候所夫は偽に候と申候て大分やかましく井澤殿も大に心配と申事高川より申來り候文通有之其内書御手に御座候を拜見候と寫し候て權要へ差出し候と申し兩角玄修安世へ内話候趣同人より承り候果して左様の事有之候はゞ其顛末詳に仕度奉伺候乍御煩瑣右始末御書留も御座候はゞ何分も御内示被成下度奉冀候過日御誨示の佛朗察に怖れ候て魯人の引返し候所など存合候へば佛人の魯人をめざし候もさもあるべき事に相聞え候然る所英佛等にて此節の體たらくをつけ込み魯人を強て受取り度と申出候事慥かなる事に候時は誠に禍を轉じて福となし敗を變じて功となすの好機會と存候事有之候て前條の次第詳悉仕度と申に御座候其次第に依り候ては是非一夕御過談をも奉願度と奉存候義に御座候拜借もの返上方々草々

佛人の魯人をめざし候べき事



申上候

望

啓 拜

懼 堂 老 盟 臺

安政二年九月廿五日か

〔五七七〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

一通の梨子を赤葡萄酒に煮候迄のもの

小春老晴御同意に存候御起居愈御佳勝と想像仕候然ば此一種御慰迄に掛御目候是は荷蘭人好み給へ候ものと申事にて先年江府勤番の通事より承居候一通の梨子を赤葡萄酒に煮候迄のものに御座候色相異常に付御怪も可有御座と存候故ありのまゝに得貴意候以上

廿五日

大 星 拜

八 田 賢 友 几 下

安政二年九月三十日か

〔五七八〕 山寺源大夫に贈る

東京市 西川大六氏藏

長息流

昨日は御手誨拜接欣展仕候如仰近日はけしからず冷氣に相成候夫故ちと御風邪のよし尤も達ての御事にては無御座候と被仰下候へども此節の氣候御保護專一と奉存候賤家動靜御芳問を荷ひ難有奉謝候幸に母も至て健にて小弟も久く風邪にも感じ不申頗る爽快に罷在候間乍憚御放念可被成下候近日何か新聞も候かと被仰下候所何も是と申す事承り不申候八日には諸學人謁見可被仰付よし是も先年隱岐侯の藩に長息流と唱へ候馭法を傳へ候もの有之格別得る所とても無之偏僻の持論など致し候様子にて諸家の馬役などをば門籍に拒み候と申事にて何か淺々しき事の様に承居候所猝に其藝術勝れ候よしを以て謁見被仰付候此類に候とけく世上に異論御座候様に御座候此度は盡く其選に當り候や否杉田成卿の事は御聞及無御座候哉市川一學の事小弟も其名を存じ候のみ面會致し候事勿論無御座候一二新刻の序跋など見候事も候所如仰左のみ出來候學者とも存じ不申候ひき石河田村兩司外へ轉じ川路は禁裏御造營御用掛

市川一學



妻の兄も崎  
港へ参り候  
趣やう蒙命候

に被成候よし大得意の事なるべく候へども大得意の内大失意無之候へば宜く  
と氣遣ひ申候何卒此度の御造營は大體にも叶ひ天下人心にも満足候様有御座  
度奉存候川路も此所に心を被盡候様乍蔭祈候事に候へ共京都と江戸との間に  
挟まれ候ては甚だ處しにくき事共有之趣にかねて承居候故斯人の上をも氣遣  
ひ候事に御座候下曾禰も御先手に被命候よし如仰御鐵砲方の下地にも候歟し  
かし好人物には候へ共其好人物丈眞箇に練兵の有之候には其教頭無覺束存候  
先唯具位のみと存られ候荷蘭より蝨船並銃器致献上水陸提督兩人教導に罷越  
候と申事にて成程妻の兄も崎港へ参り候やう蒙命候趣一寸其事知らせ候が委  
しき事は申も越さず候但折角と荷蘭より遣し候者の事に付其人物も定めて非  
常に且諸學術も拔群の事に可有之候へば江戸へ直様被召寄水府太公御始め御  
兵制御改正に御携候御方々親しく御辨論をも被成其所長を御師法とせさせら  
れ候て其上にて御兵制をも御改め又御旗本御家人を始として諸藩の俊秀をも  
其門に入候義を御指圖有之天下の武備を御一新候様の御手段有御座度事に候  
所何ぞや其人を長崎のはてに被差置わづかの人数を彼地へ被遣其事を被爲習

是も例の小  
器の所致歟

水戸老公又  
城隔日御登

候等其意を得ざる御所置と被存候是も例の小器の所致歟嘆息の事どもに御座  
候砲臺の鐵造巨砲御不足の分肥前候へ被命此節卒業にて餘程著船候所其内遠  
州灘に於て數十門覆没の風聞も候よし實説に候へば可惜義に御座候乍然果し  
て左様の事も候はゞ又事の開け候基にて崎港に有之殆棄物に相成居候ドイケ  
ルスコロツクも世に出可申候此器は海底へ沈み候ものを拾ひ揚げ候爲めの道  
具にてかゝる時節尤も必要のものに御座候先年荷蘭より餘程の御賞譽をも蒙  
るべき存意にて献上候所當時御用も無之候とて關東へも上らず粗相なる土藏  
に收め有之誠に惜むべき事と通事のもの物語致し候事も候ひき定て其様の事  
に候はゞ御取出しに相成可申候左候へば又一つの益にも可相成候水戸老公又  
又隔日御登城と被仰出候よし御新令の事も是も傳聞のみにて今に拜見は不仕  
候本邦近海測量の願彌御斷に可相成と御達も候歟のよしに候所是は例の内  
外二かはの外邊ばかりの事には有之まじきやちと不審に存じ申候此節の體た  
らくにて彼を御制伏御出来候はんと申御料見にては所謂喪心の沙汰たるべく  
又彼を制し候事能はずして假に是を拒み彼より強暴の振舞に及び候節無餘岐